

鹿兒島県史料

名越時敏史料二

解題

一

今年度の『鹿児島県史料』は、昨年度に続き、文久四年正月～慶応三年四月までの名越左源太時敏（以下、左源太と略記）の日記を「名越時敏史料二」として刊行する。

「名越時敏史料二」の底本と構成について、先ず断っておく。

底本は、昨年度の解題に記したように、東京大学史料編纂所所蔵のA本（島津家本薩藩関係史料一―二―三―三―九）である。しかし、慶応三年正月から同四月まではB本（島津家本薩藩関係史料一―二―三―三―二）があり、左源太の自筆本と考えられるために、昨年度と同様、両者に違いがある場合にはB本を重視した。

また、『小林市史』（昭和四十年発行）編纂のために収集した資料中に、志戸本次助氏が筆写した元治元年九月十六日から慶応二年二月二十九日までの「名越左源太時敏日史」があるが、「朔日より記しあるも、小林に関係する部分の抜き書きである。しかも文分より書写す」と注記されているように、「日史」の全文ではなく、小林に関係する部分の抜き書きである。しかも文字の読み間違いもあり良本とはいえないが、「日史」の原本からの書写と推定できることから、参考にできる部分は採用し、その旨を注記した。

構成については、「日史」の後に、「鵜戸詣道の記」及び「御縁記」（日州鵜戸山略縁記）を加えた。

左源太は、慶応三年四月、日向国飫肥領内の淡島大明神・鵜戸六社大権現・榎原大権現へ参詣する。「日史」では、四月朔日の出発部分の一部のみが記され、以後七日まで記載はない。これは、日記を整理する際に、最初本文に書き入れようとしたのを止め、別本に仕立てることにしたものと推察される。鹿児島県立図書館に架蔵される「鵜戸詣道の

記」(〇一三〇一八六七一一)がそれであると考えられる。この「鶉戸詣道の記」はB本と酷似の書体である。また挿入されている絵も、いかにも絵画が得意と言われている左源太らしいすばらしいものであることから、これは名越左源太の自筆本と推定してよからう。

また、「御縁記」は「鶉戸詣道の記」と一体になっており、「名越時敏」の姓名が朱書されている。鶉戸参詣の際に左源太が入手したと推察されることから、流布している版本ではあるが、参考資料として掲載することにした。

二

「名越時敏史料二」の内容のほとんどは、左源太が小林居地頭、高岡居地頭として勤務した時期の記録である。ここでは、1元治元年九月八日、居地頭制の復活布達により復活する居地頭制の意義、2幕末における郷士の文武の実状、3城下上級士の子弟教育、について述べることにする。

1 居地頭制の意義

文久四(元治元)年五月十八日、当番頭役(役料米二〇〇俵)を命ぜられた左源太は、同八月二十六日には、是までの通り奏者番を兼務して四番組御小姓与番頭へと役替えとなり、さらに九月十六日、つぎのように仰せ付けられた。

一大番頭格

一 御役料高百八拾石

一 小林居地頭

兼 野尻 須木 高原 加久藤 飯野

一 惣物主

名越左源太

右之通御役替并地頭職被仰付、御役料高被下置候、小林之儀要枢之地不容易場所柄ニテ、兼テ人心一和武備不行届候テ不相叶事候ニ付、一郷中ハ勿論、近郷迄致支配、文武ヲ引立兵備ヲ鍊磨シ、御趣意十分致拡充、每事行届候様心掛致精勤、馬関田居地頭へ万端引合可相勤候、当世体出格之以 思召被 仰付候

九月十六日

但馬

右之通被仰付候

しかし、加久藤郷は、同十月に「加久藤之儀、馬関田居地頭へ兼致支配候様別段被仰付候ニ付、被成御免候条可申渡」と家老川上龍衛から申し渡され、馬関田居地頭安田助左衛門支配となつた。

以後、左源太は小林居地頭のまま、慶応二年七月、「馬関田并諸県郡吉田 吉松 加久藤」の兼地頭となり、同年八月十四日には高岡・綾・穆佐・倉岡四郷地頭として地頭所替えが命ぜられ、高岡郷に居住することになる（高岡居地頭）。

元治元年に復活する居地頭制の藩の意図については、つぎに示す九月十六日付「御通達之写」により明確である。

御先代様御軍制之御美意ニ被為基、御領内境目要枢之場所^(衝カ)所居地頭被召居候ニ付テハ、内外之不虞ニ応シ

攻守進退無滞其任ニ堪へ候儀ハ勿論、第一古来淳朴易簡之風ニ被復度厚キ思召之事候処、太平之余習ニテ是迄之儀兎角紛冗相流、諸郷々過半及疲弊候哉ニ相聞得候ニ付、所役中之正邪進退、民間之疾苦ヲ除候儀專要ト可心掛候、

文武引立・兵備充実之事ハ自ラ居地頭之任ニ候得共、勸農之儀尤其職中ト可心得、先度地頭并ニ郡奉行江被達置候

趣モ有之候間、右御趣意ニ基キ万端可及談合、且又御軍役奉行・御軍賦役・締方横目江同様被達置候間、練兵之

儀ハ御軍役方、所監察ニ関リ候事ハ締方横目江引合可致候、左候テ、帰旅・出府ハ勿論廻勤等之節ハ、其格ニ抱^(拘カ)ラ

ス供廻可成費用ヲ省キ候儀勝手次第被仰付候、発起之儀至重之任候間、急迫之世体ヲ弁シ不容易 御趣意奉汲受、

各肝胆ヲ碎キ勉勵、屹度其任相立奉安尊慮候様被仰付候条、此旨居地頭へ申渡、向々ヘモ可致廻達候

すなわち、近世初期に領内境目枢要の場所へ居地頭を置いていたのは内外の不慮に迅速に対応し、「淳朴易簡之風」を維持するためであった。しかし、太平に馴れ、紛冗に流れて諸郷の過半が疲弊する状況になった。したがって、居地頭の復活は、(1)郷の正邪進退を明確にし民間の疾苦を除く、(2)文武を引き立て兵備充実を図ると共に、(3)勸農策により農業振興、産業育成は最も重要な職務であることを改めて指摘し、関係する軍方役・締方横目なども連携し、支配の実を挙げることが指示されている。

城下士のみならず郷士を実戦に本格的に投入する必要があるためである。

ペリー来航を機として諸郷から選抜した郷士を合わせ一隊とし、城下士を指揮官とする軍を上方守衛・江戸守衛などに派遣することがなされており、久光の国事への関わりはその出動人数を増加させていた。また、薩英戦争の経験から薩摩藩は強力な軍事力、それも近代的軍組織編成の必要を痛感し、積極的に武器の購入と製造に乗り出していた。これらにはいずれも多大な費用を要した。

藩はその財政手当を早急に行う必要があった。先の(3)が居地頭の重要な職務とされる所以であるが、その具体的内容の一端をつぎに見ることができる。

諸郷々江桑・茶植殖方之儀、先日分テ被仰渡候通当時格別之御用途相成、就テハ居地頭江茂右掛被仰付、其郷ハ勿論、兼郷迄モ引受取扱イタシ、無納等之場所へハ尚又受持郡奉行并ニ談合役等へ申談、植殖方引勸、往々莫大之御利益相備候様可取計旨致承知、当時御軍役ニ付テハ莫大之御入費被為及候ニ付、何レ御国産相高、右御用途相備候様無之候テハ不相濟御時節柄ニ候間、掛役々ハ勿論、其外一同被仰渡候御趣意深奉汲受、則ヨリ茶之実等精々拾集植付地面等致見分、追々植殖候様一涯不致精勤候テハ近年中其詮難相見候ニ付、右之心得ヲ以可相励候、自近日中拙者直達モ可致候ヘトモ、茶之実拾方等之儀手後ニモ可相成ト存候付、其内早々申渡置候

十月二十九日付で左源太より小林・飯野・高原・野尻・須木の郷士年寄中へ出された廻達である。増大する軍閥係経費を賄うための桑・茶の増産は、全藩として取り組んでいるものであったが、その直接の推進者は居地頭であった。

郷においても近代的軍組織化を推進し、士気を振起し、軍事行動を支える費用を捻出することは、差し迫った政治状況からすれば必須の全藩的課題であった。

先日居地頭被申付、其後書付ヲ以申達通不容易職掌精勤可致、事之成ルト不成トハ心ヲ用ト不用トニアル事故折角可相励、士氣ヲ励シ、武備文学之事ハ自之事、勸農其外人心之邪正見聞等何篇意ヲ用、本ノマ、□之見ユル処立直候様政事イタスヘク候（目カ）

右の藩主の口達にあるように、藩が意図した郷の立て直しの成否は居地頭の器量にかかっていた。

士気の振起のために藩が採った手立ては、諸郷に対しては曖・衆中への名称復活がある。慶応元年五月朔日、郷士年寄は曖、郷士は衆中へと名称が変更された。曖・衆中共にまだ郷に居住する士と鹿兒島に居住する士に大きな隔たりがなかった時期の名称である。この名称への変更は、城下士と郷士の意識面での差をなくし、全藩挙げての軍事体制を築くことにあつたであろう。居地頭による郷の軍事面における底上げは、その必要用件であつたのであり、居地頭の復活と曖・衆中の名称復活は一連のものであつたのである。

2 幕末における郷士の文武の実状

では、左源太が居地頭を命ぜられた諸県地方の郷の文武の状況はどうであつたろうか。

左源太と同時に居地頭に命ぜられた安田助左衛門は、馬関田・加久藤・吉田・吉松の諸郷についてつぎのように報告している。

郷士ノ風儀全体辺鄙ノ衰郷故、海辺ノ郷々へ引競候へハ余程素朴野陋ニテ、此風最通被行候様有之度相考申儀御座

候、武芸ハ吉田ハ飛太刀流・大刀流相学ヒ、外三ヶ郷ハ直心影流三四年前ヨリ相流行、飯屋々々ニ道場相立、余程相励致稽古事御座候へ共、文学ノ者ハ一人モ無之、庭訓往来・商売往来抔教申候テ生長仕候ニ付、学文ニ付テハ手ノ付様モ無之次第御座候、加久藤ニハ四書ノ素読少々出来候者モ罷居候ニ付キ、二才トモノ内人柄見合両三人聖堂へ出候テ致稽古候ハ、追々ハ学文モ相開可申、吉松ニハ加治木ヨリ素読ノ師匠相頼候テ、是以学文ノ道折角相励候付キ、追々聖堂へ差出可申候へ共、外武郷ハ其取計モ出来兼、当分折角師匠相尋申儀ニテ、辺鄙ノ場所故可參吳申人無之、困リタル事御座候（安田助左衛門日記）

すなわち、武芸については各郷に道場があり、ある程度稽古に励んでいるが、学文の面では手の付けようもない所もあり、学文の師匠を依頼しても来る人がいない状態であった。そのため、安田は、四ヶ郷の中心に位置する馬関田郷島内村に学文手習いの学校を設立し、造士館から句読師の派遣を要請したいとしている。

諸県地方で指摘されているこのような学文の劣った状況は、特殊事例ではなく、程度の差はあれ全藩の各郷で見られる状況であったことをつぎは示すであろう。

武士も文字の知識を要せしは、村内重要な位置に立つ可き家格を有せし人士に止まり、以下の人士に至りては殆んど其要なかりしを以て、皆棄てて之を顧みるものなく、偶々修学を好み、或は望むものありても、人皆擲擻して措かず、相謂つて曰く、吾曹何ぞ文字を知るを要せんやと、頼つて以て役人となり得るに非ず、何等の痴漢ぞと、是に於て当時の士民意らく、文字公事に伴ふ可きものにして公務に従ふものに非んば、又文字を要せずと、故に公事を去りて文字なく、一身一家の必要より文字を習ふものとは殆んど希有の勢にして、偶々之を習ふ者に公辺に閑したる勤役のみなりき（『喜入村郷土史』）

どの郷でも、郷士年寄以下の郷役に就く家はほぼ定まっているのが通常であり、郷役に就く可能性のある家柄の子弟は学文が必要であるが、下級郷士にとっては学文の必要はなく、まさに「字で飯は食われず」（『喜入村郷土史』）とい

うことが後々まで続いたのである。

左源太の支配下にある須木郷でも、ある地域では同様の状態であった。

慶応元年一月二十九日、左源太は須木郷へ武術・読書の見分にでかけるが、武術の見分はいにくの雨によりできず、読書の見分のみが行われた。

その実状は「書物読候者平野源五左衛門・園田莊左衛門、右両人実語経類之者(物)三四冊ツ、読候、斎藤七郎右衛門席書いたし、其外(一五名、名を省略)清書差出候」とある。書を読む者も、当時の学問の基礎となる四書などではなく、市井の教訓書である実語経の類を読む程度であった。清書を差し出した者の中に奈崎居住岩崎林次郎十六歳がいる。岩崎については、つぎのように付け加えて記されている。

奈崎江者是迄字を書候者不罷居候処、拙者支配相成候而より読書致沙汰候得者、夫より致手習候而今日迄二百日計之字書ニ而候由、立派ニ出来候、習候へハ書候者も有之処ニ而有之と所之者嘶いたし候、師匠なしにて書候由、出来れハ出来る者ニ而候、此一ヶ村ニ郷士も数多致居住候得共、公私之用向至_二于今_一口達ニ而相弁、至而不自由いたし居候由、追々者書通も出来候半と申事候

左源太の支配となって初めて読書が勧められ、手習いが行われるようになった。岩崎林次郎のような者が出てくることにより、郷においても遅れていた学文が進み、支配も容易になることが期待された。そのためには、定まった教場・学問所の設立と専門的知識を持つ教師の配置が必要であった。しかし、左源太の居住する小林郷でも定まった教場・学問所はなかった。

慶応元年二月九日、小林郷仮屋内の剣術稽古所の自費による破損修理、自費による体術稽古所の設置と師範の雇い入れ、薩英戦争時に味噌樽などの寄付行為、などを行った者へ芭蕉布一端や金子百疋がそれぞれ褒美として与えられたが、それに加え十日町名頭町元彦兵衛・五日町名頭森山勇助にも金子百疋が与えられている。その理由はつぎの通りである。

右者此節所郷士之者共江学問引勸、何れ学校所無之候而不相叶折柄ニ候処、右兩人之者共家屋敷一ヶ所相求、且外廻り石垣迄も調替、家も致修甫差出、格別之奉公いたし心入宜候付為褒美右之通遣候

これが二人の町人による自発的行爲であったかはさておき、郷士のための教場・学問所が小林郷に初めて設立された。この学問所は左源太により文行堂と命名された。

安永二年造士館が設立された後、私領地にはそれにならった学校が設立された。また、郷中教育のための学校も斉彬の意を汲み受け新屋敷方限の「郷中学校」（嘉永五年設立）や近在の吉野雀ヶ宮学校・中別府学校などが設立されたが、安政元年、有馬新七による一郷に一郷校・一稽古所の設立の考えが示されていながらも地頭直轄郷の学校設立は遅れ、居地頭の復活・再置を俟たなければならなかったのである。

3 城下上級士の子弟教育

名越家の家格は大身分の寄合であり、云うまでもなく上級士である。左源太には四男二女、六人の子供がいる。

嫡男の平馬時成は、慶応元年一月十一日、「平日学文武芸致出精心掛宜段被 聞召上詰衆被仰付候」と、十五歳にして詰衆となった。また、同年二月九日、「今四ツ後造士館江出席仕候処、此通（御用之儀候間二之丸御用部屋へ可罷出候）御用ふれ来、直二 二之丸御用部屋へ罷出候処、蓑田氏より極々内談之趣有之、其訊此段民部殿初皆々島方渡海被仰付、あの通私も只今思切次第可被仰付段伝兵衛殿より致承知候」と、薩摩藩海外留学生の一人に選ばれ、平馬は受諾する意向であることを父左源太に伝え、許可を得たい旨の書状を差し出している。

これに対し、左源太は蓑田伝兵衛への添え状を付けて、つぎの通り返事した。

蓑田氏へ内意書状相添、平馬尤二被考候ハ、右書状蓑田氏江持参ニ而右通親より申来尤二存申候間、此節迄ハ外ニ御工夫相付候得ハ別而難有段可申出候、夫共御申請上度存慮ニ候ハ、伊藤彦介殿杯相談之上之事ニいたさるへ

く旨申遣候、蓑田氏江之書状も全御断と者不申越、未年若こも有之、文武出精仕候様精々相勤申候処、随分相心得
 日比精々相励候向見受申候間、只今夫形召置候而者修行之比合も打過、是而已心痛仕次第二而、何分御工夫被下度
 儀を細々相頼候、式拾壹式才相成居候ハ、則御受可為仕段申越候、乍併平馬一人二限り其任二相当り居候儀二御座
 候ハ、別而難有事二而否可申上候儀二而者無御座候付、何様共奉畏可申候段者申越候

左源太の心配は、若年のため文武修行の半ばで海外留学生となることにより、平馬の将来がどのようになるかと云う
 ことにあつた。蓑田伝兵衛への添え状でも全く断るものではなく、外の「御工夫」を願うものであり、しかも「平馬一人
 人二限り其任二相当り居候儀二御座候ハ、別而難有事二而否可申上候儀二而者無御座候」と、平馬一人だけの選抜で
 あれば否応はないとするものであつた。

平馬は三笠政之介の変名で三月二十二日串木野羽島を出発し、翌二年七月十六日鹿児島に帰着した。帰国後、七月晦
 日、藩の海軍方別勤を命ぜられた。

一年余の留学であり、しかも学文修行中の若年であつたことから、一つの専門分野についての知識を吸収することは
 難しかつたであろう。明治期、中央政財界で活躍する薩摩藩海外留学生達とは比べようもなく、内村八紘「名越左源太
 と長男・時成」(『鹿児島史談』四号)によれば、親類一族が上級士である左源太家はすべて「お家大事派」であり、別
 府晋介などの交わりを持つ平馬は危険視され、家族・親類ともうまくいかない悲惨な状態であつたとされる。

しかし、ここでは留学後のことではなく、留学生に選抜されたことは、彼が平生学文に精進していた結果であること
 に注目したい。平馬には、継続的に学文を行う習慣がついていた。平馬の日常的な学文修行の様子は不明であるが、自
 らの修行の様子を克明に記している上級士がいる。鎌田正純である。

鎌田家は一所持格の家格であり、正純は天保三年、十六歳で詰衆となり、諸役を歴任し、若年寄・御家老名諸事取扱
 となる上級士である。天保三年から書き始められた日記には、彼の文武修行の状況が記されている。これについては、

既に平成二年発行『鹿児島県史料 鎌田正純日記 二』の解題があるのでそれを参照いただくことにし、ここではつぎの二点のみを指摘するにとどめる。

①正純の学習形態は、師による教授（文武の師の所に出かける、又は師が出張）、独習（素読・熟読・習字）、グループ学習（座元における仲間と式日・式夜を決めて行う学習、天保九年の「式日式夜覚」では毎日文武何れかの式日・式夜がある）である。

②学習内容は四書・五経など儒教が主であるが、治世上又は世情の変化により学ぶ必要が生じた分野（例えば大筒・兵学）のものは積極的に取り入れている。

すなわち、数人の気の合う好学の仲間との切磋琢磨による学習が主である。これは学習の習慣・積極性・高い目的意識を前提として初めてなされることであるが、何よりも幼少年期に学習の習慣がついていなければならなかった。

では、幼少年期のどのような教育によって学習の習慣はつけられるのであろうか。

学習の習慣を身につけた平馬の弟、三男吉次郎（安政三年生）と四男徳熊（安政六年生）に対する教育によってそれを窺うことができよう。

その前に、薩摩藩で問題となっている上級士の不学の状態について一瞥する。

薩摩藩の上級士の不学は常に問題にされていた。天明九年、斉宣は家老中へつぎの通り指示した。

一 不依大身小身、幼年ヨリ我儘ニ生立候へハ盛長ノ後国家ノ用ニ難立、別テ氣之毒ノ至ニ候条、貴賤共ニ得ト其旨ヲ相考、無油断出精尤ノ儀ニ候

一 一門並名代ヲモ相勤候家格ノ向ハ、屹ト立候身分ニテ、専國中ノ見当ニ相成事候条、第一身持ヲ慎、家法ヲ厳ニシ、懦弱之風儀無之様相心得、文武之芸ハ勿論、万端礼儀正敷、威儀ヲ不失様心掛候儀專要ニ候

一大身分ノ儀ハ家柄ニ応シ夫々ノ役場ヘ可召仕ノ処、是又至テ不才ニ有之、書読等不自由ニテハ相当ノ役儀モ難申

付事候間、分限ニ随ヒ諸芸ヲ相嗜、往々用立候様相心得、何篇律儀ヲ相守、風俗宜敷、士風モ相立候様可心掛候
 右条々、大小身共ニ若輩ノ生立柄ヲ第一ニ申渡事候間、親兄弟共其旨ヲ汲得、家訓正敷、朝夕ノ示教不怠様可相
 心得候、勿論依生質才不才ハ可有事候ヘトモ、折角相導候ハ、身分相応ニハ可生立事候、尤世上ノ交礼讓ヲ本ト
 シ、怠慢ノ風儀無之、往々用立候様無油断可致教訓旨、屹ト可申渡候（『薩摩藩法令史料集一―三三二』）

大小身によらず幼年期よりの教育が必要であることを指摘し、特に一門・家名方および大身分子弟の文武精進の必要性を強調して親兄弟の指導を求めた。

このことはこれ以前からも執拗に求められていることであつた。しかも、この法令が出された後も改善されることはなく、同様な傾向が続いていた。

家柄之面々心掛薄成長之後は遊芸ニのみふけり御用立者無之候ニ付、学文武芸修行いたし、非常之急変等も候折は、一廉御用立候様ニとの御趣意ニ而候、尤先祖代より一所之地領来候者は猶更心掛可有之、以来心掛薄ニ三代茂家格相当之御用不相立面々は家格被相下、一所知行等可被召離との趣ニ而候（『鎌田正純日記一』天保十年十月十六日）
 家柄の面々で学文修行の心掛けの薄い者が二、三代続く場合は家格を下げ、知行を取り上げるといふ処罰をちらつかせ、学文修行に向かわせる必要に迫られていた。

では、なぜこのような上級士においても不学という事態が生じてきたのであろうか。このことについて、『斉彬公史料』・『忠義公史料』の編者である市来四郎はつぎのように指摘する。

文学ノ心掛アル者ヲ蔑笑シ、青表紙ヲ被リテ軍ニ出ルヤト謂ヒ、或ハ誰某ハ学者ナリト輕蔑シ、度外ニ措キ、学館ノ外奉職スルヲ得サルカ如キ風ニ陥リタリ、茲ヲ以テ適々心掛アルモノモ他聞ヲ憚リ、窃ニ読書シ、無学文盲、唯武断維崇フノ風習ナリキ、故ニ他藩ニ比シテハ文盲ナル人多シ（『斉彬公史料』二―五四七）

市来は、武を讀えるあまり文を蔑視する「国風」が根強く薩摩藩には蔓延していたことに原因があるとする。このよ

うな風潮の中で、自主的学習によって行われる上級士子弟の文武修行は、鎌田正純のような高い目的意識と強固な意志がなければ続けられるものではなかった。多くの上級士の不学の状況は続いていたのである。このため、文久三年一月、寄合以上の者は造士館への入学を命じ、「精粗之次第可被遊御覧候間、星帳取仕立毎月末御用部屋へ差出候様御沙汰被為 在候」(「日史」一月二十九日)と、精励の度合を計るため出席状況を点検することにした。しかし大身分の子弟教育は造士館では期待通りには行われなかつたようであり、慶応元年つぎのように布達している。

寄合以上之面々往々重職をも被仰付、国家之大事委任可被仰付身柄ニ而、一涯志を励し文武致修行、往々御用立候様可心掛と之趣者 御先代様より度々被仰渡置候通ニ而、何れ幼少より勸善之友無之候而者文武修行も難整訳合ニ而、当分寄合以上之嫡子・末子其方限諸士交候向も有之由付、以来右家柄之面々者、一統右同様諸士共ニ親敷可相交内稽古所等江致出席、文武之修行者勿論、時世至当之正論互ニ講習被致討論候様被仰付候条可相達事

五月

式部

個々で行っていた上級士子弟の文武修行を、「幼少より勸善之友無之候而者文武修行も難整訳合」と認識し、方限の諸士との交流の中で文武修行を行うことに軌道修正したのである。これによる郷中教育への影響などについては今後の課題である。

さて、本題の左源太の三男吉次郎、四男徳熊の学習についてである。

「日史」に吉次郎の学習についての初出は文久二年八月十日、「五ツ半伊藤彦助殿へ一刻参候テ、吉次郎拙者三男当年七才書物読之儀相頼候」とある。これは郷中教育でも行われている早朝の素読である。さらに元治元年五月十五日には「宮里喜次郎殿江も参候而、吉次郎手習之儀相頼、今日より初而被来呉候」と習字が加わった。宮里は習字と共に素読指南も行うこともあった(五月十六日)。

吉次郎の標準的な学習は「吉次郎伊藤氏素読より帰候ニ付又素読、拙者読教もいたし候、六ツ半過宮里喜次郎殿被来、

吉次郎江手習指南」(六月朔日)と、早朝の素読、左源太による素読、宮里による習字という日課である。左源太は「吉次郎伊藤家より素読相済帰候付、又素読いたさせ教もいたし候」(六月二日)・「吉次郎昨日習候所為読候而伊藤氏へ遣」(六月二十九日)と予習・復習を自ら指導している。

「日史」に記載のある元治元年の学習日数を示すと、五月は素読など八日、習字五日、六月は素読など二四日、習字九日、七月は素読など二日、習字五日である。

左源太は九月には小林へ赴任するので以後鹿兒島に残された吉次郎などの学習についての記載はないが、早朝の素読や習字は行われていたと考えられる。

慶応元年には嫡男平馬を残して家族全員が鹿兒島を一月十八日出発し、小林居住となる。

同年の吉次郎への学習は一月二十一日に始まり、「吉次郎江書物教、論語習居候分為読候」とある。以後連日素読をさせている。

二月九日には徳熊について「六ツ時より五ツ過迄吉次郎江書物読いたさせ、徳熊も大学読候、又朝飯後四ツ過迄読ませ候」とあり、徳熊七歳(満六歳)での学習が始まった。

三月以降は「吉次郎・徳熊江書物為読」と、二人への読書指導が左源太の日課となり、また、習字指導も行った。

武術の面では閏五月二十一日、「夕方吉次郎江立木打いたさせ」とある。六月二十四日には剣術の面道具を吉次郎の稽古用として購入し、同二十八日には「吉次郎召列稽古所へ参候、今日より吉次郎江拭合引立鈴木龍^(試力)之助江相頼候」とあり、鈴木を師として朝の稽古に通っている。七月以降、「吉次郎龍之助所へ遣候、五ツ時分帰、四ツ後書物為読候」

(七月六日)というのが日課となる。その外、十月二十七日には「吉次郎当年十歳ニテ当春之比之二筒射、其後今日初テニテ候処、初筒ニ中リ大悦ニテ候」と鉄砲を経験している。また、高岡では、寺師休五郎へ読書、長野助兵衛には鐘、市来善助には剣術の指導をそれぞれ受けた。

吉次郎の日課は「朝六ツ吉次郎起シ寺師氏江素読二遣シ、今朝より帰りニ市来善助所江剣術ニ茂遣シ、五ツ半帰り、直ニ素読いたさせ、夫より練士館江出シ九ツ時帰、夫より手習いたさせ候」(九月二十五日)というのが基本であった。吉次郎は十一歳の少年であり、「今日も小児共七八人来遊ひ候、吉次郎大悦ニ相見得候」(九月二十六日)と遊びたい盛りでありながら、読書・武術・習字など大身分の子弟として身につけなければならない事柄を左源太の監督・指導の下に懸命に行つたのである。

以上見てきたとおり、吉次郎・徳熊の学習の始まりは七歳であり、これは通常武士子弟が学習し始める年齢と同じである。しかし、吉次郎の日課に具体的に示されるように、学習の質と量は、朝素読の師について学び、その後は方限の仲間と学ぶ郷中教育と比べると、その差は明らかである。

父左源太の眼鏡にかなつた師から文武の手ほどきを受け、郷学校の練士館に出席し、さらに自宅では左源太から読書・手習いの指導を受けている。また、父が多忙の中でも読書し、武術の稽古を続ける様子は、継続的な学習の重要性を無言の内に教えたてであらう。

このような少年期における徹底した学習により学びの習慣が身につき、鎌田正純に見られるように、成人後も自ら研鑽するということが日常的に行われることになるのである。

(安藤保)

例 言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「名越時敏日史（解題のA本）」（文久四年正月～慶応三年四月）と、鹿児島県立図書館所蔵「鶴戸詣道の記」を底本とし、『鹿児島県史料 名越時敏史料二』として刊行するものである。一本書の目次は、「名越時敏日史」目録をもとに、作成した。

但し、目録がない文久四年正月から四月まで、元治元年九月から慶応三年四月までについては目次を補充した。一文書の掲載順は、原則として底本に従った。

一「鶴戸詣道の記」については、野田敏夫校註『鶴戸詣道の記』（昭和五十一年 鶴戸神宮社務所）も参照した。一収載した文書を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。

但し、「イ」に挙げる「日史／＼（名越時敏日誌）・解題のB本」で補正した場合は、特に表記しなかった。なお、本文中に挿入される挿絵や花押などについては、B本の方を優先した。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

（原本史料） 旧記雑録（旧記雑録・続編島津氏世録正統系図）ともに東京大学史料編纂所所蔵）

「日史／＼（名越時敏日誌）・解題のB本」（東京大学史料編纂所所蔵）

「名越左源太時敏日史（志戸本家本）」（志戸本宗徳氏所蔵）

(刊本史料)

「当家軍術三略守書」(東京大学史料編纂所蔵)

旧記雑録前編(『鹿児島史料 旧記雑録前編』一〇二)

旧記雑録後編(『鹿児島史料 旧記雑録後編』一〇六)

旧記雑録追録(『鹿児島史料 旧記雑録追録』一〇八)

続徳川実紀(国史大系『續徳川實紀』第四篇)

孝明天皇紀(『孝明天皇紀』第五)

徳川禁令考(『徳川禁令考』前集第二)

防長回天史(『防長回天史』下巻)

「七卿西竄始末六」(『野史臺維新史料叢書二十二』)

「三条西季知筆記」(日本史籍協會叢書10『維新日乘纂輯二』)

「真木直人日記」(日本史籍協會叢書11『維新日乘纂輯二』)

奇兵隊日記(日本史籍協會叢書86『奇兵隊日記二』)

「航西小記附録」(日本史籍協會叢書98『遣外使節日記纂輯三』)

「五卿滞在日記」(日本史籍協會叢書99『五卿滞在記録』)

官武通記(統日本史籍協會叢書『官武通記二』)

一 刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名については原文の表記を重んじた。

イ 「名越時敏日史」及び「鶴戸詣道の記」は、適切な位置で字配り・行替えを行い、体裁を整えた。

平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、原則として底本の体裁に従い、闕字は一字分あけとした。

文書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。:

ウ 仮名は、原則として底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、原則として底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、() で囲み原注と区別し、文意の通じない箇所や文字は、(ママ)・(○○カ) などとした。

カ ルビは、底本(A本)もしくはB本にあるもののみを付した。

キ 朱書は、(朱書)と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

ク 付箋・貼紙は、右肩に(付箋)などと注を付し「」で囲んだ。

ケ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲み(摩滅)・(破損)と傍注を付した。また、判読不能な文字については■で示した。なお、人権上の配慮からその表記を省略し、■を挿入した部分もある。

コ 「名越時敏史料二」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

嶋津↓島津

一「鶴戸詣道の記」の挿絵(写真)については、本来の姿に近付けるために、鹿児島県立図書館の蔵書印を画像処理により削除した。

鹿児島県史料 名越時敏史料二 目次

名越時敏日史（文久四年正月～七月）

今日大目付衆より御沙汰書	五	ロウ引油練り様之事	三二
音信贈答之事	五	二日之日徳熊嘶いたし候を留置	三三
英吉利本国書抜之新聞紙横濱江到来摘要翻釈之大意	二二	田中仲次郎殿七拾八歳ニ而柔術之事	三四
宸翰	一八	伊集院嘉盛流儀御家老衆見分出席人数名前	三七
少将様御献策之写	一九	文鱗富士画ニ景恒讚	四〇
天朝より幕府江御沙汰書之写	二〇	従京都師家門人之内両三人ツ、被差下候人数名前	四一
文久二年戊十二月十二日名代曾小川志摩より被申渡候直書写	二二	武芸師家門人之内諸生引立候様被仰付候事	四一
文久三年亥四月廿日被相渡候直書写	二三	拙者野屋敷江泊歌一首	四四
七月廿六日之夜高台寺出火大祖苗御旅所ニ板札ニ張紙写	二四	五月雨之自詠一首	四五
尹宮様近衛閔白様近衛左大将様此御方京都御屋敷江初而御入之節御詠三首	二四	拙者夫婦之狂歌	四六
二条様近衛様二本松御屋敷相撲有之御入之御詠	二四	御米千石翁士江被成下候事	四六
文久四年甲子正月因州侯建白	二六	内之浦より異国船漂来之届書写	四六
順聖院様御筆仰出	二九	加藤家御家老衆見分之事	四六
順聖公名分御筆	三〇	主税梅田家誓詞之事	四七
		甲子年射場奉行名前	四八
		流鏑馬当冬相勤候名前	四八
		島津主殿殿亡島津登殿宅江住居之事	四八

御加増御役替名前	五一
吉野雀ヶ宮方隈武術式日	五一
議政所仰出之事	五二
葉丸流儀師家被召建候御書付之写	五二
川上勘解由其外江議政所掛被仰付候御書付之写	五二
松橋之休兵衛居所之事	五二
中將様指宿御湯治之事	五二
拙者月之詠一首	五三
備後殿御上京吹聴書之写	五四
主税指宿より之書状之内	五四
内膳殿より養祖母様江之弁之内	五四
藤喜志此節上国ニ付嘉美行并藤由氣より之書状之写	五五
中之別府学校所不時ニ文武見分名書	五六
川上八郎左衛門門人出精名書	五七
イケビヤコン練様	五八
太守様造士館不時御入之事	六一
中別府学校所門掛札之事	六一
若年寄大目付衆より三人造士館演武館掛被仰付候事	六二
開成所与頭より惣掛被仰付候事	六二
京都騷働風説	六二
拙者大島より帰之事自詠二首	六二

鶏を狐取候を追落候事	六三
南林寺順聖公御廟御額御聯之句	六四
京都道正庵之事	六四
高橋縫殿殿江開成所掛被仰付与頭出席之事	六四
長州風評	六五
書籍方跡江上演武館詰席建	六七
長州人滯京御堅メ等之事	六八
落書之儀御沙汰	六九

名越時敏日史 (元治元年八月〜十二月)

七月十九日御所戦争之節川上助八郎へ川路正之進助太	七二
刀之事	七二
同日薩州勢之長賊之野戦砲打合之事	七三
備後殿凶書殿天竜寺先陣御争之事	七七
長州征伐ニテ出府ノ諸郷一先御暇	九〇
居地頭被召居候御通達	九二
中將様御口達	九三
義弘公諸外城ヨリ被召寄候軍談合之人数	九七
兵具三略守書拔書	九八
惟新様御子様木野瀬江御養子之事	九九
惟新公御容体惣像参考	一〇五

小林井手之山池之図……………一三九

茶植殖之事所方江御徒目付方より当り相成候面書写……………一四二

白鳥山御文書写……………一五八

日州諸県郡真幸院白鳥領目録……………一五八

知行目録……………一五九

証文……………一六〇

中納言様御幼少御筆……………一六〇

中納言様御筆御短冊……………一六〇

白鳥山六兵衛湯之麓園……………一六二

名越時敏日史（元治二年正月〜七月）

御製葉方掛一条……………一七三

徳之島代官……………一七三

志岐小左衛門殿より書状之写……………一七八

真幸酒脇完不相成……………一七九

御手遊道具……………二〇三

先日小林飯野等江高岡より之劍術修行者名前……………二一五

御城下近比之御役替名前……………二一六

閏五月廿五日御通達……………二二七

龍之鱗……………二二八

天狗之斧……………二二八

須木地頭仮屋麓園……………一三三

名越時敏日史（慶応元年八月〜十二月）

順聖院様御忍御巡見歎と申話……………二五〇

順聖院様御忍ニテ華林寺へモ御参リト申ス事……………二五一

飯野長善寺釣鐘麓園……………二五五

養蚕所取立ノコト……………二五六

高原地頭仮屋内射場地……………二五七

米良筑後守事……………二六〇

高原藤田新之丞所後之社へ納り有之候馬角左右之図……………二六四

須木ニテ経書読ミ候モノハ初テナリ……………二六六

吉松転住者場所見分……………二六七

保寿院惟新様御前様御影有之……………二六七

真幸札……………二六九

求摩人吉へ上意打アリタルトノ聞ヘアリ……………二六九

御貸上ケ金人数……………二八〇

飯野小林一組上京ノ筈……………二八二

月山流雞刀由来……………二八五

示現流之事……………二八五

山犬之六狩……………二九二

丸田竹翠殿活花之図……………二九九

下馬緒 三〇〇

名越時敏日史（慶応二年二月〜七月）

中將様集成館御出 三〇四

生産方骨滓菜種子茶等ノ事件 三一〇

土佐ノ容堂公船ヨリ御出ノ事 三一〇

鬼塚原人參植付森山新田桑植付等 三一〇

榎木原人參植付場 三一〇

高千穂御新田 三一〇

新納刑部異国ヨリ帰家 三一四

狗留孫參詣 三一四

五卿一件 三二九

高麗渡海之覚 三三六

又高麗ニ渡海申事 三三六

条書 三四〇

御狩御法度之条々 三四一

井上嘉兵衛筑前ヨリ来書之写 三四一

福七ヨリ遣候書状之内 三四二

七月朔日町藤殿ヨリ来状之内 三四四

典姫様重富江御入之筈 三四七

佐次右衛門殿市来六左衛門英国行 三四七

廃合之通達 三四八

小林之住人太宰府五卿方守衛井上嘉兵衛ヨリ之来書之

内写 三五三

町田氏ヨリ来書之内 三五六

七月十八日来書之内 三五七

名越時敏日史（慶応二年八月〜十二月）

小林より筑前警衛井上嘉兵衛来書之写 三六一

鹿之肥時分 三六二

長州戦争書付 三七四

六月十九日芸州境小瀬川口 三七四

小瀬川口 三七五

大島郡 三七五

小倉落城驛路之聞書 三七六

寄道祝二首 三九五

名越時敏日史（慶応三年正月〜四月）

試毫 四〇六

主上御抱瘡 四〇八

扶桑諸国硝石品砲術明鑑火焔製造法拔書 四一一

外国奉行使節柴田日向守風聞書 四二五

中将様御上京御行列	四三三
鵜戸詣道の記	四四九
谷越シニ見ル図	四五二
尾留茶屋ヨリ十四五丁頭之方通路筋山之腰ヲメクル所	四五二
ヨリ見ル図	四五四
鵜戸詣道の記	
鵜戸詣道の記	四七一
御縁記	四八三

名越時敏日史

文久四年甲子
正月ヨリ
七月ニ至ル

文久四年甲子正月ヨリ七月ニ至ル

日史第三十一

名越時敏



文久四年甲子正月

元旦

朝六ツ起、四ツ時出 殿、四ツ半御暇、千石馬場・
柿本寺辺・新照院・西田・高麗町・上荒田・下荒田、
夫より帰り道筋処々礼廻いたし、暮過帰宅、四ツ時

分隊候事、

一 今朝之吉書自詠

治れる御代之春とは成にけり

ミねもふもとも霞わたりて

一 女郎花と薄の穂の出たる扇を開きて

けふミれは秋の野はらの色そよき

さまざま花の盛りましへて

二日 暫昼過霧雨、

朝六ツ過起、四ツ過より上方礼廻、七ツ前一刻帰宅、

又々同断ニ而暮帰宅、夫より七左衛門招呼蔵祝いた

し候、四ツ時分隊候事、

三日 曇、夜雨、

朝六ツ起、五ツ時出 殿、今日者御礼被為 請候付、

地頭職ニ付御太刀進上、 御盃頂戴いたし御謡初二

相話候、当年ハ御姫様方 御視有之候由、七ツ前相

濟、夫ヨリ岩崎并立野辺礼廻いたし、大鐘時分帰宅、

夫ヨリ家来共詰人数江盃いたし、夜入四ツ時分隊候

事、

○ 御通達之写

一 高百石ニ付杉式拾本ツ、

但、差杉・植杉同断、

一 高百石以下無高之人迄杉式拾本ツ、可為人役、

但書同断、

右者、吉野村諸所へ来正月十七日より同廿四日迄可

致差杉候、鎌・竹・小繩右場所へ持越、山見廻江取

会差調候様組中江可被申渡者也、

十二月晦日

御家老座印

四日 曇、

朝六ツ起、四ツ前出勤、九ツ過御暇、夫より草牟田

方・城ヶ谷礼廻いたし、七ツ過帰宅、夜四ツ過臥候

事、

五日 間々小雨、

朝五ツ半より鶴江崎辺礼廻、夫より出殿、八ツ後退

出、夫より直ニ冷水辺礼廻いたし、上之原同断ニ而

浄光明寺参詣、七ツ時分帰宅、夕より風邪塩梅ニ而

六ツ半時分酒少々給、粥ニ生姜・砂糖を入給、直ニ

臥候事、夜中痰起リ少々難儀ニ有之候、

六日 霜氷、快晴、

朝六ツ起、四ツ時出勤、八ツ時御暇、直ニ帰宅、今

日ハ地頭所役々来候ニ付、美代氏被来、宮里喜次郎

殿ニも亭主振相頼、地頭所之者共者七ツ過ヨリ来、

夜入帰候、四ツ時分臥候事、

七日 霜、快晴、

朝六ツ起、四ツ時出勤、九ツ過御暇、直ニ加藤家江

参候而、大鐘前稽古相濟、直ニ帰宅、四ツ時分臥候

事、

一 蒸気船乗組之内長州沖ニ而自火死亡人数

川上六郎

鎌田諸右衛門

宇宿彦左衛門

本ノマ、右敷

久保八郎

大田小平二

岩元市左衛門

坂元城左衛門

榊十郎

向井仲右衛門

鮫島金才 児玉雄之助 梅田市蔵

古田嘉介 上原市左衛門 二之方良左衛門

浜田伊兵衛 橋口源右衛門 池上休左衛門

横山金左衛門

市左衛門 為次郎 伝次郎

半十 善四郎 平次郎

助熊

前田善介 酒匂藤次郎 内田伝兵衛

外三佐土原住人 亀吉

右上下三拾人

八日 曇、

朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、今日ハ於敷舞台御筆 仰

出聴聞、退出掛權（島津久巻）五郎殿江一刻立寄、夫より平方へ

礼廻として返り梅田家稽古始出席、大久保半助殿出

候二而致稽古、相濟直二帰、帰掛高見馬場辺礼廻、

高麗町辺同断、川畑魯水殿見廻候得者、能時来候、

今日者葉師餅祝ひとして町田少輔殿之筈候間、（本ノマ）居止

候様承、廻礼も相濟候付任意相嘶候而夜四ツ時分帰

候、無程臥候事、少輔殿二者跡ニ被殘候、

○ 今日 仰出

英夷折合ニ就而者不容易重大之事件ニ候得共、

御両殿様篤と被為及

御勘考、大小軽重御斟酌之上、一時之権道を以時日

遷延之術計被施度

思召候折柄、島津淡路守殿（忠寛、佐土原）より御願之趣有之、樺山

（久舒）舎人・能勢次郎左衛門江

御趣意被 仰含出府被 仰付置候処、猶又切迫之模

様成立、近々

御国許江廻船も難凶事情ニ而、無扨

幕府江茂御届之上仮ニ扶助金相渡候段相達候、全体

御本志之訳二者不被為 在候得共、

皇国御危急之秋ニ当リ、此上

御国難被為請候而者、十分勤王之御趣意難被為立者

案中之勢ニ候間、暫時小を被為忍、御国事一定之上

者汚辱御一洗 御大志被為述度、実以不被為得止之

御処置ニ候、就而者一同無御抛 御趣意奉汲受、海

岸武備者勿論、文武磨厲之道今一涯振はまり成功を遂候様、各職掌々々ニ而相励致尽力候様有之度旨被仰出候事、

御家老衆御添書

英夷折合ニ就而者不容易重大之事件ニ候得共、御兩殿様篤と被為及

御勘考、大小輕重御斟酌之上、一時之權道を以時日遷延之術計被施度、仮ニ扶助金迄も被相渡、暫時小を被為忍、

御国事一定之上 御大志被為述度、実以不被為得止御処置ニ候間、

御趣意厚奉汲受、海岸武備者勿論、文武磨厲之道今一涯振はまり成功を遂候様御別紙之通被 仰出、誠以

御兩殿様不一方被遊 御厚配、暫時權道之 御処置ニ茂被為及、実以恐懼之至リ不堪、臣子之分を尽すハ此時ニ候間、御趣意之程深く奉汲受、海岸武備者勿論、只管文武研（旧記雜録より補）究いたし各職掌相励、涯々成△

功相立候様深切ニ心掛可奉安 尊慮候、
右之通、支配中・組中江可被申渡候、

正月

（高津久徴） 大蔵
（喜入久高） 撰津
（川上久運） 但馬

九日 間々細雨、

朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、直ニ退出、夫より半切次いたし、夕よりおむら様御出ニ而五ツ半時分御帰、
四ツ時分臥候事、

十日 雨天、

朝六ツ起、五ツ過竹迫彦左衛門殿被来候、五ツ半島津權五郎殿江参候、今日六番組中一昨日之 仰出弘（久警）ニ付而参候、組中弍百人計集リ、弘人者愛甲次左衛門ニ而候、四ツ過相濟、直ニ出 殿、九ツ過御暇、夫より屋中取集、暮より大山新兵衛殿入来、無程被帰候、四ツ時分臥候事、

○ 今日大目付衆より御沙汰書

犬追物御式日之節、郷犬引越候者共、江押々ニ犬貫受、又者品物等を以致替り候者有之哉ニ相聞得、当時第一士風沙汰被仰渡砌、別而不可然事候付、一切右様之儀無之様当座よりも別段取締掛置候得共、猶又支配下触支配等へも取締向申付、厳密行届候様可被致取扱事、

右之通被仰渡候付、触支配一小与より老人ツ、御用差出、拙者支配中六番組小与七番伊地知八四郎・同八番町田彦一郎・同九番若松平右衛門、明十一日五ツ時拙宅江御用差出置候事、

○ 御通達之写

音信贈答之事

音信贈答者礼節之事故、分限ニ応し軽キ品贈答者当然之事ながら、往年之習風ニ而間二者内意等申込候節過分之贈品も有之、其内二者賄賂かましき進物いたし候向茂有之哉ニ相聞得候、此儀第一風俗乱立利欲ニ趣候間、急度立直候様可取計、各中始折角差贈

候を押返候儀者義理合ニ而難致答候間、以後急度無用之進物無之様表向諸向江可申達、別而町人等之進物急度不相成段可申渡事、

但、進物等ニ而推拳之儀者無之事ながら、末々心得違候而者不宜候間、急度可申達候、

右之通

(香彬)
順聖院様御在世中厚

思召を以被 仰出置、猶亦

御当代様ニ至弥 御趣意通不相当之音物贈答不致、

折角礼節を不失様分而追而御沙汰も被為 在、其段

者一統奉承知通ニ而、人々其心得者可有之事候得共、

此比ニ至り弁へ薄キ向も有之哉ニ相聞得、就中内意

等申込置一往聞通候上、忝との趣ニ而贈物いたし、

或者時候見舞等を名にして同様品物差送候向も不少、

何分賄賂之筋ニ相当り、前条被

仰出置候通、第一風俗を紊之媒ニ而当時勢甚以不可

然、素より其人心底も如何ニ候間、右等之願意者

吟味之上願不取揚品も可有之候、勿論願事等致願達

候上、一礼として軽品差送候儀者礼節ニも相叶、人

情左も可有之事候得共、以来右通内意申込置、何そ

事寄無故贈物等いたし候儀共者一切不相成候、尤、

受用も有之間敷事候条、いつれも

御先代様より之 御趣意を基本二いたし、聊不相当

之儀共無之様屹と可相嗜候、此旨早々不洩様向々江

致通達、奉行・頭人右之趣意篤と相心得、支配下下

役江も可申渡候、

正月

(島津久徴)
大蔵
(喜入久高)
撰津
(川上久運)
但馬

御通達之写

頃日諸御役人并書役・小役人等所帯方困窮之申立二

而御心付向之内意申出候者多人数二相及、先達而兵

火逢類焼実二難渋いたし、別段之御取訳を以御救金

等被成下向も有之候得共、当時海岸防禦其外難被捨

置、莫大之被及御入費候御時節之事候間、人々其心

得も可有之筈候得共、無其儀別而不勘弁之事候間、

以来無故困窮之申立を以御救助之儀申出候而も、容

易御取揚不被仰付候段 御沙汰被為 在、当時無御

抛莫大之被及御入費候折柄其勘弁も無之、自己之勝

手を拵、御時節不相当之内意申出候者不少、別而不

可然事候条、 御沙汰之趣謹而奉承知、兼而申渡置

候通質素節儉を専要二心掛、向後無故困窮之申立等

を以不勘弁之内意一切申出間敷候、此旨支配中江申

渡、奥掛・表方へも可相達候、

正月

大蔵
撰津

十一日 晴、

朝六ツ起、朝触支配三人被来候、支配下へ達事有之、

五ツ半出 殿、又造士館江出候、今日伊集院半五右

衛門演武館稽古始二而島津良馬・喜入多門・拙者三

人參候、夫より大脇・大山・小野稽古所江見分ニ參

候、八ツ後造士館ヨリ御暇、直二帰宅、夜入九ツ時

分隊候事、

十二日 雨、

朝六ツ起、五ツ過ヨリ砂揚場調練場へ出候、集成館より大砲打掛有之候（試方）而也、夫より二階堂源大夫（行光）殿江昨日地頭繰替被仰付候祝儀ニ參候、八ツ前帰宅、夜九ツ時分臥候事、

十三日 雨、

朝六ツ起、拙者事、先達而痰起咳気甚敷、昨夕共嶮敷相成候付、今日者御座相頼出勤いたさす候、夕方岩爪玄真来、町田喜次郎殿同断、夕被帰候、夜九ツ時分臥候事、

○ 御通達之写

（斎形養女）貞君様江御縁組付、御結納御当日ヨリ此様文字相用候様被 仰出候段京都より申来候、此旨向々江可申渡候、

正月

但馬

旧臘十四日（患透）近衛様より

貞姫様江御使者を以 御結納被遊、同十八日 近衛様江 御入興被為 在、御式向等無御滞被為濟、且貞君様と君号被進候段御到来候、依之御一門方・島津（久治、久光男）図書殿并諸大身分其外月次御礼罷出候面々、明後十五日御礼後居残、席々謁二而御祝儀可被申上候、以下略、

正月十三日

但馬

十四日 雨、

病氣二而昨日同断出勤不致候、喜悦来、

十五日 晴、

昨日同断出勤不致候、瑞雲殿被来、喜悦同断、

十六日 晴、

昨日同断出勤不致候、喜悦来候、

一筆致啓達候、修理大夫様益御機嫌被成御座奉恐（患透）悦候、然者去ル廿四日此御方御領内赤間関合ヨリ異（申合江カ）

国船壹艘上筋ヨリ乘来候付、同所砲台ニ而相凶両度
打揚候処、右船無沙汰ニ夜入押而砲台前面江乘来候
付、急龍尤ト相心得及砲撃候段、彼地出張之者ヨリ
遂住進候、然処取々ト風説之中ニ者其御方様御手船
之由相聞得、不計茂ト者不申、右風説之通無相違候
ハ、甚以難御堪次第二候、一人被差越可及御聞合之
処、戸一方儀ニ付不取敢以飛札及御乞合候間、何分
之趣早々御答被仰聞可被下候、恐惶謹言、

六戸備前名乘判
(親基)

益田右馬介同
(右衛門介、親施)

福原越後同
(元側)

浦鞆負同
(元襄)

根上上総同
(根上上総、親祐)

国司信濃同
(親相)

清水清太郎同
(親知)

島津大蔵様
(久敷)

喜入撰津様
(久高)

小松帶刀様
(清廉)

川上但馬様
(久連)

御札致拜見候、大膳太夫様益御機嫌克被成御座奉恐
悦候、然者旧臘廿四日其御領赤間関合江異国船壹艘
乘来候付、相凶打揚之上被及砲撃候処、此御方御手
船之由風説候付、御尋問之趣承知いたし候、右者長
崎製鉄所ヨリ此御方江御預受之蒸気船ニ而候処、
体右船ニ而及痛損為修覆如例旗章等相立、兵庫ヨリ
長崎廻船之処、前文御掛合通其御方御台場ヨリ砲
撃甚敷別而懸念有之、不得止小倉領白之頭村青須沖
江乘帰致碇泊居候処、釜屋火差起り及後候段乘
組之者共ヨリ申越、右ニ付而者砲発等之形行旁異外
之至、一先事実分明ニ見聞等為致度、早速御役筋之
者被差出置候次第二御座候、任御尋問此段如御報候、
恐惶謹言、

川上但馬
喜入撰津
島津大蔵

六戸備前様
其外略ス、

追啓、小松帶刀・川上式部致上京候二付連名不致候、

十七日 間々雨、

病氣未快出勤不致候、喜悅来、夕より権五郎殿入来、
四ツ過被帰候、

十八日 雨、
町田藤八殿昨日着之由ニ而被来、京都十七日滞在之
由候、西田矢兵衛殿・川上右膳殿・川上彦太郎殿一

刻ツ、
被来

病氣昨日同断、喜悅、昼より辻元新兵衛来、暮ヨリ
川畑魯水殿入来、九ツ前新兵衛同列ニ被帰候、前お
みちさま・おせつとの被来、暮より五ツ半時分被帰
候、

十九日 雨、

病氣昨日同断、喜悅来、夜四ツ時分臥候事、基太村
新次郎殿妻おこと、の一刻被来、

廿日 間々雨、

朝六ツ起、五ツ過ヨリ戸柱町田家・北条織衛殿・島
頭ニ而身頭勤
津仲殿・島津右近殿・河野八郎左衛門・伊藤彦助殿
御使番ニ而勤方
是迄之通 地頭 江御役替・地頭練替之祝儀ニ参候、四ツ前出 殿、

四ツ時ヨリ造士館江、八ツ時より島津壬生殿江先日
大番頭被仰付候祝儀ニ参候、夫ヨリ直ニ帰宅、七ツ
拙者ニ女子石馬場町田家
過ヨリお筆来、夜入四ツ前帰候、塩田清次郎も暮ヨ
り来、四ツ過帰候、無程臥候事、

廿一日

出 殿、上演武館、

廿二日

出 殿、

廿三日

造士館、帰ニ枡形、夜八ツ時帰、

廿四日

出勤毎之通、帰宅、直ニ上演武館白尾・加藤・伊集
院・坂本・川上見分いたし暮帰候、今朝より風邪氣
分ニ候処、弥重く相成直ニ臥、嘉美行江為見候処、
柴葛湯を相用改掛三挺吞候而夜具三枚かぶり臥候処、
(貼力)

汗相応ニ出候、

廿五日

昨日よりの病氣、夜前之汗ニ而少々者快候得共未頭痛等甚敷、乍併今日者祇園洲台場へ為限御用之儀有之、四ツ半時分ヨリ参候而八ツ前帰宅候得者、弥又々頭痛等強ク相發候ニ付、沖氏弟子申遣、則來只藥用昨晚同様ニ而、粥迄も給臥候事、

廿六日

病氣夜前又々發汗いたし、今朝者快候得共、未頭痛等いたし候付御座相頼、

廿七日

風邪快氣不致、

廿八日

同断、

廿九日

風邪少々快候、

第三十二

明三日犬追物拜見ニ付而者、親之正忌日又者服忌之人御神事相濟迄之間罷出筈候間、此段申達候、以上、

二月二日

入来院恰(公寛)

明三日六半時当番御供ニ而犬追物場御棧敷江被為

入、御晴厄付御神事犬追物被遊 御視筈候条、此旨

川上十郎左衛門江申渡、可承向々江も可申渡候、

二月二日

(島津久徴)
大蔵

三日 晴、

朝六ツ起、病氣快氣ニ而五ツ時戸柱町田家江参候、

一昨日内膳殿指宿より被帰候ニ付而也、夫より御(町田久慈)

殿江一刻、造士館江八ツ過相勤候、山田十介殿講釈

二而候、今日者 御晴厄犬追物ニ而御役人以下拝見
被 仰付候、八ツヨリ拝見ニ罷出候而、七ツ前升形
江一刻罷出、夫より平佐江参候、猪之介殿・権五郎
殿被参候、稲留源左衛門殿被参候而絵書いたされ候、
拙者二者病後故暮帰宅、四ツ前臥候事、

四日

御上洛御発途御比合、十二月下旬たるへき旨被 仰
出候、此段向々江可被達候事、

十一月

別紙之通從
公義被仰渡候条、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手
方江可相達候、

正月

大蔵

列藩江

先般不容易次第二付人心動揺之折柄、出所不正之浮
浪者勿論、其余無故京地江罷出居候浪士等者、嚴重
可相改其筋へ被 仰出候、元来浮浪者之輩、朝家之

御為周旋尽力之志者神妙之至候得共、段々歳月を積
(自らカ)自分其弊相生、既激論暴行之徒も有之、遂妨朝議天
本ノマ、(醸成ニカ)下之騒乱成と至り 別而残念至極ニ候、畢竟親矢本ノマ官
(奉カ)家進退自由之弊より却而可到失素懷歎、依之嚴重取
調其旧主江可渡候、但、浮浪有志之徒無憑方其忠念
を達之道絶果候、各国之士氣も是か為二組畏いたし
(且畏カ)候而者、

皇国恢復之機ニ当り、却而命脈を絶之道理ニ而何と
も御歎惜之御事候、自然無拋訳柄難引取人体者十万
石以上之諸藩江被召抱候、左候ハ、面々懇望之国柄
も可有之候間、(任カ)伺望達忠志候様可致候、尤、於各藩
無謀過激之所業無之様、嚴重取締可申付候旨被 仰
出候事、

但、召抱之節者生国・姓名・年輩相記届可申出候
事、

別紙之通伝奏衆より被仰渡候段申来候条、此旨向々
江不洩様可致通達候、

十二月

大蔵

之大意

日本は支那に比すれば遙に優りて勇武之名あり、然りとはいへとも太平久敷打つ、きければ、敢力教て信すること能ハさりしに、鹿兒島の戦に彼将力数士惣く大砲の

火門に向ひ端然自若たり、已ニ炮発するの際戦士袒衣露体、死を怯れず能々戦を勤たりと、嗚呼忠勇実

に感すへし、仍ておもふに、如此勇武忠烈力勇武士必然の国なれば、数年をへたる上者東方の一強国たらん乎、今

鹿兒島の役に報せんに大兵数万・軍艦数十艘を以てせは必然勝利を得へきなれとも、斯く廉武の国に一度仇敵となり、たらは力憤激勉強其技に長し、数年ならひ其

あたを報せんには我に損ありて益なし、斯如き国なり、誠心懇親を結び、相互に救援して以て富強を謀

にしかず、固有強国の名実に空しからずといふへし、

戊十一月

一 大目付江

今度京都より厚

御趣意を以大赦被 仰出候儀も有之候付而者、銘々

領分等二於て

皇国之御為と存込、其所行法憲ニ振候而死罪・牢死・流罪・幽閉等之者有之候ハ、其段委細取調、名前等認出候様可被致候、

右之趣万石以上以下之面々江可被達候、

戊十一月

〔名越時敏史料一〕三三三頁文書に同じ、本文略)

一 御台様御事、

御所向ニ而者 和宮様ト被称、当地ニ而者 御台様

ト奉称候処、以来当地ニおゐても 和宮様ト可奉称

候、

右之通被 仰出候間、向々江可相達候、

戊十一月

一 今般被 仰出之趣ニ付、万石以上之妻并家族之もの、

且又家来共之妻子等も銘々存寄次第国邑江差遣候付、

関所通行之節々、御留守居手判を以通行為致候規定

二者候得共、万端簡易を主と致し候御所置ニ付、万

石以上并交代寄合等之面々妻女其外国邑江差遣候節、

女手形御留守居手判ニ不及、銘々家来より印鑑江人

数書相添、御留守居江可被差出候、尤、右印鑑を以

關所之通行為致候段書加へ可被差出候、

一 關所々ニおゐて女子通行之節、改方前々より之規則

者可有之候得共、妻女之分者乘輿之内改ニ不及、廻

付属之女共逆茂是又改方前々之仕来ニ不^{拘力}抱、一卜通

見置候様關所々江相達置候事、

右之趣万石以上并交代寄合之面々等江可被達候、

十一月

別紙式通從

公義被仰渡候条、此旨組中・支配中・諸郷江不洩

様可被申渡者也、

御趣法掛

一 御側御用人 壹人

外 二 壹人 減少、

一 御用部屋書役 壹人

外 二 壹人 減少、

一 御側御用人座大奥御勤掛書役 壹人

外 二 壹人 減少、

一 御側御用人座書役 壹人

一 御金方勤 壹人

一 御趣法方書役 貳人

外 二 貳人 減少、

一 御用人 壹人

外 二 壹人 減少、

一 御使者觸方書役 壹人

一 御納戸奉行 壹人

一 御納戸書役 壹人

一 御納戸蔵役人 壹人

一 御小人頭 壹人

外 二 御持筒役御時計方小細工方兼務 壹人

御膳所御包丁 人 貳人

御膳所御料理役 五人

御膳配役 貳人

御仕立物役 壹人

御研師 壹人

御時計師壹人

小細工方大工壹人

御草履取貳人

御飯焚貳人

右拾行減少、

一御小人五人

外二拾人減少、

一御駕籠者御挾箱持之間貳人

外二四人減少、

物頭御馬預兼務

一御使番壹人

外二壹人、

一御使番役所書役貳人

外二貳人、

一御兵具所書役壹人

外二物頭壹人減少、

一御馬乗壹人

一御厩書役取払兼務壹人

一馬医壹人

一御口之者頭壹人

一御道具付壹人

一御口之者拾人

一中間拾人

外二御馬預壹人

御召馬乗壹人

御口之者貳拾三人

中間四拾六人

右四行減少、

一肝煎四人

内、貳人上御屋敷

壹人高輪御屋敷

壹人桜田御屋敷

一上御屋敷御兵具蔵役与力貳人

但、御兵具才領并足輕札渡兼務壹人御引取二而蔵

役ヨリ兼務、

外二西向御屋敷足輕札渡与力壹人御引取、

一御兵具方足輕貳百貳拾八人程

外二百人減少、

御広敷御用人兼務

一御広敷番之頭貳人

外二御広敷御用人壹人

御広敷番之頭六人

右式行減少、

一御広敷番式人

外二八人減少、

一御広敷所書役式人

外二式人減少、御広敷小頭壹人御引取、

一御広敷御玄喚上番式人

外二壹人減少、

御広敷御膳配役御酒部屋役兼務三人御引取、

一御広敷横目壹人

外二三人減少、

但、高輪鶴之渡詰横目壹人御引取二而勝（齊草兼女）姫様御方

ヨリ兼務、

一御広敷足軽大戸番三人

外二三人減少、

一御広敷横目付役壹人

外二三人減少、

但、御広敷次膳配役式人

御広敷次料理式人

御広敷御飯焚式人

御広敷御酒部屋小仕人足式人

御広敷御手廻人足四拾人程

右五行御引取、

一御広敷役所茶番式人

外二六人減少、

一大奥御末口御中門番式人

外二壹人減少、

一御広敷中番拾四人

外二三拾人減少、

一御供目付壹人

外二壹人減少、

但、差支候節者御軍賦役ヨリ兼務、

一御右筆式人

外二壹人減少、

一御徒目付壹人

外二壹人減少、

芝御屋敷
一御鳥預御庭方兼務壹人

外二忝人減少、

洪屋御屋敷

一御鳥預御庭方兼務忝人

外二御庭奉行忝人

御鳥預頭取格忝人

右式行御引取、

一御鳥預御庭兼務忝人

外二御庭奉行勤忝人御引取、

一御庭方付役五人

内、忝人芝御屋敷

忝人今里御屋敷

忝人洪屋御屋敷

忝人高輪御屋敷

外二拾三人減少、

一奥医師忝人

一奥御茶道忝人

一右同仕坊主四人

右三行御引取、

一御進物藏役忝人

外二忝人減少、

一右同手伝忝人

外二忝人減少、

一御台所役人忝人

外二忝人減少、

一御能方太夫仕手役勤役々忝拾人御引取

一御鷹方都而御引取

但、御鷹方之儀、涯々御払先無之候ハ、御放鷹被

仰付候、

一御立馬・御軍役稽古馬共拾疋程被召建、

右外御不用之分者御払馬被仰付候、

一御馬廻三人

外二三人減少、

一御広敷医師忝人

一表医師忝人

右詰被仰付候、

一御作事奉行忝人

一御作事方下目拾人

内、下目付忝人

下目付定助忝人

下目付助七人

外二四人減少、

一御作事方書役式人

一御大工頭一人

一物奉行一人

一物奉行所書役式人

外二式人減少、

一右同定數書役助三人

外二式人減少、

一新番六人

外二七人減少、

一中小姓三拾人

外二式拾六人減少、

一桜田・高輪・洪谷御屋敷御馬廻等は迄之通、

一御數寄屋頭一人

一御數寄屋小頭一人

外二一人減少、

一御數寄屋藏役一人

但、書役一人御引取二而藏役人ヨリ兼務、

外二一人減少、

一御數寄屋御茶道一人

外二三人減少、

一御數寄屋仕坊主五人

外二拾人減少、

右者諸向江戸詰人数之儀定數被究置候処、此節御吟味之訳有之、以来右之通御減少等被仰付候条、此旨

表方江致通達、奥掛・御勝手方へも可申渡候、

正月

（川上久美）
式部

（「名越時敏史料一」三三三頁文書に同じ、本文略）

一御勝手方掛御用人

右御役場

思召之訳被為、在、以来御引取被仰付候、左候而、

当分相勤候掛御用人之儀者、御用人座江相勤候様被

仰付候旨被

仰出候条、此旨申渡、向々江も可致通達候、

二月

（小松清庵）
帶刀

一御趣法掛

右者は迄御役場ニ召建置候得共、

思召之訳被為 在、以来被相廢、是迄御趣法方御用之儀者御勝手方掛御側役致取扱候様被 仰出候、

但、御趣法方書役之儀者御勝手方御用人座打込可被仰付、左候而、以来御勝手方御用人座書役と相

唱、席順之儀者年数を以相定候様被仰付候、

右申渡、向々江も可致通達候、

二月

帯刀

宸翰

朕不肖ノ身ヲ以夙ニ天位ヲ踐ミ、忝モ万民無欠金甌ヲ受、恒ニ寡徳之先皇ト百姓トニ背カレンコトヲ恐ル、就中嘉永六年以来洋夷頻ニ猖獗来港シ、国体殆ト云ヘカラス、諸儒沸騰シ生民塗炭ニ困ムハ天地鬼神夫朕ヲ何トカ云ハン、嗚呼是誰ノ過ソヤ、夙夜是ヲ思テ止コト能ハス、嘗テ列卿武將ト是ヲ議セシム、如何セン昇平二百有余年威武ヲ以外寇ヲ制圧スルニ足ラサルコトヲ、^(若カ)苦妄ニ膺懲ノ典ヲ拳ントセハ却テ

国家不測ノ禍ニ陥ランコトヲ恐ル、幕府断然朕意擴充シ、十余世旧典ヲ改メ、外ニハ諸侯ノ參勤ヲ弛メ、妻子ヲ国ニ帰シ、各藩ニ武備充実ノ令ヲ伝ヘ、内ニハ諸役ノ冗費ヲ省キ入費ヲ減シ、大砲艦ノ備ヲ設ケ、^(員カ)實ニ是朕カ幸ノミアラス、宗廟世民ノ幸也、^(生カ)且去春上洛ノ廢典ヲ再興セシコト尤嘉賞スヘシ、豈計ラシヤ藤原実美等鄙野ノ匹夫ノ暴説ヲ信用シ、宇内ノ形勢察セス、国家ノ危殆ヲ思ハス、朕カ命ヲ矯テ輕卒ニ攘夷ノ令ヲ布告シ、妄ニ討幕府ノ師ヲ興サントシ、^(毛利敬親)長門宰相ノ暴臣ノ如キ其主ヲ愚弄シ、故ナキニ夷舶ヲ砲撃シ、幕使ヲ暗殺シ、私ニ実美等ヲ本国ニ誘引ス、此如狂暴ノ輩必罰セスンハ有ベカラス、雖然皆朕カ不徳ノ致ス処ニテ実ニ悔慙ニ堪ス、朕又ヲモヘラク、我所謂砲艦ハ彼カ所謂砲艦ニ比スレハ慢夷ノ胆ヲ吞ニ足ラス、国威ヲ海外ニ顯ニ足ラス、却テ洋夷ノ輕侮ヲ受ケンカ故ニ頻ニ願フ、^(入テハカ)今天下ノ全力以摂海ノ要津ニ備ヘ、上ハ山陵ヲ安奉シ、下ハ生民ヲ保チ、又列藩ノ力ヲ以數艘ノ軍艦ヲ整ヘ^(砲カ)無鉤ノ醜夷ヲ征討シ、先皇膺懲ノ典ヲ大ニセヨ、夫去年ハ

將軍久ク在京シ、今春モ亦上洛セリ、諸大名モ亦東西ニ奔走シ、或妻子ヲ其国ニ帰ラシム、宜ナリ費用ノ武備ニ及サルコト今ヨリハ決シ然ルベカラス、勉テ大平因循ノ雜費ヲ減省シ、力ヲ同シ心ヲ專ニシ、征討ノ備ヲ精銳ニシ、武臣ノ職掌ヲ尽シ、永ク家名ヲ辱ムコト勿レ、嗚呼汝將軍及各国ノ大小名皆朕カ赤子也、今ノ天下ノ事朕ト共ニ一新セント欲ス、民ノ財ヲ耗スコト無ク、姑息ノ奢ヲ為スコトナク、膺懲ノ備ヲ嚴ニシ、祖先ノ家業ヲ尽セヨ、若怠惰セハ特ニ朕カ意ニ背ノミニ非ス、

皇神ノ靈ニ叛ク也、祖先ノ心ニ違フ也、天地鬼神モ亦汝等ヲ何トカ云ンヤ、

文久四年甲子春正月

○ 少将様御献策之写

夷賊御征服・王威御振興、生民塗炭之苦を被為救度と之之從來之

叡慮ニ被為 在、殊ニ今般以

宸翰被 仰出候上者、於 幕府御遵奉被為 在候者

勿論之御儀ニ而、自ら攘夷之策略寛急之次第御建議可被為 在筭御座候得共、今撰海之御手当向觀察仕候処、海岸ニ彼之砲艦ニ可対応砲台之ク、陸上ニ野戰を可當之備無之、我何ヲ以勝算可有之哉、実ニ以無人之地同然ニ而、泚茂 禁闕之保護・京畿之警衛無覺束御儀と奉存候、各国之兵備者各国主之量見も可有之候得共、何分撰海之要港ニ者 皇国之全力を以彼か砲艦ニ可対応海陸之備を嚴ニし、内外之見据屹と相付、速ニ叡慮被為 在候様有之度儀と奉存候、

既ニ近年諸国ニ而無謀之攘夷相唱候面々者、嘉永癸丑異船入港以來類ニ内備之議論茂有之、十年之星霜を経候而も其驗不相見得候ニ付、匹夫之分ニして始終之遠略ニ不涉、一己之管見を以扼腕切齒いたし候

志ニおいてハ、一国ニ不可惡訊ニも相当り可申哉、

併 御国体之立不立、攘夷之成不成、克々其利害得

失を熟考仕候得者、誠以不可謂 皇国之御大事たるハ事利判然たる訊ニ御座候、堂々たる 朝廷・幕府

天下之大議を決せられ候ニ、一時之物議ニ御拘泥不

成之攘夷を被為行候者不思寄御儀ニ而、被重

社稷候 御趣意ニ被為 在間敷、且者後世ニ対し臣

子之分難相立候間、是非真之攘夷を行ひ、盟天地奉

安

宸襟候ニ者、先以彼を制圧する之武備充実いたし候

儀急務ニ可有之御座候間、御手初速ニ京撰之御備

向盛大嚴重ニ被設度御事と奉存候、実ニ以不容易

者勿論ニ御座候得共、於 幕府勤

王ニ御至誠被為貫、断然たる御処置を以天下之耳目

を御一新、縦令暴論之輩と雖感泣仕候御実跡不相頭

候而者、天下人心之居合者勿論、

皇国挽回之道相立候義夢々六ヶ敷、然時者乍恐 朝

廷之御体裁可被立義者勿論ニ而、第一者 幕府之御

職掌被為尽候厚薄ニ依り、治乱興廢之機相分れ可申

候間、右根本たる武備充実之大業速ニ御取^(起力)無之候

而者不相濟^(賢力)、克々御緊察被為 在度奉存候、去夏

弊邑ニ而英夷と一戦之砌、砲艦之備手薄候故を以僅

ニ撃退之場ニ至候迄、一艦を打沈得さるハ実ニ千載

之遺憾、武門之瑕瑾ト奉恐入候、併彼か伎倆を克々

致実察候処、我二十分之武備さへ相立候得者、神州

之氣節ニ而者数十年を経すして 御国威海外ニ輝キ、 20

夷賊御征服無疑御儀ニ而、攘夷之大策不可過之奉存

候、

右之趣於 幕府深御評議之上疾ニ御偉略御一定之

筋も可被為

在候得共、 御上洛後殆三十日ニ及候処、急務之

緊要たる撰海之武備御手相付候廉無之候故、下一

同之人氣大ニ疑惑を生し候哉ニ被相察候、此上人

望被為 失候而者実以不容易御一大事之儀と恐入

奉存候間、前件速ニ御処置被為 在度奉至願候、

不肖之私恐懼之至奉存候得共、

朝廷・幕府之御安危ニ関候儀と奉存候間、不顧多

罪愚意建言仕候、敬白、

子二月

御名

天朝より幕府江御沙汰書之写

去十四日

勅答之趣横浜鎖湊之一条御請振不分明ニ付一橋中納

言

^(慶喜)

御訊向^{問敷}処、尤、鎖湊之成功是非共可

奏条、更以書取言上之旨被

聞食候、猶又以別紙被 仰出候通尽力勉励可有之

御沙汰候事、

横浜鎖港之儀、精々可遂成功且又諸国兵備充実致、

洋夷之輕侮を絶莫^{本ノマ、候力}と之趣達叡聞候処、此上者惣国之

守禦懸要之事^{本ノマ、緊力}二候、差当り撰海之要港急務たる上者

神速其功蹟相顕候、人心安堵不經数年征夷之実行、

奉安

叡慮候様 御沙汰事、

太守様御晴厄付、御神事犬追物明後三日御張行、引

統射手被仰付候、右付御一門方并大目付以上・諸御

役人限拜見被仰付候間、勤場不差支様繰合可罷出旨

御沙汰被為 在候、此旨向々江可致通達候、

二月朔日 ^(島津入敷) 大蔵

安行丸

右者先度於長崎御買入之蒸氣船、右之通船名被召付

候旨被 仰出候段京都より申来候、此旨御船奉行へ

申渡、向々江も可申渡候、

正月 ^(喜入久高) 撰津

○ 御通達之写

太守様御晴厄付、御神事犬追物明後三日御張行、引

統射方被仰付候、右付御一門方、大目付以上・諸御

役人限拜見被仰付候間、勤場不差支様繰合可罷出旨

御沙汰被為 在候、此旨向々江可致通達候、

二月朔日 大蔵

^(忠篤重富) 島津周防殿

右者從

幕府長州江御糺問之筋有之、万一承服無之節者御征

伐被遊 思召付、其節討手人数御差出相成候様被為

蒙

御内意候付、御名代被 仰付候、

喜入撰津殿

右者従

幕府長州江御糺問之筋有之、万一承服無之節御征伐可被遊 思召付、其節討手人数御差出相成候様被為蒙

御内意、御名代島津周防殿江被仰付候付被召付候旨被 仰出候、

右之通、今日 御直ニ被仰付候条、此旨向々江可申渡候、

二月廿七日夜

(島津久徴) 丹波

町田民部(久成)

右同文言ニ而被仰付候、略ス、

一 四文錢壹文(枚カ)ニ付

代錢六文

一 銅錢壹文(枚カ)ニ付

代錢貳文

右者吟味之訊有之、今日より御蔵々入私者勿論、

御領国中一同腰書直成を以致通融候様申付候、左

候而、金錢相場之儀申渡置候を、内々ニ而相場相

立取遣いたし候段相聞得、第一 御国政を相紊し相場二相当り、別而如何之至候条、金直成又者琉

球通宝等兼而定置候直成致取引、内々ニ而相場相

立候儀不相成候、若此以後不束之致取引候者、

屹と可及迷惑候、此旨支配中江申渡、奥掛・表方

江相達、諸郷・私領江も早々可申渡候、

二月廿七日

(喜入久高) 撰津

少将様御事、御用被為 在候節者御用部屋江被遊(久光)

御出候様、先月十六日於二条 御城御老中有馬遠江(道純)

守様より被遊 御承知候段御到来候、此旨一統奉承

知候様向々江可致通達候、

三月

(川上久運) 但馬

佐土原侯仰出写左之通

文久二年戌十二月十二日

名代曾小川志摩より被申渡候直書写左之通

家老中

（久光）
三郎様御事、被為蒙

新石衛門

御内勅先般関東江御下向、公武之御為被遊御尽力

鞞負

候処、幕府年来之宿弊一新、追々御变革之被及御

沙汰、

文久三年亥四月廿日被相渡候直書写

王朝 君臣之大義再度相立候事、偏

不容易世態柄付而者、追々從

三郎様勤

天朝 幕府御達之趣茂有之、且又先般 三郎様御通

王之御誠忠ニ依ル事ニ候、天下国家之大慶感涙ニ咽

行之節、厚

候次第ニ候、就而者粉骨碎身乍不及 王臣之分を尽、

御沙汰も有之候付而者、猶又其方共者我等不肖を相

三郎様御趣意之万分之一をも奉助度所存候間、各得

輔諸役々一統をも令憤発、政事行届候様可致儀者先

其意報国之義氣を厲、輔佐有之、士氣一統振立候様

日申聞候得者、其通追々吟味茂可有之候得共、既ニ

熟慮有之、勤

近々鹿府江も差越候日合切迫、只今形之模様ニ而者

王之心懸專要候事、

風俗改候形勢無覺束、左候而者美ニ奉始 天朝对幕

十一月四日

府并鹿府申訳難相立、日夜心痛此事ニ候、就而者如

今般以 御別紙被 仰出候趣謹而奉拝承、誠以難有

是非常之時節ニ者非常之吟味を遂、各実情令憤発富

御事候、我々共一同尽心力奉安尊慮候覚悟候間、各

国強兵之事實被行候様諸役々江申達、其趣意領内一

ニも奉汲受厚御趣意之程、誠忠を相励、報国之心懸

統末々迄会得いたし、人氣相振、諸事道立候様取計

專要存候、

可申事、

正月

求馬

四月

○ 七月廿六日之夜高台寺出火太祖苗御旅所二板札

二張紙写

一 高台寺奸僧江朝敵松平春嶽江寄宿差許候段不届至極

二 付、神火を放燒捨候畢、向後右様之者於有之者可

為同罪者也、

○ 尹宮様 近衛関白様 近衛左大将様

此御方京都御屋敷江初而 御入之節御詠三首

題しらす

尹宮様

四方の海風しつかにとしら浪を

うちしつむへき時は来にけり

禁庭の鶴の声聞へ侍らんとて

近衛前関白様

あしたつの声おのつから聞ゆなる

雲井にちかきほとハしられて

祝 近衛左大将様

君か代の平の程をいのるなり

けふをはしめの懸ぬ円るに

○ 二条様 近衛様二本松御屋敷相撲有之 御入之

御詠

二条斎敏卿

梓弓ひきつらなれるもの、ふの

こ、ろとけたるけふにそありける

近衛忠熙公

天下こ、ろひとつにやわらくる

しるしはけふの円居なりけり

○ 右者先達而上洛之後 徳川家茂

天朝被 仰下義廉々有之候処、表二者

勅命遵奉之姿二而、始終虚謀を以事を左右ニ寄セ、

万端因循ニ打過、外夷拒絶断判之期限に至迄、叡聞

を欺き延引ニ及、押而帰府之儀願出、男山ニ 行幸

之節供奉を蒙乍罷出俄ニ虚病を以相断、且一橋中納

言之儀、八幡神前ニおひて御用筋有之場合其場出奔

致し、惣而

上を奉蔑如斯次第、其余板倉周防守・岡部駿河守等

(勝靜) (長常)

を初奸吏共数多有之、井伊掃部頭・安藤対馬守等逆

意を続キ、賄賂を以窃に奸謀を相行、言語同断不埒

之至候、此故一々可加天罰咎二候得共、大樹二おひ

てハ未若年丈二而、諸事奸吏共之胸中より出候趣二

相聞、格別寛大之沙汰を以姑く令有免候条、速ニ姦

徒罪伏を糺明し、嚴科可行、若令違背可加天誅もの

也、

文久三年亥四月十七日

右之通相認、二条御城御門張付為有之由也、

先年来交易渡世之諸賊有之、依而以高札其者之罪状

ヲ相着し京坂之橋江張置候処、賊商之者共大ニ驚畏

而遽ニ以歎願乞助命、急度改心致し居候、然処去秋

より正氣之士潜居ニ付、再交易渡世之賊数多起り、

別而京撰關東其外江州二おひて最多し、ケ様之奴原

捨置候而者国家之人民迷惑ニ相及候、依之逐一吟味

之上不遠加誅戮可令梟首者也、

此札三日之間張置者也、若不三日ニ而取捨者有之

者禍必及其身、

右大坂高麗橋江懸札

横浜 伊勢屋

平兵衛

右者義、奸吏共同意を以重き御国禁を犯し、外夷等

之通商交易いたし、殊ニ方今之時勢乍弁莫大之品物

買入候より諸藩益騰貴、衆万之人民をして令困窮而

已ならず、夷賊親ミ深く密々御国事をも致内通候段、

不屈罪科 天誅素不可容、依而此の如く令梟首もの

也、

文久四年甲子二月廿四日

右坂大和橋江懸札

大谷仲之丞

右之者事、去冬泉州堺より長州江運送として莫大の

綿鉤其外買シメ積下候旨相聞候付、於周防別封浦嚴

重及糺明候処、逐一白状ニ及び、豈計、薩藩

乞以来尊攘之大儀を被唱、天下之人心奮起いたし候

程之処、只今ニ至り先君深旨忘却し、外夷と交易せ

しめ候段全諸役人貪欲無恥計にして、上八十余年日

夜宸襟を被為惱、断然被仰出攘夷之聖表を蔑にし、

下者諸品扠底、物価高直ニ相成り、人民次第第二困窮

相賣りしをも不顧、内神州の国力を疲弊せしめ、外

二対狼ひとしく夷賊術中ニ陥入、神州有限之品を以

夷賊無厭欲ニ充んとす、其罪惡天地不容、神人共に

怒候、依之其品々焼払、船中居合之奸吏を誅し、世

間交易する者を戒しめん為め如此令梟首者也、

右大坂何方江歟懸札

○ 文久四年甲子正月因州侯建白

微臣慶徳去冬奉蒙

勅命候付而者、速ニ登京可仕筈ニ候得共、伝奏迄及

言上候通痛所今以荏苒罷在、迎茂旅行仕兼、出京及

延引候段恐入奉存候、折柄御下智も無之儀、猥りニ

建言ニおよひ候段其罪不輕候得共、昨夏上京以來実

に蒙非常之恩籠、参々参朝

御直命をも畏候儀、尚更日夜九重之御儀不堪杞憂、

区々之愚慮寢食共ニ不安、尚又申上候、抑去秋以來

何となく億兆之心 朝議御動揺被為在候様奉疑模様

無之難申、於臣慶徳者 朝議今更御動揺者無之御事

と奉存候、其訳者先達而在京之砌、参 朝之度々大

臣両卿江も親く奉窺候処、於攘夷之儀者

叡慮確然無御撓趣、尚一橋中納言江八月十八日 御

沙汰之通、攘夷之儀精々尽力候様可申通旨、以伝奏

被 仰出候趣も奉畏、且勤 王之諸藩憤発、不待 幕命

可及掃除等之

勅命茂蒙り、其後阿部侍從等詰合之諸藩江又々東下、

攘夷之儀尚又御催促御沙汰等も有之、引続キ有栖川

宮御下向之

御内意も有之候得共、於関東攘夷之談判取掛り之趣

言上ニ相成候付而者暫時其儀も被止候、幸老中酒井

雅楽頭上京ニ付而者、尚又嚴重 御沙汰も相成候歟

ニも奉伺、一橋中納言登京之儀被 仰下候節も、万

一留主中鎖港攘夷之談判相馳候而者、以之外之儀と

被 思召候付、可然人体致委任置、攘夷之 叡慮ハ

必貫徹被遊度様 御沙汰之趣も奉伺候得共、叡慮御

動揺無之儀者深奉畏候、然処前文之通御動揺被為在

候様紛々伝聞仕候、是全不知実者之忘言（実カ）と者奉存候

得共、万一右等聊二而も朝議御動揺御座候而者、

自然天下之士民九重之深儀を窺解体仕、既二奉疑者

益疑を生し、遂二不信朝命様可罷成、畢竟列藩よ

り草莽之士二至迄踊躍奮発仕候儀も至尊之聖徳を

奉感裁、輔相之賢徳二報勸せられ候儀二御座候処、

此節二至り攘夷変シ、若開港と相成候程之儀有之候

而者、乍恐天下之銳氣是より撓候事深恐入奉存候得

共、是迄委言上仕候儀、改而申上候二も不及候得共、

民不信不立、一旦攘夷之儀期限迄も布告二相成、

行幸御祈願被為在程之儀、且攘夷之儀被仰出候以

来入水火二踏白刃、其為二頂命者幾千人二及り、左

すれ八万一

叡慮御動揺二相成候ハ、神怒り鬼怨ミ随而間実

雜候者も亦相恤ミ可申、迎も人心居合期有御座間敷

奉存候間、何卒攘夷之

叡慮御貫徹二相成、天下人心一和一致仕候儀者武備

不整二御座候、神州拏而焦土二相成迄も是非夷賊攘

掃候覚悟定候ハ、必叡慮貫徹二可至候儀、尚亦

御発揮被為遊、多年之御宿志を被為遊候様仕度、就

而者海内之人心一定仕候様之御行置無之候而者不

相成様奉存候、万一海内之人心錯乱仕候得者、忽其

間隙二乘して夷賊逞志仕候儀者必然之儀二而、先達

而も申上候通三条家以下之人并長州之父子之御所置

甚不容易御大事之儀二奉存候、一旦錯乱仕候得者逆

も一致之期二不可至、実二神州之御大事二而、何卒

御志被為留度奉存候、三条家七人并長州蒙勅勘候

儀其罪可有之候得共、攘夷之叡慮遵奉苦心仕、既

掃攘之魁を仕候程之儀、若寛大之御所置二不相成

ハ、攘夷之先鋒たる長州すら御嚴罰を蒙二至二、唯

因循姑息之優るに不如と存込ミ、天下之銳氣相撓可

申候、尤、家来之者二おひてハ、粗暴過激之振舞も

有之哉二も相聞得候得共、畢竟父子攘夷決心仕候よ

り領内之人民相化、奮勵決死中二も少年活氣之輩間

関流離之徒二至り候而ハ、粗暴之所行二も相及候儀

歟と奉存候、勿論其罪可有之候得とも、前文申上候

次第旁去秋之始未弁疏之為、此比家老近畿迄指出候

得共、入京堅御指留之趣ニ而、追退実ニ極り候趣承

及申候、右等之御所置ニ相成候而者、大膳(毛利慶親・元徳)大夫父子

者恐入候而其領内之人民痛憤(も力)雖黙(難黙止力)、少年客氣之輩間

関流離之徒如何様之變動相起候儀も難計、自然及紛

乱候而者御取鎮も中々不容易、且内地之變動者素よ

り夷賊之待所ニ御座候得者、求而彼か術中ニ陥り、

神州をして渠か有とならしむる理ニ当り可申歟憂慮

仕候、乍恐万一

皇國中内乱起而者、攘夷之一条如何可相成哉、攘夷

之儀より事起り、却而攘夷之妨ニ相成候而已ならず、

益

皇威之御衰微ニ可相成、三条家以下勝手出奔之罪・

長州之藩過激之科者一応御糺シ被遊候共、何卒攘夷

先鋒之功を以寛大之御所置ニ相成、三条以下帰京・

長州入京被免候ハ、人心居合可申歟ト奉存候、右言

上之趣必しも曲而彼士を相救候ニ而者毛頭無之候得

共、天下之安危之機ニ奉存候、難黙止不顧不背言上(背力)

仕候、臣慶徳前文之次第不幸病褥ニ罷在上京難仕、

無拋書取を以奉申上候、微衰之旨御採掬之上可然執(衷力)

奏奉希候、恐惶頓首謹言呈、(頓首謹呈力)

子正月十日 執事 慶徳

右因州候建白

第三十三

文久四年子三月朔日元治ト改元之旨三月廿二日

被仰渡候、

〔名越時敏史料一〕三二六頁文書に同じ、本文略

〔名越時敏史料一〕三二七頁文書に同じ、本文略

〔名越時敏史料一〕三二七頁文書に同じ、本文略

第三十四

〔名越時敏史料一〕三二五頁文書に同じ、本文略

○ 順聖院様御筆仰出

奥向之儀者表方之目当相成事候間、朝夕文武之修行專二心掛、身を慎ミ進退律儀ニ容貌正敷、追々申渡候法令急度可相守者当然之儀ニ候、殊ニ当分諸郷守衛人数過分相詰候折柄故、聊も心得違不作法之聞得無之様取締可被申渡候時節ニ候間、猶更相慎、万事行届候様申談第一之事候、

一 門出之儀者表方江之響合相成候間、見物遊參等之他出者勿論、無用之集会致間敷、尤、初而出府之向者用向差支さるため古參之者共同道ニ而、道案内之ため且者物馴等之名目ニ而所々列越候仕来も可有之、併其内二者名目計ニ而遊山同様之案内も可有之哉ニ相聞得候、適々法令を守り其身を慎ミ、無益之遊山を好さる者迄も終ニ者仲間内付合之ため無抛習俗ニ墜入候面々は迄追々及見聞候、右之悪弊不相直候而者おのつから習俗難改、甚以不可然候、第一外出之儀者側役初無札之面々より不取締成置候儀是迄毎々有之候間、右之者共能々可致勤弁候、且又他屋敷住居之者門出入緩怠ニ相聞得候間、平日出勤之外者用

向申付、外勤之者を初私用ニ而外出いたし候者勿論、出入之刻限翌日小納戸迄届出候様、度々無抛他出相（門脱力）統候者側役迄届申出候様可取計候、

一 平日申付候用向之者不詰合節者用弁致兼候間、内用外者同席一統江次渡退出致し、就中新役之者江者猶又信実ニ教示いたし、勤方ニ付不致疑惑候様可申渡候、

一 当番之者俄ニ不快又者要用ニ而退出之儀、いづれも無抛儀二者候得共、可成程一日之詰合不欠様可申談候、

一 年始其外旧式之配膳且又客来之給仕、仕来通急度致連続候様小姓頭江小納戸見習平常致見分置、新參之者計ニ任セ置申間敷候、

右之段用部屋者勿論之事候得共、掛離候而見聞及兼候意味も有之候間、小納戸頭取小納戸専一二心得、急度行届候様可被申付候事、

四月廿九日
右之通於江戸被 仰出候御書取之御書付、

御側役より書添

奥向勤方并御門出入風俗等之儀、

御別紙 御書取を以被 仰出趣承知仕、難有 思召

之程奉恐入次第二候、就而者向後急度悪弊之旧染を

改、一統正政二被 仰出候通、文武修行猶又相勵、

諸事心掛、御趣意之簾相立候様互ニ申談可被致精

勤候、此旨分而申達候様 御沙汰二候、以上、

五月

井上逸作

豎山武兵衛

山口直記

右嘉永七年寅五月朔日、

○ 順聖公名分御筆

名分不正者政務第一之大害之旨、經書ニも相見得、

通鑑書出候茂第一周室ニ而、名分を乱りたるを歎き

記始たる哉ニ相見得、名分之儀者不容易事ニ候、過

去候儀者無致方候得共、以來士商之差別者格別ニ有

度、其上當時從 公辺士道之儀、分而被 仰出候御

時節ニ候間、是迄之仕来相改名分を正し度事と存候、

右ニ付此度町人兩人身分沙汰吟味申出候趣尤ニ候得

共、年数格別も無之、其上前文之趣意も有之候間、

町年寄格申付、米錢等之物為褒美遣し勤功賞美いた

し候而者如何可有之候哉、左候ハ、以來急度名分を

正し度候間、勤功有之節は^{式カ}迄格別上り之伺者相止、

褒美又者町年寄上席迄之格式ニ階級を立伺候方可然

哉と存候、右之儀新規之事ニ而候得共、 公辺ニお

ひても如何様勤功候とも、町年寄上席より上之町人

之身分御引立被仰付候例者無之、且者名ト器ト不可

以仮人旨聖語ニも有之候間、右様名分を正し候ハ、

以來士氣振興之一助ニも可相成、昔より乱世ニ者金

銀を以身分立身候茂多有之候得共、聖代無事之御代

二者先無之哉ニ存候間、所存之趣相談旁申達候条、

同列中厚及評義、以來治定有之度存候事、

九月

右安政二年卯十月江府より御国許御家老中江 御

書取を以被

仰出候 御筆之由、

日史甲子五月中第三十五

目録

- 一口ウ引油練り様之事
- 一二日之日徳熊嘶いたし候を留置
- 一田中仲次郎殿七拾八歳ニ而柔術之事
- 一伊集院嘉盛流儀御家老衆見分出席人数名前
- 一文鱗富士画ニ景恒讚
- 一従京都師家門人之内両三人ツ、被差下候人数名前
- 一武芸師家門人之内諸生引立候様被仰付候事
- 一拙者野屋敷江泊歌一首
（山脱之）
- 一五月二日御役替名前
- 一五月雨之自詠一首
- 一拙者夫婦之狂歌
- 一御米千石窮士江被成下候事
- 一内之浦より異国船漂来之届書写
- 一加藤家御家老衆見分之事

日史甲子六月中第三十六

目録

- 一主税梅田家誓詞之事
- 一甲子年射場奉行名前
- 一流鏑馬当冬相勤候名前
- 一島津主殿殿亡島津登殿宅江住居之事
- 一御加増御役替名前
- 一吉野雀ヶ宮方限武術式日
- 一議政所仰出之事
- 一葉丸流儀師家被召建候御書付之写
- 一川上勘解由其外江議政所掛被仰付候御書付之写
辻元新兵衛より当年者頼具候
- 一松橋之休兵衛居所之事
六月八日可見合萩原小路川端ニ居住
- 一中将様指宿御湯治之事
- 一拙者月之詠一首
- 一備後殿御上京吹聴書之写
- 一主税指宿より之書状之内
- 一内膳殿より養祖母様江之弁之内
- 一藤喜志此節上国ニ付嘉美行并藤由気より之書状之写
（中之御府之）
- 一雀ヶ宮学校所不時ニ文武見分名書
- 一川上八郎左衛門門人出精名書

一 イケビヤコン練様

一 太守様造士館不時 御入之事

一 中別府学校所門掛札之事

日史甲子七月中第三十七

目録

一 若年寄・大目付衆より三人造士館・演武館掛被仰付候事

一 開成所与頭より惣掛被仰付候事

一 京都騷働風説

一 拙者大島より帰之事自詠二首

一 鶏を狐取候を追落候事

一 南林寺 順聖公御廟御額御聯之句

一 京都道正庵之事

一 高橋縫殿殿江開成所掛被仰付与頭出席之事

追加

一 長州風評

七月十九日
一 書籍方跡江上演武館詰席建

一 長州人滞京御堅メ等之事伊東氏書状

一 落書之儀 御沙汰

日史第三十五

元治元年甲子五月中

朔日 雨後止、

朝六ツ起、四ツ前島津権五郎殿江一刻昨日大量院殿
四十九日法事ニ参候礼ニ参候而、灸腐れ之膏葉貫候、
手練之由、馬油杯入候由、

一 桐油三十目 一エコ油百目

右微火ニ而終日練通し、一七日ニ練上ル、右油

ねり上之上、引時極上之晴天見合、風立夕さる

時尤よしとす、段々口伝あるよし、又習へし、

四ツ時造士館出勤、外ニ喜入多門殿出勤有之候得共、

是ハ犬追物御式日ニ付而御暇帰之上八ツ時より被罷

出候由、良馬殿二者 御殿へ御用有之頼ニ而候、八

ツ迄ハ拙者一人、八ツ御暇、直ニ帰宅、七ツ前より

野屋しき江馬より参候、蔵ニ入段々持帰もの取調候、

七ツ半時分より原江登り候而竹山抔廻候、暮帰宅、夫より焼酎共給候、おさつとの夜前より泊、おむら様ニも縫物御加勢ニ而昼より御入来候而、今晚ハ御泊候、今日ハ軍旅用夜具仕立方被成下候、つむぎ島之夜具ニ而候、おみつとのも御軍役用色々縫方候而被泊候、四ツ半時分臥候事、

二日 曇、小雨も暫降、四ツ過晴天、

朝六ツ起、屋敷内廻、夫より五ツ時迄庭木摘、今朝伊藤彦助殿入来、玉之尾小石榴之枝被持帰候、四ツ時出勤、今日ハ四ツ八ツ之間文久元年正月以来之仰渡留書拔候、御下りより月番川上右膳殿同道ニ而帰宅候得者、四男ニ而当年六歳徳熊昇立呉候様申候得共、無人ニ而立手無之為鳴由、夫故今日より昇立方ニ而候、夫より無程家来・下人共庭草取ニ而候、写本もいたし、おむら様・おみつとの泊ニ而、今日者夜着仕立ニ而候故彼所へも参候、段々新敷夜着ふとん出来候を徳熊見候而、おらおとさんと寝るがと申候、拙者申候、おとさんがぼんとねらん時ハ如何と

申候得者、其時ハふとんの脇ニけねると申候、拙者夫ならハ小便をしかけん様にせねハならんがと申候得者、小便のでる穴にせんをこふでおまん様と申候、大物笑ひニ而候故爰ニ留置、此事を日帳ニ書留ると申候得ハ、夫ハ御書なさるなど申候、夜入写本、四ツ過止候、

一伊藤六郎右衛門殿所より取看と酒一徳利おたね江精進落ニ被呉候、後ハ被来呉候様申遣置候得共、不被来候故暮過皆々打寄相開候、九ツ時臥候事、

三日 快晴、入梅、

朝六ツ起、屋敷内廻り書物紙折方、又写本、長崎助六殿一刻入来、勤願ニ而候、夫より物見二階置見分ニ一刻差越、夫より相仕廻、月代等いたし四ツ時出勤、今日も御用之透々仰出写共いたし、八ツ時退出、夫より写、又外二階敷替させ候付見分ニ一刻参候、最早大鐘過相成、夫より平佐江参、今晚者権五郎殿江為精進落参賦ニ而、夜入前二者彼方へ参候而九ツ時帰候、無程臥候事、

一明日者川上勘解由殿京都より着之由ニ而、皆々来候様申来候、

四日 快晴、

朝六ツ過起庭木摘、朝木尾彦左衛門殿入来、勤方之儀段々承、山田太右衛門殿入来、是ハ伊東氏高一件ニ付入組之儀承、四ツ時より講堂江相勤候、良馬殿・多門殿・権五郎殿同断ニ而、権五郎殿二者九ツ半時分御暇ニ而候、其外八ツ時御暇、田尻務殿(種賢)ニも四ツ過より一刻被出候、拙者二者今日川上勘解由殿着ニ付、退出より直ニ彼方へ参候、八ツ過着、夜入五ツ過帰宅、

一今日者誠ニ元氣之咄承候、田中仲次郎殿・鈴木弥藤次演武館江被出居候処、二才衆之稽古を見て齒がゆく被思候様子ニ而、自分ニ出しを出し候而二才衆を夫ニ而者かたまらんくと三人はねかへされ候由、仲二郎殿二者当年七十八才之由候、二才之時分武者修行として廻国したる至極元氣之人ニ而候、当分御兵具奉行ニ而候、

五日 晴、

朝六ツ過起、四ツ前出 殿、四ツ時

御出座、御礼罷出候、四ツ過帰掛平佐・今和泉御在所、河俣氏江参、前へも一刻参候而帰宅、直花舜軒御墓へ参詣、夫より伊藤氏参、是ハ昨日六郎右衛門右門殿談合後殿着ニ而参答候得共、不参候付今日祝儀ニ参候、夫より戸柱町田家・重富御両所江罷出候而帰宅、今朝名越彦太夫殿入来、昼町田藤八殿・美代藤兵衛殿・東郷藤次郎殿・町田民部殿(久成)・基太村助左衛門殿・同姓新次郎殿・指宿猪之助殿・伊藤彦助殿入来、九ツ時分より鉄砲洗ニ而十一挺洗候、大鐘時分相濟、夫より庭そだけ、暮より家内中打寄給候(酒脱之)、暮過より町田藤八殿入来、四ツ時分被帰候、九ツ時分隊候事、

六日 曇、夜入雨、

朝六ツ起庭取集、家来・下人等招呼同断、六ツ半時分より外物見へ出候而馬追通見物、加藤権兵衛殿・宫里新助殿・佐土原藩中老人入来ニ而候、昨日より郷十郎ニも泊ニ而四ツ時分引入候、北郷万兵衛殿鞍

借りとして入来、則遣候、町田八之進殿ニも入来候、
〔頭注〕馬追、上様方御登り
上様・御前様・御姫様方・二之丸御子様方ニ

も御登せ被為 在候、今日者名越戸十郎下り之筈ニ

而、主税二者六ツ時より馬ニ而迎ひニ参候、四ツ半

時分着ニ而候、四ツ半過より島津良馬殿・川上右膳〔久賢〕

殿・島津織〔久直〕之助殿・書役川上八十二・伊集院源吾・

大山源五郎・〔本ノマ〕仲左衛門来候、喜人多門殿・田尻

務殿ニも吉野より帰掛一刻被立寄候、各四ツ時分被

帰候、戸十郎着ニ付二階江指宿猪之助殿父子被来、

おむら様同断ニ而二階ニ而家内中之着祝、拙者客相

濟候上二階江参候而益取替し共いたし候、九ツ時分

臥候事、今日馬追通馬上人数上之馬場四百人余吉野

迄参候、馬乗者五百人も有之候半と之事候、米良龜

之助殿ニも馬上より被参候而、拙者屋敷掛重富本門

通被帰候、

七日 朝風雨、巳之刻過より齋、

朝六ツ過起、屋敷内廻、夫より昨日之刀九本見候而

月代等いたし、五ツ半時分講堂江出勤、良馬殿・多

門殿被相勤、権五郎殿ニも被罷出賦候処頼ニ而候、

出勤無之候、八ツ時退出、帰リニ権五郎殿江立寄無

程帰候、〔久光〕中将様御着ニ付而、野屋敷仮屋下余り草茂

り見苦敷候付、参致下知草抔為払候賦候処、宅ニも

無抛向同等有之候付、伊太郎と太郎江難〔堅力〕く申付遣候、

鞭之朱摺りへぎ下絵書候而善右衛門江遣候、七ツ過

より喜右衛門所より刀拾式本借り候而絵形取候、夜

入五ツ半時分迄ニ九本相濟候、木尾彦左衛門殿被来、

四ツ時分被帰候、無程臥候事、

八日 晴、

朝六ツ起、屋敷廻り、夫喜右衛門取寄刀抔見候得ハ、
〔ヨリ脱カ〕

六ツ半過町田鷺之助朝出ニ而出勤掛之由ニ而被来、

五ツ過被帰候、夫より二階より居間江書物箱惣而下

し候、四ツ時出勤、今日者

〔頭注〕中将様御下り、蒲生筋ヨリ
中将様御下りニ而、昨夜蒲生御泊、七ツ時御供揃ニ

而蒲生御立、九ツ前

御着、又々出殿、八ツ後より右門殿・刑部殿江着之

祝儀ニ参、夫より川上〔久美〕式部殿着祝ニ参候而、五ツ時

帰宅候得ハおつやさま御出、九ツ時御帰、直ニ臥候事、昼おつね被来候よし、

九日 曇、

朝六ツ時起、屋敷内廻り、六ツ半過より指宿猪之助殿被来、五ツ過被帰候、同刻より村橋伊記殿江昇殿、京都二名替、昇之前者左膳卜申候見廻候、四ツ時出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、暮迄書見・写本等いたし候、伊太郎・十助畠之仕事いたし候付一刻参候、八ツ後二階堂弥六殿被来候、おむら様御出、夜着仕立物之加勢被成下候、四ツ過御帰、無程臥候事、

十日 雨、夕より弥強風添、

朝六ツ起、屋敷内廻、刀之穂壹本画形取、五ツ半時分島津権五郎殿江立寄講堂江出勤、八ツ前退出、直ニ帰宅、夫より書見、余り今日旁候様有之、七ツ過より大鐘過まで臥候、此節出来候袖島夜具・木綿島ふとん今日初而敷かぶり候、今日もおむら様御出ニ而、夜着御仕立被下候、九ツ半時分より木尾彦左衛

門殿入来、去ル七日二三口番御内意之被申候付、一昨日者撰津殿御透相伺候得共、(久光)中将様 御光着ニ付而御都合無之、昨日別而困窮之申立分而御願申上置候処、則今日者速ニ被仰付候由ニ而大悦ニ而候、於拙者も同断嬉しく存る事候、おむら様四ツ前御帰、四ツ過臥、

一今日者助教格川畑伊右衛門拙者共詰席江被来、吉国島津内兵吉御扶持被仰付度被申出候書付致内見置呉候様被持来候、外ニ拙者同席ハ良馬・多門内見いたされ候事、

十一日 雨、

朝六ツ起、書付取調、四ツ前より上演武館江出勤、今日者川上八郎左衛門・伊集院嘉盛両流儀家老衆御見分ニ而候、御家老衆川上式部殿、大目付衆高橋(種)殿殿、拙者同席島津(壬生方)見・田尻務(種賢)、御用人島津兵十郎、御側役御側御用人より寄北郷哲五郎被相勤候、御目付名越彦太夫・御徒目付(空白)ニテ候、嘉盛流儀より初り、引続川上八郎左衛門流儀有之、相

濟婦宅候得者九ツ鳴候、おたね少々不塩梅ニ付葉り
調合共いたし、夫より書付取調暮迄いたし候、夫よ
り家内中打寄酒杯給、四ツ時分臥候事、八ツ後基太
村新次郎殿入来、明日箭七郎殿着之由、別段不申候
間、祝ニ皆々来候様ニト之事候、

一 伊集院嘉盛流儀出席人数

田上与四郎	佐々木新左衛門	内田仲兵衛
中村喜之助	山口彦二	上井万之進
新納右八郎	国分庄之助	長倉十太郎
野間彦太郎	藤田利右衛門	新納衛守
壹岐堅巖	堀添正左衛門	五代平左衛門
白石小藤次	藤田助八	中原仁兵衛
有馬愛十郎	佐竹矢兵衛	有馬良次郎
中馬勇右衛門	武龍雲	五代新左衛門
水間新太夫	前田友庵	大庭喜太郎
斎藤健一郎	栗川孫右衛門	飯牟礼猪之助
前田清次郎	日高郷左衛門	中村与一郎
上村良徹	山田平次郎	堀添正次郎

田上与助	土師勇助	別府清二
酒匂藤兵衛	池上助十郎	松岡岩之進
中馬善兵衛	山之内半左衛門	五代清左衛門
前田清太	酒匂孫一郎	藤田武右衛門
鷲頭喜兵衛	渋谷彦八郎	川上東馬
田上七郎	伊集院嘉盛	

一 川上八郎左衛門流儀出席人数

山内流居相		
森金之進	白石彦七	星山鎌助
山口彦左衛門	川上軍助	
竹内流腰廻		
知識源助	大久保金四郎	池田次左衛門
汾陽清次郎		
天真流劍術		
安田喜次郎	木上源五郎	畠山孫四郎
押川宗栄	伊地知吉次郎	朝倉孫十郎
染川仁之助	上原清之進	植村才次郎
芦谷八太郎	加世田彦太郎	加世田仲左衛門

いち、亀太郎	大寺彦熊	西熊太郎
本田武吉	蘭牟田六之助	矢野八郎
川北直次郎	矢野五之助	迫水猪之八
伊地知万熊	中村市熊	丸田愛熊
鎌田辰熊	亀山栄七	亀山当七郎
黒江彦次郎	丸田吉熊	五代徳太郎
伊東彦兵衛	永田彦兵衛	蘭牟田五之助
久木田善之丞	宮田佐八郎	矢野八次郎
園田紋九郎	竹下伸太郎	浜田十郎左衛門
山口新吉	北郷助七	久木田直右衛門
中江万次郎	土師孫市	安藤猛助
伊地知新之丞	脇田喜藤太	佐久間正次郎
川上嘉次郎	前川為八郎	土師莊八郎
有川八郎	伊地知助五郎	安藤直五郎
星山伸吾	河野喜次郎	上原正八郎
有村清太郎	安藤八郎太	長野助次
汾陽理左衛門	加治木正次郎	星山与八
長井喜左衛門	宇都喜兵衛	安藤勇右衛門
山口小太郎	池上伸右衛門	福山平左衛門

猪飼鉦太郎 北郷哲五郎 山口吉五郎
 安田喜藤太 安藤作左衛門 川上甲助

十二日

朝六ツ起、屋敷内廻り、右昨日之名書共写、朝長崎
 助六殿入来、先日朝之事被申候付、当日直ニ市来氏
 へ相頼置候付、尚又相頼候礼ニ被参置候様及返答候、
 今朝肥後助五郎殿ニも入来、拙者組伍長ニ而、明日
 より桜島へ湯治へ被参候内届ニ而候、四ツ時出勤、
 八ツ時退出、夫より書付取調、七ツ過島内記様所箭
 七郎今日京都より着之祝ニ参候、夜入四ツ前帰宅候
 事、

十三日 雨、

朝六ツ起、五ツ半時分より島津権五郎殿江立寄講堂
(久弊)
 ニ出勤、八ツ御暇、直ニ帰宅、今朝より腹下しニ而
 中々難儀、寝候間も無之、昼宮里喜次郎殿入来、七
 ツ後池之上氏・川上十郎太殿被来候、細島御預所被
 仰付候御通達も来候、是ハ要書類聚仰渡留之部へ留

置候、三拾度位下シ候、然れ共熱氣又頭痛等も無之候付懸念無之候、夜明ニ而下取候、

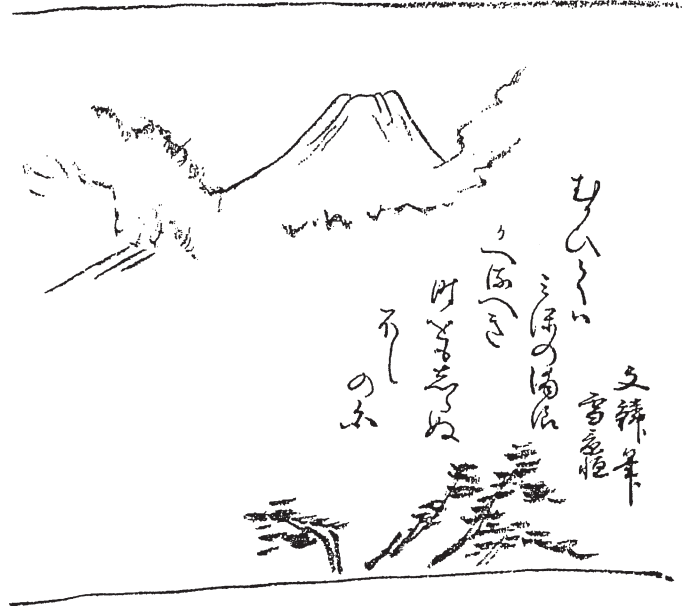
十四日 曇、

朝六ツ過起、今日ハ下しも留り候得共、昨日数度之腹下しニ至而無氣根ニ候間御座相頼候、病氣ニ而引入内へ寝たり転たりニ而ハ却而養生ニ不可然ト存、只相頼候而野屋敷へ參、昼寝も暫くいたし薬用同断、薪切之下知共いたし暮帰宅候、今朝町田藤八殿・伊勢清右衛門殿、昼又藤八殿・名越誠之進殿、夜入新八郎殿被来候、誠之進殿二者今日聖堂童子被仰付候由、九ツ過臥候事、

十五日 曇、

朝六ツ起、屋敷内廻り書留類取調、五ツ過兎玉佐平次殿入来候、今日者御書院 御出座 御目見申上候、夫より又於敷舞台川上但馬殿（久運）より郷十郎町田内膳江願之通養子成御免被 仰付候、町田家之方者島津権五郎名代ニ而承知、九ツ前より御三役方御礼廻、式（山）

上久美
部殿所ニ而飯共給暫居候、源次郎殿方江も參、此節被持下候絵致一見候、夫より縫殿殿（高橋種親）・但馬殿・出雲殿江參候而、前内記様へも一刻立寄、八ツ半時分帰宅、歸掛宮里喜次郎殿江も參候而、吉次郎手習之儀相頼、今日より初而被来呉候、伊藤彦助殿ニも被来候、喜次郎殿二者四ツ時被帰候、拙者二者戸柱町田家より嘸ニ来呉様承候付、暮過より參候、外二町田藤八殿・兎玉佐平次殿・大山新兵衛殿ニ而候、四ツ過帰宅、無程臥候事、



如此、

十六日 細雨、

朝六ツ起、五ツ過より御墓参、花舜軒・石心院江参候而、帰ニ伊藤六郎右衛門江参、帰宅、直ニ講堂江出勤、八ツ前退出、直ニ帰宅、書見共いたし候、今日者お筆来、五ツ半時分帰候、四ツ時分臥候事、四ツ前より宮喜殿被来、吉次郎江手習・素読指南被致呉候、

(頭注)中將様五社御参詣
 一今日 中將様御直垂ニ而、五社并福ヶ迫諏訪社江御参詣、四ツ時御供揃ニ而候、

十七日 曇、

朝六ツ起、屋しき内廻、夫より日史留、平左衛門召呼用事相達、五ツ時より宮里氏被来、吉次郎江手習指南被致呉候、四ツ後基太村箭七郎殿被来候由、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、八ツ後近藤七郎左衛門殿先日 中將様御供ニ而着之由ニ而其後初而入来、町田喜次

右者此節於 京都
 (久光) 中將様御前江文鱗景恒被 召出席画讚等 御覽之節、
 (久美) 川上式部殿御家老ニ而出席有之、御席ニ而一枚被望出来候画之由、今日勘解由殿被為見、誠ニ見事ニ能も出来、殊ニ讚も面白珍敷事故、爰ニ晰之大意記事

郎殿ニも同断、七ツ過上演武館江参候而坂本簾四郎

殿・加藤権兵衛殿稽古所江見分ニ参候、夕帰宅、お

むら様御出ニ而、明日ハ新八郎殿御差図御用有之候

由ニ而、暮過御帰、四ツ半臥候事、

一今日茂

中將様御仏詣被為 在候、

一先月京都より師家稽古上達之者共被差下、着之上上

演武館江出席、初心之者ども引立交方等もいたし候

様被仰付候、人数外ニも同様被仰付候人数ハ有之候

得共、此節右ニ付下り候人数左之通、

一東郷家 井上直次郎・川村吉次郎・谷山彦左衛門

一加藤家 加藤清次郎・中村新兵衛

一白尾家 白尾彦助・椎原助八

一小野家 大田八郎・有馬藤太

一東家 樺山一郎・黒木直左衛門

一有川家 鎌田郷左衛門・梁瀬善兵衛

一篠崎家 川上平七郎

一葉丸家 鈴木源五左衛門・飯牟礼斎蔵

一川上家 池上仲右衛門・上原藤十郎

一鈴木家 春山越右衛門

一梅田家 日高軍次郎

一海老原家 毛利喜平太・村瀬彦兵衛・鶴丸金之進

一田代家 有川十右衛門

一大山家 大山彦次郎

一和田家 染川伊兵衛

一田中家 河野半蔵

十八日 曇、

朝六ツ起、昨日之日史共留候、夫より月代等いたし、

五ツ時より前之内記様・七郎左衛門殿・花舜軒御墓、

高崎伊勢殿先日着之由承候間参候、夫より直ニ出勤、

今日ハ島津新八郎殿但馬殿より御差図御用故、杉之

間御縁頬迄参候、当番頭御役被仰付、御役料米貳百

俵被下置候、外ニも島津勇馬殿・島津藤十郎殿・末

川主税殿御用ニ而詰衆被仰付候、八ツ退出、直ニ帰

宅、夫より日史目案書、七ツ過より内記様所江新八

郎殿祝ニ参候而夜入五ツ時分帰宅、四ツ過臥候事、

東郷藤兵衛門弟

千田七郎兵衛	佐々木真兵衛	鈴木弥藤次門弟
平山喜八郎	井上直次郎	田中仲次郎
岩下矢次郎	有馬周右衛門	基太村万之助
古河直次郎	川村吉次郎	貴島吉之助
谷山彦右衛門		大山後角右衛門門弟
梅田九左衛門門弟		大山彦次郎
川口市左衛門	日高軍次郎	川崎八郎左衛門
白尾登後右衛門門弟		有川五左衛門門弟
蓑田源左衛門	吉川源右衛門	築瀬善左衛門
白尾彦助	椎原助八	税所助七
加藤權兵衛門弟		有馬新助
加藤清次郎	重久猪八郎	田代宗次郎門弟
山田市郎太	中村新兵衛	有川矢九郎
田中太郎左衛門門弟		日置宗右衛門
河野半藏	東条仁之助	小野郷右衛門門弟
村田源四郎		有馬藤太
伊集院嘉盛門弟		浅江源左衛門
田上七郎	八木七之丞	大脇豊之介門弟
田上利兵衛		新納用之進
		大脇正之助
		春山越右衛門
		鎌田八弥太
		鎌田郷左衛門
		志和地嘉左衛門
		築瀬善兵衛
		小川小次郎
		大田八郎
		木村休太郎

川崎兵左衛門

池上仲右衛門

上原藤十郎

和田小太郎門弟

安藤作左衛門

染川伊兵衛

中原伸之丞

深見休八門弟

相良善太夫

阿多喜太郎

前田龍五郎

白坂郷左衛門

海老原庄藏門弟

湯地休左衛門

三原伝左衛門

中山甚五兵衛

藥丸半左衛門門弟

土橋休五郎

上井甚左衛門

大山格之助

鈴木源五左衛門

長谷場徳左衛門

村瀬彦兵衛

飯牟礼斎藏

毛利喜平太

鶴丸金之進

右者諸武芸之儀、一涯致振興候様と之 思召之御事

東正之進門弟

樺山市郎

候付、師家并高弟二而極意致伝授候者共之儀者勿論、

黒木直左衛門

権山市郎

右面々各流儀只管致出精、当世態之儀二も候付

鎌田六郎次

権山市郎

御趣意之旨深汲受、一統申談門弟中致一和、諸生中

篠崎八郎左衛門門弟

川上平七郎

二も手厚引勸行届候様被仰付候条、此旨右之面々江

五代東之丞

川上平七郎

者勿論、師家江も可被申渡旨、大番頭・御小姓与番

篠原金之進

川上平七郎

頭江申渡、可承向江可申渡候、

坂本廉四郎門弟

野村彦八

四月

（島津久昌）
丹波

有川斎之進

野村彦八

川上八郎左衛門門弟

野村彦八

十九日 問々雰雨、

北郷七次郎

宇都喜兵衛

朝六ツ起、屋敷内廻り、夫より書物綴チ、町田郷十

郎昨日より来泊、今日四ツ過帰候由、四ツ前内記
様江一刻昨日之御礼ニ罷出候、直ニ出勤、八ツ時退
出、夫より写本、又書物小口目驗いたし候、

二十日 大風雨、九ツ時分より辰巳之風強、八ツ過弥強、

朝六ツ起、屋敷内廻り、夫より書物紙折方、六ツ半過
より宮里喜次郎殿入来、五ツ半より御殿江一刻、夫
より島津權五郎殿江一刻、夫より造士館江相勤、八
ツ前帰宅、夫より処々戸立、雨漏強く世話敷事二候、
屋内も暗く何事も不出来候付、七ツ時分より昼寝と
いたし夕方起候、其節者風も静に相成候、暮より宮
里喜次郎殿入来、四ツ過被帰候、九ツ過臥候事、

廿一日 晴、

朝六ツ起、屋敷内廻り、夫より写本片手ニ吉次郎江
書物為読候、四ツ八ツ出勤、七ツ時より野屋敷江参、
屋敷内廻り、暮より藤八殿・猪之助被来、九ツ時被
帰候、昼参掛藤八殿ニも一刻立寄候、吉次郎・徳熊
ニも列来泊り候、外ニ家来伊太郎彦人泊り候、

一今日迫水孫次郎殿進達掛より御記録方見習被仰付候、
外ニも御役替有之候半敷、

廿二日 晴、夕方雨、

夜前者珍敷野屋敷江泊り、曉起出れば東雲晴につ
けて山風吹おろすも麓にはまたなきさま、群鳥空や
梢に鳴わたるもいと面白し、

住馴てかたろふ鳥のよろこひを

あくるやま辺に聞そ嬉しき

して肌足となり庭に出て草を抜とり塵を払ふも一興
そや、追々吉次郎・徳熊も起出ぬれハ、夜具も手自
た、ミ掃除す、召列し伊太郎者手水鉢など替、座敷
をふき茶を入持出ぬ、飯も伊太郎焚、大働にて候、
無程妻のおたねなるもの、あらた之左中殿ニ女おミ
つとの先日より予か家泊られしを同伴にて被来候、
五ツ過飯共給候而、吉次郎江書物共為読、夫より山
へ登り候、戸十郎・猪之助殿・伊太郎・十助四人ニ
而材木片付ニ而候、拙者二者畠杯見ニ参候而、九ツ
過山より下り書見、七ツ過また吉次郎江書物為読候、

大鐘時分猪之助殿杯仕事相済候間、皆々打寄焼酎吞
共被致候、夕方打立暮帰宅、拙者事、少々齒痛候故
無程臥候事、

一 今日御役替

若年寄より
御家老

川上龍衛殿（久懸）

大番頭二而御側役勤より
大目付

島津主殿（久懸）主祝ニ参候、
祝者延置候段申来候

若年寄

榊山主計殿

御勘定奉行より
大目付格寺社奉行勤

肝付兵部

廿三日 雨、

朝六ツ起、日史留共いたし、六ツ半より宮里喜次郎
殿入来、吉次郎江手習指南被致候、四ツ時講堂江出
勤、八ツ後帰掛主殿殿為祝儀権五郎殿江一刻、肝付
家江一刻、島津頼母殿江着之祝儀ニ参候而早々帰候、
宮里氏江麦飯之約束いたし置被待居候、七ツ過被帰、
夫より預書共見日暮し、暮より又書見、暮一刻木尾
氏被来嫡子聊之儀共承趣有之、無程被帰候、
一常陸殿御事、来月初旬上京ニ而（島津久仙）凶書殿江被致交代候
様、今日御承知之段御吹聴承知、

廿四日 雨、八ツ過雨止、

朝六ツ起、屋敷内廻り、夫より歌一首、

時としハ思ひしれとも皆人の

ゆき、さまたく五月雨の空

四ツ前川上龍衛殿昨日御家老江御役替之祝儀、薬丸
猪之介殿江主殿大目付江御役替之祝儀ニ参候而、四
ツ八ツ出勤、直二帰宅、七ツ前より庭江出候而諸下
知いたし候、夕木尾彦左衛門殿入来、暮過被帰候、
九ツ過臥候事、

廿五日 朝雨、曇、

朝六ツ起、屋敷内廻り、夫より五ツ過迄書見、四ツ
前平佐江一刻参、同刻出 殿、四ツ半時分御暇ニ而、
川上式部殿江先日土産物被呉候礼ニ参、夫より榊山
家へ若年寄之祝儀、夫より永吉江大目付御役替之祝
儀参候通ニ東郷藤十郎殿旅宿江も一刻立寄候、夫よ
り直二帰り候得者八ツ打候、八ツ過川上源十郎殿入
来、七ツ前被帰候、七ツ過より加藤家演武館江出候
而暮帰宅、書見共いたし、夫より家内中打寄焼酎給

候而、九ツ時分臥候事、

右焼酎呑の節狂歌一首、

井の味噌ハなめとりなにもなし

と申候得者、妻なるおたね、

ミつの小皿か恥をかくなり

と申候而大物笑ひ、いと賑々敷めてたく申候、

廿六日 間々小雨、

朝六ツ起、屋敷内廻り、夫より書見、吉次郎江も書

物為読候、四ツ前講堂へ出勤、四ツ過より出 殿、

八ツ時退出、直ニ帰宅、今朝宮里喜次郎殿入来、吉

次郎江書物手習いたさせられ候、八ツ後松岡喜左衛

門殿・美代藤兵衛殿被来候、七ツ過より塩田清次郎

来候、七ツ過よりおこと、の被来、暮過より葉丸猪

之介殿被来候、四ツ過被帰、無程臥候事、

〔頭注〕「窮士」米ヲ給ふ
一今日者御勝手方掛御用人いち、宗之丞より与頭月番

川上右膳承候、此節他国米三千石御買入相成、内千

石丈廻米相成、極々窮士江被成下候間、幾仕切ニも

位を分取調いたし候様承知、米者壹俵五斗入之由、

一内之浦江異国船来候由ニ而届書

覚 内之浦

蒸気船壹艘

但、帆柱式本相置、吹流・旗印者相見得不申候、

右者異国船と相見得、今九ツ時分卯辰之方より当所

之様相向候付、則役々浦方江出張仕手当等仕候処、

無間も汀より四五町程之所江乗入、通船ニ而直ニ午

未之方江向走行、無程帆影相見得不申候間、此段被

仰上被下度奉存候、以上、

子五月廿四日 横目 久木元喜左衛門

組頭 白坂壮次

郷士年寄 吉井玄泰

廿七日 雨、

朝六ツ起、書見、吉次郎江書物為読候、宮里喜次郎

殿入来、吉次郎江読書被教候、五ツ過より加藤家演

武館江參候、御家老衆御見分ニ而、御家老衆川上龍

衛殿・大目付衆町田民部殿ニ而候、御小姓与番頭島

津壬生・島津頼母・高橋要人・市田隼人、御用人川

上正十郎、御側役平田伊兵衛、御目付名越彦太夫二
而候、出席人数式百八拾人計ニ而有之候由、拙者同
役島津仲・北郷数馬・（久徳）田尻務（種賢）ニも出席、九ツ半時分
相済、無程帰宅、暮迄書見、四ツ時分臥候事、

廿八日 雨、

朝六ツ起、書見、吉次郎江素読いたさせ、四ツ前出
殿、八ツ帰宅、夫より暮迄書見、暮過より家内中ニ
而少々焼酎共給候而、四ツ前臥候事、

廿九日 雨、

朝六ツ起、座内掃除、直ニ書見、吉次郎江素読いた
させ候、五ツ時より月代等いたし、四ツ時出勤、八
ツ前帰宅、書見いたし、七ツ時分より丸田竹翠殿入
来、夕方被帰候、夜入四ツ時分臥候事、

晦日 雨、

朝六ツ過起、書見いたし、吉次郎江素読いたさせ、
四ツ時出勤、八ツ前帰宅、帰掛丸田氏江立寄候得ハ

川上伝左衛門殿被来、吉野鉄炮射場地願一件、無程
被帰、七ツ前より野屋敷江参候而屋敷内廻り、直ニ
帰、大鐘より加藤家演武館江出候而暮帰宅、夜四ツ
時分迄書見いたし臥候事、

日史第三十六

元治元年甲子六月中

名越時敏（花押）

朔日 間々細雨、

朝六ツ起、書見、吉次郎伊藤氏素読より帰候ニ付又
素読、拙者教もいたし候、六ツ半過宮里喜次郎殿被
来、吉次郎江手習指南、木尾氏被来、左近允新七殿
先日京都より着之内ニ而被来候、四ツ出勤、今日者
御出座有之、九ツ半帰宅候得者安田助左衛門殿入来、
暫被嘶候、基太村新次郎殿ニも八ツ後御出ニ而無程
御帰候、今日者主税梅田家表通入門ニ而、八ツ後よ
り参候、外ニ入門人数基太村正次郎殿・菱刈七之
丞・畠山孫左衛門殿・前田十郎左衛門殿・藤井八郎
殿ニ而候、八ツ後書見、七ツ過庭屋敷内廻り、風呂

二入又書見、大鐘過より伊藤彦助殿へ一刻、夫より伊藤六郎右衛門江病氣見舞ニ参候、着後足痛腰も立兼候而、手水も手を添参事候、上原玄与殿被来居針療治ニ而候、本科医師ハ冲瑞益殿ニ而候由、暮帰宅、直ニ書見、五ツ前吉次郎江書物教授、五ツ過より家中打寄焼酎共給候、四ツ過臥候事、

一 射場奉行今日被仰付候名前

島津右門 市田隼人 新納波門 島津小平太

一流鎬馬今日被仰付候名前

山田助左衛門 猪飼鉦太郎

一 永吉島津主殿(久壽)殿(久包)島津登殿宅江居住次聴書之写(吹カ)

主殿殿事、当分居宅修甫中ニ而、彼是差支之儀有之、此涯実家之島津登殿宅江居住被致咎御座候、此旨御次聴申上置候様被申聞候間被仰上可被下候、以上、

六月朔日

二日 曇、

朝六ツ起、屋敷内廻、夫より書見、吉次郎伊藤家よ

り素読相済帰候付、又素読いたさせ教もいたし候、四ツ前島津主殿殿江参賦ニ而、加治木屋敷下ニ而権五郎殿江行逢承候得者、最早出 殿為有之由承候付、直ニ同道ニ而出勤、九ツ半時分御暇ニ而、松岡十太夫殿江見廻候而面会、暫晰、伊集院平治殿江も着之祝儀ニ参候、戸柱町田家へも一刻立寄、八ツ過帰宅、無程甞喜右衛門殿東郷藤十郎殿より之書状持来、権五郎殿中村屋敷之番人頼呉候様承候間面会いたし、藤十郎殿へも伝言相頼候、夫より暮迄書見、夕方者一刻伊太郎石垣之崩候処築方いたし候付見ニ参候、今日より日雇も兩人来、雨もりさしにて候、又暮より書見、四ツ半時分より焼酎給候、おたね千石馬場町田家へ参候而九ツ前帰り、土産物共有之候付又給候而、九ツ過臥候事、

三日

朝六ツ起、庭へ出少々草取、又書見、吉次郎伊藤家より帰候付、素読いたさせ又教もいたし候、於上濱武館白尾・坂本流儀御家老衆御見分有之、五ツ半時

分より出勤、御家老衆者若年寄より御名代二而島津
 出雲殿被相勤、大目付衆者高橋縫殿（種親）二而候、御小
 姓与番頭島津壬生・川上右膳（久賢）・高橋要人（種秀）・北郷数
 馬（徳）・田尻務（種賢）・拙者二而候、御用人川上正十郎、御側
 役平田伊兵衛、御目付名越彦太夫・小林一学被相勤
 候、四ツ打出白尾流儀初り、名書左之通、

表

白尾彦助 伊藤七之丞 福山与左衛門
 大山清左衛門 若松吉次郎 大島孫右衛門
 武井新之丞 町田仲次郎 小久保新助
 河野半次郎 伊東正太 蓑田勇次郎
 島津勇馬
 試合口
 有村清太郎 朱書 村山小四郎 上原正八郎 朱書 福崎壮九郎
 国分覚之助 時任勇助 伊勢佐八郎 市来宗兵衛
 野崎野七 門松覚兵衛 鮫島恕碩 矢野喜蘇次
 川上源五右衛門 伊地知七左衛門 荒川仲蔵 白尾彦助
 郷田正之丞 新納源四郎 貴島勇之助 吉川源右衛門

表

江夏正兵衛 蘭牟田四郎右衛門 福崎壮九郎
 市来宗兵衛 中江軍六 門松覚兵衛
 森藤七郎 伊地知七左衛門 時任勇助
 中山佐五右衛門 吉川源右衛門 日高十助
 柏原助右衛門

檜合

浜田十郎左衛門 丸田孝八 益山良助
 中村仲左衛門 伊勢左七郎 神戸休兵衛
 相良新右衛門 宮田佐八郎 池田次左衛門
 中江市兵衛 伊集院彦左衛門 有馬新太郎
 西左一郎 北郷万兵衛 野崎野七
 浜田郡左衛門 上原正八郎 龜山甚助
 伊地知平右衛門 江夏正兵衛 川上源五右衛門
 上原伝之丞 伊勢佐八郎 郷田正之丞
 国分覚之助 村山小四郎 荒川仲蔵
 貴島勇之助 新納源四郎 鮫島如碩
 吉川源右衛門 矢野喜蘇次

表

伊集院勇二郎

白尾登五右衛門

右相濟、坂本廉四郎流儀御見分廉四郎稽、古所ニ而、名書左之

通、

坂本休之丞

川上十右衛門

坂元十郎太

痛所坂本休兵衛

右ノ出シ西之原彦助

痛所川北五郎左衛門

甲斐彦左衛門

馬場勇助

基太村庄次郎

伊地知熊次郎

川北四郎次

広瀬郷兵衛

土師孫市

貴島勇之助

市田源次郎

馬場勇助

西之原彦助

痛所木脇休次郎

河島新之丞

当病田中市兵衛

痛所宮田助市

広瀬喜兵衛

畠山五郎左衛門

痛所伊集院勇二郎

当病伊藤勘助

有川齊之進

痛所大橋猪八

広瀬喜左衛門

永井斎藏

広瀬喜兵衛

野村彦八

古川齋之進

広瀬喜左衛門

野村彦八

坂本彦熊

広瀬喜兵衛

坂本廉四郎

野村彦八

差引人

伊藤彦助

村田仲左衛門

伊藤勘助

有川齋之進

九ツ前双方共相濟、直ニ帰宅、八ツ前有馬新右衛門

殿入来、守衛方島津頼母殿組ニ而上京いたし居られ、

先日被致着候由ニ而被来候、肥後新四郎殿ニも入来、

無程被帰候、大鐘前より町田喜次郎殿入来、夜入五

ツ半時分被帰候、四ツ過臥候事、

四日 晴、小暑入、

朝六ツ起、五ツ打直ニ川上(久美)式部殿・二階堂源太夫

殿・島津権五郎殿江參候、四ツ時出勤、八ツ後退出、

直ニ帰宅、今朝宮里喜次郎殿入来ニ而吉次郎へ手習

被教候、内之浦地頭所組頭相良治左衛門・郷士年寄

兼丸弥右衛門来候、

(久光)中将様 御官位御祝儀并 御着城御祝儀ニ而候、八

ツ後より書見、七ツ過より辻元新兵衛来、夜九ツ過

婦、八ツ時臥候事、

五日 四ツ時分霧雨、暫快晴、

朝六ツ起、屋中内玄喚迄掃除、宮里喜次郎殿入来候

而、吉次郎伊藤氏より帰るを待読書指南いたし被呉

候、朝伊地知才右衛門殿・木藤応助殿被来候、四ツ

出勤掛島津権五郎殿江立寄、四ツ時講堂江出勤、四

ツ後講釈高崎善之進殿ニ而候、九ツ後論語ニ会読有

之、八ツ前帰宅、今日者五ツ過よりお藤・おくわ・

おふミ列来候、おふてにも四ツ過より来候、是ハ誕

生日ニ而来候、七ツ過より上演武館加藤・川上江参

致見分候、坂本・伊集院へも相視候得共、今日者四

ツ後日ニ而稽古無之、大鐘過帰宅候得者村田平蔵来

居、暫相嘶役所之様参候、夕よりお筆誕生祝ニ取替

し共いたし、尤、お藤其外も打寄候、お藤二者五ツ

時分帰、お筆二者四ツ時分帰、四ツ半分隊候事、

六日 快晴、

朝六ツ起、座内掃除、夫より書見、五ツ半より祇園

洲台場打ニ而参候、四ツ時相始り、四ツ半打方相濟、

直ニ帰宅、屋内処々取集、九ツ前より暮迄書見、今

日宮里氏被来、毎之通吉次郎江読書指南、八ツ後美

代藤兵衛入来、無程被帰候、夜九ツ時分隊候事、

七日 快晴、

朝六ツ起、庭余り荒候付、家来・下人無残六ツ時よ

り庭草取・木摘ニ而、拙者にも同断出候得者、六ツ

半時分長崎助六殿被来、引続伊藤彦助殿・土持平右

衛門殿入来候、四ツ八ツ出勤、今日者川上弥八郎当

分進達掛より御目付御役被仰付、外にも段々御役替

等有之候由、昨日茂喜入撰津殿千石之御役料被仰付

候、川上式部殿ニも式百石御加増被仰付候、其外島

津求馬御勘定奉行ニ而勤方は迄之通、中村新介当番

頭ニ而勤方は迄之通、伊地知宗之丞御側御用人ニ而

勤方は迄之通、松岡十太夫同断、今日者八ツ帰宅よ

り写本、四ツ時分隊候事、

一今日御殿ニ而吉野雀ヶ宮学校所武術式日届承、左之

通爰ニ記置、

毎月

四日 九日 十四日 十九日 廿四日 廿九日

右届申出候人川上伝左衛門也、

一今日者議政所被召建候儀段々

仰出有之、要書類聚仰出之部ニ留置、其外窮士鉄砲
代銀三部ニ而申請被仰付候 仰出、且詰衆造士館等
之事被仰出、右同断留置、

葉丸半左衛門

右別段之以 思召師家被召建候条、此旨可承向へ可
申渡候、

六月七日

田尻務(種賢)

議政所掛

右之通被 仰付候条可申渡候、

六月七日

(川上久齡)
龍衛

川上勘解由 川上右膳(久賢)

右同様被 仰付候、

八日

朝六ツ起、書見、又屋敷内廻り、夫より書見、宮里

喜次郎殿入来、吉次郎伊藤氏より帰手習被教候、四

ツ前講堂江出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅也、詰衆講
堂星合之儀昨日被 仰出候付、今日より与頭詰席ニ

而四ツ八ツ星合有之、星差与方書役者大山源五郎ニ

而、今日星ニ合候人宮之原小膳・島津藤十郎・鎌田

〔先旨〕・末川主税ニ而候、外者御殿詰両人病気等也、

都合十人之詰衆右被 仰出候御書付者要書類聚ニ仰

出留江書留置候、今朝より松橋来候松橋休兵衛
居所之事、萩原

小路川之端ニ居住休兵衛と申者大上手ニ而候、八ツ

帰宅後写本、夕方木尾彦左衛門殿入来、夜入四ツ過

被帰、無程臥候事、

九日 雨、

朝六ツ起、要書類聚種々書留等いたし、吉次郎伊藤

氏より帰り候付、直ニ素読教もいたし候、四ツ八ツ

出勤、直ニ帰宅、屋内取集、障子張共いたし、大鐘

より川畑魯水殿被来、辻元新兵衛ニも来、四ツ時分

被帰、無程臥候事、

一(久光)中将様御事、昨日より指宿御湯、治江蒸気船より御出

之事、昨日より主税ニも郷十郎同伴ニ而馬より指宿
（町田久憲）
内膳殿へ参候也、

十日 間々小雨、

朝六ツ起、要書類聚種々留等いたし、吉次郎伊藤氏
素読より帰候付、又素読教もいたし候、宮里喜次郎
殿入来、吉次郎江手習被致呉候、五ツ半より浄光明
寺江参詣、四ツ前出勤、八ツ後退出、夫より要書類
聚書留等いたし、七ツ時分より伊藤六郎右衛門殿江
病氣見廻ニ参候而、花舜軒御墓参いたし御墓草共取
候而、夕方帰宅候得者、町田藤八殿・若松才次郎殿
同道ニ而被来候、才次郎殿二者始而入来ニ而候、四
ツ過被帰候、おむら様ニも暮過より内証之方江御出
被成候由ニ而、拙者方客帰後右御亭主振、九ツ前御
帰、無程臥候事、

十一日 曇、

朝六ツ起、屋敷内中廻り、夫より公私万留書、夫よ
り指宿江書状認、仕廻方いたし四ツ前出勤、今四ツ

時北条織衛御取次ニ而龍衛殿御差図御用承知、敷舞

台之格を以御用人座ニ而二女お筆事、町田民部殿江
（久憲）

縁組御免被仰付候、四ツ後御暇、講堂江相詰、九ツ

過より町田民部殿・佐志升形主殿殿江参、平佐へも

一刻参、八ツ前帰宅、今日ハ御三役中御礼廻之賦候

処、外ニも同列有之、最寄くにて御礼廻相頼候、

終日書見、家来・下人共草取いたし候付暫庭江出候、

夜入又書見、四ツ時臥候事、

一鳥津権（久憲）五郎殿今日継日被仰付候吹聴書来候事、

今宵月を詠する 時敏

浮雲のかゝるハ風のしわざと

月をはるゝをまちてこそすめ

十二日 晴、

朝六ツ起、五ツ過迄書見、夫より相仕廻、四ツ前出

殿、八ツ帰宅、無程大島清太夫殿・東郷藤十郎殿入

来、暫被嘶被帰候、夫より書見、七ツ時分左膳殿孫

のおふきとの被来、夕よりおむら様御出ニ而四ツ時

分御帰候、

○ 重富屋敷より吹聴書左之通来候、

(島津忠鑑)
備後殿事、上京承知被致居候付、明後十四日蒸気船

より出帆之筈御座候間、何れも様御入来被下候様各
様迄可申進旨被申付、如斯御座候、以上、

六月十二日
重富役人
別府市郎左衛門

○ 主税指宿より書状之内

扱私出行之節ハ 母君様少々御病氣ニ而御臥居被為
成候、就而者一刻も早く御全快之段奉承知度御座候
間、何卒早便より乍恐尊筆を以為御知奉願上候、然
者於爰許も叔父様初私・郷十郎ニも大元氣御座候間、
尊意易思召可被下候、未私も穎娃二者供支ニ而得不
罷越候、此地ニ而も不相替鐘・十匄鉄砲ため方或ハ
水練稽古いたす事御座候、

○ 内膳殿より養祖母様へ弁之内

先日ハちから・郷十郎まいり、こ、もとへ七ツ過ち
やくいたし申候、さく日ともハかりやまへはまにて
ち、こ・二才しほあびりのけいこにて御座候、九ツ半

時分より七ツ半時分までの事ニ而余りなく御座候
ま、人とも遣しよふやく御帰りニ而御座候、よほ
と御きやうたいとおもしろきよふにて御座候、や
りの稽古・はちもんめてつほうためかたのけいこ・
ひやくめてつほうためかたなどにて御座候、兩日中
より主税事ハ多へまいるはつにて御座候、
(穎娃力)

十三日 快晴、

朝六ツ過起、五ツ前土持平右衛門殿、同刻過木尾彦
左衛門殿入来、四ツ前造士館江出勤、講釈相濟より
御殿江御用有之、高橋要人(種秀)殿同道ニ而御里通ニ而出
殿いたし、御用濟より又々講堂江参り、八ツ後御暇、
直ニ帰宅、書見、大鐘より上演武館江参加藤・川上
致見分候、暮帰宅、暮過島人兩人外迄来居致面会度
段承候付、来候様申候得ハ栄貞と藤喜志ニ而候、栄
貞者四ツ過帰、藤喜志ハ四五年拙者方江奉公之賦候、
依而藤喜志者今晚より拙宅江泊候、九ツ前臥候事、
一今日主税より書状相届、昨日仕出之書状ニ而明十三
日より穎娃江参候段申来候、則今日ニ而候、

一 藤喜志上国便より嘉美行書状之内

大島小宿村

藤喜志也

一 岩次郎上国之儀、私下島之上相知、別而不仕廻なからみすから差上申候間、乍御世話念入御奉公相勤候様申付差上申候間、しほし滞国為致何ぞ差支無御座候、其身別而歛申候、暇旁之儀者遅成別段暇願六ヶ敷御座候付、折節栄貞飯焚明合御座候間、右飯焚之筋二而暇御願差上申候、

右小宿村嘉美行書状之内

小宿村

藤由氣書状之内

一旦又去冬茶二袋并嘉美行下島之砌米志俵御惠送被成下、当年之儀、島許凶年二而飯米扨底二而、子共飯料とんと差支行廻居候之处、御陰を以飯料取続方仕、誠以御深志不浅至極難有奉存候、御厚礼奉尊謝候、

十四日 快晴、

朝六ツ起、(前注)〔備後殿今日御上京〕重富御立四ツ時之由承居候付、五ツ過より罷出御暇乞等申上候含之処、五ツ前御立、御暇乞

も不申上誠ニ残心之至候、依而上下着用、拙宅物見

下ニ衆人より一間計進出候而御辞儀申上候処、能被成御覚候、今日者 御殿頼置候付不致出勤、尤、造士館前二而候、夫より夜入四ツ時分臥候事、

十五日 快晴、

朝六ツ過起、字林・玉篇江昨日同断、五ツ前より月代ともいたし四ツ前出勤、

太守様(忠義) 御出座 御目見申上候、八ツ前御暇、平佐

江一刻立寄候得ハ、おつやさま物見二而祇園山通見二而、拙者ニも久々ニ通見いたし、八ツ時相濟、直二帰宅、夫より字林・玉篇昨日同断、暮より藤喜志招呼島嘶共承候、尤、おたねも同席、何歟と共々嘶共いたす事候、おミつとの先日より相嘶居候而、祇園通見として家来宮之原家へ被参候而、又々升形江被参候而、暮過被帰候、四ツ前平左衛門来、主稅書状持来候、今日加藤家より指南方之先生并三木矢之介との・伊東早大殿・町田彦一殿被帰候由、右之便より書状来候、四ツ過臥候事、

十六日 快晴、

朝六ツ前起、家来・下人打寄庭取集いたし候、六ツ
半時分鳥津(久弊)権五郎殿入来候間、取止髪可結といたし
候得ハ、権五郎との髪ハ可結呉と之事ニ而相頼候、
無程市田隼人殿入来、五ツ前より中之別府学校所江
同道ニ而參、不時ニ文武致見分候、素読講義席書有
之候、

素読講義席書名前棒引之長短ニ依而読書之功拙ヲ
分ツ、先之棒素読、後之棒席書、

一二者出席ニ而甲乙を驗ス、

堀添新次郎	堀添喜左衛門	稻留新七郎
<small>当病</small>	<small>当病</small>	<small>当病</small>
有川藤太郎	伊地知喜太郎	堀添直助
吉見助太郎	大牟田新次郎	大牟田佐太郎
岩元賀市郎	川上伝之丞	相良源次郎
鎌田佐市郎	川上龍左衛門	吉田仁次郎
<small>当病書</small>	伊地知藤十郎	伊地知七之助
長井猪之助	川上宗之丞	堀添宗次郎
吉田源七		

劍術
川上宗之丞
堀添宗次郎

堀添新十郎

稻留新七郎

大牟田新十郎

川上宗之丞

堀添宗次郎

伊地知七之助

大牟田佐太郎

堀添宗次郎

川上伝之丞

川上宗之丞

岩元賀市郎

伊地知七之助

相良源次郎

鎌田佐一郎

吉田仁次郎

川上宗之丞

川上龍左衛門

いち、藤次郎

堀添宗次郎

国分仁之助

相良八之進

川上宗之丞

永井猪之助

精松喜平太

いち、七之助

当分造士館より学校所詰五代市郎

いち、宗次郎

殿ニ而候、

右見分相濟、九ツ過帰宅、字林・玉篇朱点付ニ而候、
七ツ過与方書役久保喜右衛門先日大島より着之由ニ
而、今日御届ニ出勤之由候而被来候、桂右衛門(久武)殿江
相付守衛方ニ而被參居候、無程被帰、同刻過木尾彦
左衛門殿入来、夕庭へ出芝橋石体替・水打などいた
し候得ハ、近隣宮里氏被来候而、今晚隙ニ而候ハ、
来呉候様承候付、暮過より參候而九ツ前帰候、木尾
氏ハ四ツ時分被帰候由、九ツ過臥候事、宮里氏二者
森喜右衛門殿・税所七郎右衛門殿・竹之内猛八郎殿

被來候、

十七日 快晴、

朝六ツ起、直ニ花舜軒御墓江參詣、家来三人外藤喜
志列參候而御墓草取掃除、五ツ過帰、四ツ前出 殿、
四ツ過より頼母殿同道ニ而造士館江參、四ツ半時分
より梅田・篠崎・東郷三家武術見分もいたし候、八
ツ後帰宅、朝木藤応助殿、昼町田藤八殿入来候、夜
四ツ過臥候事、おたね今日者夕より町田家へ被參候
而、九ツ時分被帰候事、

十八日 快晴、

朝六ツ起、座内掃除、夫より屋敷内廻り、又吉次郎
伊藤家より帰候付、書物為読教もいたし候、四ツ八
ツ出勤、直ニ帰宅、夫より字林・玉篇朱点打ニ而候、
大鐘より加藤家演武館江參候、夕帰宅、又玉篇同断
ニ而候、夜四ツ過臥候事、

十九日 快晴、

朝六ツ起、書物取調、吉次郎伊藤氏より帰、直ニ素
読いたさせ教もいたし候、四ツ前出

殿、八ツ前帰宅、昨日川上八郎左衛門拙宅江被來、
拙者留守ニ而川上右膳殿江參候由、
（久賢）

門人致出精候者共之名前左之通書出候由、

北郷久賢次郎 山口彦左衛門 益山次左衛門

久木田直右衛門 大久保金四郎 入佐助八

簗田勇次郎 汾陽清次郎 池田次左衛門

知識源助 安田泰助 安藤直五郎

汾陽理左衛門 上京 右松十郎太 白石彦七

江戸詰 猪飼鉦太郎 横山正太郎

田中周蔵 北郷哲五郎

右当分別而出精仕候者共ニ御座候、

上原藤十郎 福山平左衛門 長井喜左衛門

池田次郎兵衛 安藤勇右衛門 海江田善右衛門

北郷七次郎 宇都喜兵衛 鎌田宗五郎

池田仲左衛門

右多年抜群出精仕候者共ニ御座候、

安田助左衛門 安藤良右衛門 安田喜藤太

村田源左衛門 益山次右衛門 山口吉五郎

東郷武左衛門 伊地知小十郎 脇田喜兵衛

箕田源左衛門 三原次右衛門

右老年迄深切ニ相心掛修行仕、伝授等仕置候者共

ニ御座候、

安藤作左衛門 島津豊前

右流儀皆伝仕置候者共ニ御座候、

子六月 川上八郎左衛門

八ツ後より夕方迄字林・玉篇点打ニ而候、夕より近

藤七郎左衛門殿・伊藤六郎右衛門殿へ一刻ツ、参候

而暮帰宅、又蛭子社江参詣、直ニ帰宅、九ツ時臥候

事、

廿日 晴、

朝六ツ起、居間・書院掃除、庭水打、字林・玉篇朱

点打、五ツ半島津主殿江参、四ツ前講堂江出勤、八

ツ後帰宅、暮迄字林・玉篇朱点付ニ而候、家来・下

人共草取いたし候付暫庭江出候、今朝ハ宮里喜次郎

殿入来、吉次郎江手習指南ニ而候、五ツ前よりおふ

て来、四ツ前帰候、四ツ過臥候事、

廿一日 快晴、

朝六ツ起、座内掃除、髪結、吉次郎伊藤氏より帰り、

宮里氏入来候、手習、拙者六ツ半過より暑中見廻と

して川上式部殿・喜入撰津殿・二階堂源太夫殿・島

津左膳殿・島津大藏殿・川畑魯水殿・町田民部殿・

島津権五郎殿江参候、市来次十郎殿江暇乞、当月廿

九日出立、江戸詰、当分御勝手方掛、御側御用人桂

右衛門殿江先日大島守衛より着之祝儀ニも参候、四

ツ時出 殿、八ツ前退出掛高橋縫殿殿・川上但馬

殿・島津出雲殿・島津内記殿江暑中見廻ニ参候、夫

より帰宅、大鐘過一刻税所七郎右衛門殿入来候、暮

前より重富御三居江御近習迄、又戸柱町田家江参候

而夜入五ツ前帰宅、四ツ時分臥候事、

○ イケビヤコン練り様

一蜜 五十日

一醉 五十日

一緑青 二十五夜

右微火ニ而ねり、赤ミさし又黒ミ付テねを引様相

成たる時、枯擧三匁計入レテ少々ねりテよし、諸

瘡久敷快気せざるニ付て其効如神、

廿二日 快晴、

朝六ツ半時分起、今暁七ツ時より主税加世田踊見ニ

参候付、八ツ時分より彼是と皆々いたし候付、拙者

ニも臥候事不叶、出立候跡も暫眠り覚難臥候付、淡

盛焼酎を小猪口ニ而式ツ給臥候得ハ直ニ臥候、主税

供者福留平左衛門ニ而、列合ハ北郷哲五郎殿ニ而候、

四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅候得者平野休兵衛殿一刻入

来候、八ツ半時分馬より野屋敷江参、参掛町田藤八

殿江一刻立寄、家来・下人ハ唐いも手入、藤喜志者

草取、拙者二者蔵ニ入取調物共いたし、相济原ニも

登、暮前帰掛又一時刻藤八殿江立寄帰宅、暮過葉丸猪

之介殿入来、四ツ過被帰候、昼も猪之介殿一刻入来

ニ而候、四ツ半時分臥候事、

廿三日 快晴、

朝六ツ起、座内惣而掃除、字林・玉篇少々朱点打、

吉次郎伊藤氏より帰、素読いたさせ教もいたし候、

五ツ過南林寺

(貴久) 大中公・

(齊彬) 順聖公参詣、島津良馬殿同道ニ而島津権

五郎殿江参、暫罷居、四ツ時打出シ造士館之様出勤、

講釈有馬本ツマ□□殿ニ而候、四ツ御暇、直ニ帰宅、八

ツ時より野屋敷へ参候、夕方より近藤七郎左衛門殿・

高崎伊勢殿被来候、九ツ過被帰、拙者ニも泊り候、

吉次郎ニも列参候而是も泊候、おこと、の被来候

(以下欠)

廿四日 晴、夜細雨暫、

朝六ツ起、六ツ半野屋しきより帰、吉次郎伊藤氏よ

り帰候得ハ、宮里氏被来手習指南ニ而候、四ツ前出

殿、八ツ後退出、字林・玉篇朱点打、暮 氏神様六

月堂ニ付参詣、暮過より宮里氏父子被来、四ツ過被

帰候、無程臥居候処、九ツ時分主税加世田より帰候
付起出、八ツ時分臥候事、

廿五日 昼暫小雨、上方不降、所而已、

朝六ツ起、おこと、の被来、八之進事ニも種々承、
五ツ過被帰候、四ツ前島津権五郎殿江昨日亡(島津久包)登殿為
遺物品々被呉候為一礼参候、四ツ時同道ニ而出動、
八ツ後退出、直ニ帰宅、字林・玉篇朱点打、大鐘時
分より昼寝、暮起候、暮より平左衛門来、五ツ時分
帰る、四ツ半臥候事、

廿六日 晴、

朝六ツ起、座内掃除、葉調合、字林・玉篇朱点打、
吉次郎江五ツ時より素読いたさせ教もいたし候、四
ツ前造士館江出勤、八ツ時御暇、直ニ帰宅、字林・
玉篇朱点打、大鐘時分大島之範庸此節上国之由ニ而
来、暫相噺候而帰り、無程市来次十郎殿近々江戸立
ニ而為暇乞被来候、夕より栄貞来、四ツ時分帰、無
程臥候事、

廿七日 快晴、

朝六ツ起、座内惣而掃除、字林・玉篇朱点打ニ而候、
吉次郎伊藤氏より帰り素読教もいたし、又宮里氏被
来手習指南、拙者五ツ半出 殿、九ツ時御暇、帰宅、
今朝町田藤八殿・島津市熊殿・野呂新之丞殿被来候
由、九ツ半時分より野屋敷へ参、今日者仮屋鑰取忘
れ候付、不明候而休次郎所へ参候、然る所珍敷医書
有之候付七ツ時分迄見候而、夫へ登り伊太郎・藤喜
志・十助・太郎四人ニ而からいも歛入見候而、無程
下り蔵ニ入諸品取調出ス、左候而木尾氏へ一刻参、
又休次郎所江一刻参候而、夕帰掛藤田氏へ立寄候得
ハ留主、町田藤八殿へ参、五ツ過帰宅、四ツ過臥候
事、今夕平野林左衛門殿一刻入来之由候、

廿八日 風烈敷埃チリ敷、夜入雨降潤成ル、

朝六ツ起、居間掃除、夫より屋敷内惣而水打いたし
座ニ付候得ハ、吉次郎伊藤氏より帰り来候付、素読
教もいたし候、伊藤氏江参る前も今朝之読章少々為
読候、五ツ半内記様・おつやさまへ一刻ツ、夫よ

り出 殿、八ツ退出、御殿詰所三階より見る所桜
島洗出シ埃如雲煙、八ツ後字林・玉篇朱点打、大鐘
前より喜恵富・栄貞来、暮前帰、暮過より内記様御
出、四ツ半御帰、九ツ時臥候事、

廿九日 朝小雨、終日曇、

朝六ツ起、居間掃除、吉次郎昨日習候所為読候而伊
藤氏へ遣、帰り又可為読といたし候得ハ、宮里氏被
来候付手習いたさせ候、又大山新兵衛殿、町八殿事

二付被来候、四ツ造士館江出勤、四ツ半時分

（患巻）
太守様被為 入候而素読講義等有之、主税二も罷出

講義随分宜候、其外都合宜候、八ツ前御引入二而候、

八ツ後帰宅、八ツ半時分より野屋しきへ参、用事相

濟大鐘前帰、緊要子弟訓写用紙九拾枚折方いたし、

暮過より右写方いたし、同刻より木尾氏被来、写本

者六ツ半時分取止、木尾氏四ツ半被帰候、九ツ時臥

候事、おたねとおみつとの権五郎殿升形江被参、同刻被帰候、

一 中別府学校所門掛札、中別府郷校と認候而者如何有
之候哉、五代市郎殿より承候、尤、山田十助殿取調

之由候、可然と存候間、此通被認候而宜拙者同組中
へも其段可申置と致返答置候、

一 中別府郷校者、従已前山田十助殿書二而成章館と有
之候、此通門江懸札打候而ハ如何可有之哉と五代市
郎殿より承候二付、随分可然、乍併今何と歟文字見
立も有之候半歟、何ぞ悪敷と申儀二而者無之候得共、
造士館二似寄候熟字共有之候得者、尚更宜候半歟と
申達置候而、今日右之通承候、

日史第三十七

元治元年甲子七月中

名越時敏（花押）

朔日 晴、

朝六ツ起、居間掃除、夫より写本、六ツ半時分丸田

（空白）
「」殿・河野八郎左衛門殿入来、宮里喜次郎殿入来、

吉次郎江手習指南、四ツ時出勤、九ツ過御暇、終日

緊要子弟訓写方、昼町田八之進殿・土持平右衛門殿

入来、夜四ツ前迄写本、四ツ過臥候事、

一 勅書拝聞被仰付候事、御役人以上、

二日 晴、夕より雨、夜入弥降、

朝六ツ起、二階掃除、二階ニ而終日写本、八ツ後九
田藤八殿・伊地知八郎右衛門殿一刻ツ、入来、暮前
より島津權五郎殿江參、九ツ時帰候、直ニ臥候事、
(久誓)

三日 雨、

朝六ツ起、居間掃除、諸書取調いたし五ツ半一刻出
殿、島津權五郎殿へも同刻立寄、夫より島津右門殿
江參候、六番組中勅書拜見ニ而候、九ツ時分より出
殿ニ而八ツ退出、帰宅候得ハ些不塩梅ニ候故、折柄
戸十郎病氣ニ而、実方之針医師来居相頼、其儘臥、
夕方少々快起出候、昼池之上新太郎殿舎弟両度被来
候、六ツ半時分臥候事、

一 今日大目付・寺社奉行勤菱川空之助殿江造士館掛、若
年寄川田将監殿下演武館掛、大目付・寺社奉行勤肝付
(佐武)
兵部殿上演武館掛被仰付候、

一 此節被召立候開成所、与頭より川上勘解由・川上右
膳兩人掛被仰付置候得共、今日惣人数掛被仰付、造
(賢)
士館同様相勤候様被仰付候、

四日 快晴、

朝六ツ起、居間掃除、諸書取調いたし四ツ時出勤、
八ツ時退出、直ニ帰宅、昨日相頼候針医師来居候付
相頼候、今朝一刻池之上氏へ參、緊要子弟訓又々借
用いたし候、借用誠ニ六ケ敷被申候、乍併被聞濟持
返り候ニ付写候賦、七ツ時分帖佐之岩爪玄真被来候、
大鐘過より子弟訓写方いたし候、夜九ツ時迄主税と
嘶共いたし臥候事、

一 昨夜蒸氣船より之一左右風説承候、此節長州之者共
式千計千人或八千四
五百人共云、京都江張出シ、三所江分れ陣取候由、
会津・肥後より式三千人其外出張嚴重相堅候付、当
分之処ニ而者先何事も無之由、今日川上右膳蒸氣船
より大坂辺迄罷登候様被仰付候、其外諸郷物主等江
も被仰付筈と存る事候、当分(久光)中將様二者指宿御湯
治、(忠義)太守様二者栗野江 御光越、踊
御覽、三日ハ御滞在ニ而武術等も
御覽相成候半歟、

○ 安政二年者拙者大島より歸りたる年にて、其年十二
月十六日雪降りける読ける歌二首見、爰に書付ぬ、

ことしより心のそこも白妙の

朝戸出本ノマ、このカきよき初雪の空

いましはし残らハなとか嬉しきに

あさ日さす間の庭のはつ雪

五日 晴、

朝六ツ起、居間掃除、六ツ半時分より宮里喜次郎殿

被来候、左近允新七殿（久房）も一刻被来候、五ツ半上演

武館江出席、外島津仲・高橋要人（種秀）二而候、今日より

肝付兵部殿出席有之候、白尾稽古見分いたされ候、

八ツ前御退出、拙者共（久成）も同断、宮里喜次郎殿江申

遣、尤、今朝も約束二而被来候訳ハ、昨夜狐鶏を取

り逃候を拙者追落シ候得共其儘死候付、今日汁いた

し馳走二而候、無程被帰候、夜入九ツ時臥候事、

一此節大坂・長州一条二付、町田民部殿江も出張被仰

付候由二而、おたね遣候而夜九ツ前帰候、帰り二升

形へも立寄候由、仁礼舍人（中信）へも昨日同断被仰付候由、

六日之日承候得者、舍人殿二者登り無、
之由、雑説二而候、昨日慥二被聞候事

六日 快晴、

朝六ツ起、居間掃除、吉次郎伊藤氏帰より書物為読、

五ツ過より町田民部殿江暇乞ニ参候而、四ツ前造士

館江出勤、今日者菱刈空之介殿御出勤有之候、先日

掛被仰付候、空之介殿儀、当分勤者大目付二而寺社

奉行勤、講堂江隔日出勤之筈候、拙者事八ツ後退出、

今朝町田藤八殿一刻被来候由、写本等いたし、夜入

四ツ過臥候事、

七日 快晴、

朝六ツ起、座内掃除、朝国登志来、伊藤彦介殿・町

田藤八殿・指宿猪之助殿入来、四ツ前出勤、御目

見罷出九ツ前御暇、平佐并戸柱町田家へ罷出候、夫

より帰宅、八ツ半より野屋しき江参り、無程帰宅、

八ツ後喜恵富・宮里喜次郎殿被来候、大鐘より町田

藤八殿入来、同刻よりおむら様・おつやさま御出、

九ツ半御帰候、暮より伊藤彦介殿・吉国壮吉来、四

ツ半被帰候、藤八殿（久成）も同刻被帰候、八ツ時臥候事、

八日 快晴、

朝六ツ過起、居間掃除、六ツ半お筆来、四ツ前出

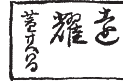
殿、八ツ前退出、直ニ帰宅、七ツ過よりお藤来、各

五ツ半時分帰候、四ツ過臥候事、

一南林寺

順聖院様御苗

御額



老耀

威靈能衛國
御聯 盛徳尚新民

董其昌 □ □

京都木下
一道正庵

右永平寺末寺、禪宗僧官取次所、

惟新公御位牌アリ、御切米付肉食妻対之寺也、今日(帶カ)

嘶承記ス、

九日 快晴、

朝六ツ時起、居間并書院掃除、宮之原清左衛門来、

又けさば、来、四ツ八ツ造士館へ相勤、今日者大目

付川田将監殿御出席、与頭仲・刑部・数馬・要人二(佐武)

而候、八ツ後盆灯炉張、夜四ツ過臥候事、

一大目付衆開成所掛町田民部殿ニ而候処、此節大坂辺(久成)

迄被遣候付、今日高橋縫殿殿へ掛被仰付候、明日よ(種親)

り与頭之儀も出席有之段問合有之、就而者より島津(本ノマ)

権五郎出席之段も申来候、(久整)

十日 快晴、

朝六ツ起、居間より内玄喚迄掃除、夫より福留七左

衛門所江参候而、矢之筥にて手拭掛作、五ツ半出

殿、夫より講堂江出席、講釈山名半助ニ而候、今日(先白)

者大目付衆御詰所明ニ而御修甫故御出席無之、八

ツ後退出、直ニ帰宅、今朝出勤掛平佐おつやさまへ(島津久包)

罷出候、おたねにも今日登殿百ヶ日ニ被相成、早朝

より墓参ニ而平佐江立寄被居候、升形江も一刻被立

寄候由、八ツ後より盆灯炉張、今晚御観音様七月堂

ニ而暮過参詣、段々屋敷内之者共来候而四ツ半臥候

事、

一本城中之助今日進達掛被仰付候由、中間通達来、

十一日 晴、未之刻暫雨、

朝六ツ起、居間・二階掃除、四ツ前開成所江出勤、

八ツ過退出、盆灯炉張二而候、亡登殿江遣候一對と

侍宜院様・法成院様・寿昌院様御中間ニ巻ッ差上候

灯炉迄拙者張候也、其外先日より戸十郎其外家来共

打寄張候、夜入四ツ時分臥候事、

一長州江異船八艘来居候由、碇を入候を見て飛脚立、

未如何模様ハ不相分段今日承、

一右ニ付而肥後江長州より援兵を乞候得共、何歟申立

断候由者此方江相知れ候由、

一此頃筑前之福岡者長州江良同意之様被聞候由、

右者今日黒田氏之嘶也、

一此節土州之物頭を茶屋ニ而長州者と見誤、会津手之

者より打果し候由、土州も甚憤激、六ヶ敷申立候処

より、会津より打候者者切腹ニ而断者漸相濟たる由

候得共、跡何歟もつれ到来之由、

一昨日今日が長州合戦定り日之由、此節一左右相知れ

候、異船八艘者皆各国之船ニ而台場之前ニ撃り候得

共、台場よりハ不打出由、英国船跡より十八九艘来

賦とやら嘶、是が先日頼娃之沖通船届ニ相成候船ニ

而も候哉、英国船蝦夷辺より来歟と申事候、

一長州勢京都近辺江出張居候者共ニ者余程能手廻り候

而、四方より取囲ミ候而食攻之形之由ニ而、何方も

出も不相成と申事候、

一長州勢式千人計張出候と先達而ハ申事候得共、大抵

六百人余歟と申事候、

右風評承候儘実否を不構記す、

一隈元猪之助玄喚迄来候由左之通、

私事、一代御小姓与江被召出、師範家被召建難有仕

合奉存候御礼、

隈元猪之助

十二日 晴、夕立廻ル、今日壬生殿へ参中途小松家下、橋迄湿ル、夫より下方塩原

朝六ツ起、二階掃除、六ツ半時分町田藤八殿入来、

五ツ過被帰候、四ツ前より上演武館江出勤、若年寄

出雲殿、大目付・寺社奉行勤・上演武館掛肝付兵部

殿御出勤、加藤権兵衛流儀式日ニ而稽古有之、御見

分有之候、与頭同役出勤、島津仲（入房）・高橋要人（種秀）ニ而候、

八ツ後退出、直ニ帰宅、今朝町田藤八殿被来候、向井十郎太夫殿同断、八ツ半より野屋敷江参候而蔵ニ入、官香と書物箱并書物等持帰候、帰リニ町田藤八殿・島津仲殿江一刻ツ、立寄、大鐘時分帰宅、無程仲殿被来、同道ニ而島津壬生殿江嘶ニ参候而九ツ半帰宅、八ツ時臥候事、

十三日 晴、間々曇、

朝六ツ過起、居間掃除、六ツ半時分市来半之丞殿入来、今朝盆之事ニ付而色々取込、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、例年之通拙者共夫婦門迄出、御先祖様方御先立御案内申上、先ニ女役人妻のぎんニ鐘た、かせ内江入直ニ参詣、夫より戸柱町田家并伊藤六郎右衛門殿所御位牌参いたし、五ツ過帰宅、九ツ時臥候事、

十四日 晴、昼過雨降、

朝六ツ起、居間其外掃除、今日者終日在宿、間々書見共いたし候、七ツ時分より家内御墓参、留主番、朝おつやさま・丸田氏・正建寺被来候而御仏前御經

被上候、妙顕寺当分無住ニ而名代之由承、花舜軒小僧同断、指宿猪之介殿・前おこと、の、暮戸柱おこと、の・前おむら様・おミち様御出ニ而候、おたね・おみつとの四ツ半時分被帰、九ツ時臥候事、

十五日 朝雨後霽、

朝六ツ起、朝お広との・大山新兵衛殿入来、四ツ半より妙仙院升形島津権五郎殿所御仏前参詣、夫より升形墓、梅田家・関山家両所之墓参、帰掛権五郎殿・内記様江一刻ツ、参、八ツ前帰宅、夕より浄光明寺・加藤家・戸柱町田家墓、(齊彬)順聖公御靈屋、夫より自家之御墓所・花舜軒・妙顕寺参詣、五ツ過帰宅、昼前之内記様・新次郎殿、暮よりおせつとの被来候、花舜軒和尚・辻元新兵衛同断、九ツ時御先祖様方御立、(例年力)例之通門迄鐘をた、かせ御送り申上、夫より直ニ御位牌之御看経所御直り、(壇カ)御仏檀取崩し書院掃除、夫より諸子祝取替しいたし候、今日者主税と市など、魚釣ニ参、小魚四疋釣返り候、八ツ時臥候事、今日町田八之進殿ニも被来候、

十六日 朝雨後霽、

朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、直二帰宅、今日者余り
勞れ候間、八ツ後一刻臥候（衍七）候而起、終日写本ニ而候、
今朝宮里喜次郎殿入來候而、吉次郎江手習指南いた
し被呉候、五ツ過臥候事、

十七日 晴、

朝六ツ起、屋敷内廻り、夫より來ル廿日

順聖公御七回忌ニ付自詠歌認、

秋懷旧

草も木もなひく計のめくミをは

しのへハ秋の露とこそなれ

夫より仕廻掛開成所江出勤、御家老衆喜人撰津殿（久高）・

大目付衆高橋縫殿（種親）殿御出席、与頭島津壬生・川上勘

解由・喜入多門・北郷数馬、御側役島津求馬、御軍

役奉行折田平八、御船奉行福島半次郎其外御役々詰

有之、石河確太郎蘭書講義、九ツ過相濟、撰津・縫

殿御退出、拙者二者同刻より上演武館江出席、兵部

殿御出席、与頭島津仲（久房）、御目付名越彦太夫・宮之原

源之丞ニ而候、八ツ過退出、直二帰宅、暮迄書取調、

暮より書見、四ツ時臥候事、今朝宮里氏入來、吉次
郎手習毎之通、八ツ後川上十郎太殿入來島津内記家來、
今日吉国壯吉兼而学文ニ志心掛宜候付、郡山一代郷
士被仰付、句読師被仰付、役料米式拾俵被仰付、学
業江相勤候様被仰付候、

十八日 大雨、後止、

朝六ツ起、二階・居間・書院・内玄喚迄之間惣而掃
除、四ツ八ツ出勤、帰宅、写本、夜入おむら様御出、
四ツ過御帰、九ツ前臥候事、昼より次郎來、今晚泊、

十九日 晴、

朝六ツ起、四ツ時より上演武館江出席、上演武館詰

席書籍方跡江昨日被仰出候付島津仲と兩人差越、御

目付宮之原源之丞・永井（空白）、御作事奉行出會ニ

而、御家老衆・大目付衆其外御役々等座配いたし御

修甫等之儀相定、九ツ前帰宅、写本いたし、七ツ時

より刀磨之厚地并鎗師之坂口江催促ニ參候、帰掛町

田少輔殿へも一刻参候而夕帰宅候得者、先刻よりお

ふて来候而夜四ツ過帰候、八ツ後藤八殿、七ツ過丸

田(空白)殿被来候、夜四ツ過臥候事、

廿日 曇、

朝六ツ過起、二階より居間・内玄喚迄掃除、朝町田

藤八殿入来、四ツ八ツ出勤、八ツ後も藤八殿入来候、

大鐘比より伊藤六郎右衛門殿へ一刻参候、六郎右衛

門殿病氣者快候、今日万次郎殿書状来候由、京都大天カ

竜寺・八幡・外一ヶ所、三ヶ所へ陣取居候長州勢至

而嚴重二而、夜々者箒りを焚居候由、

御所九門内者御譜代大名甲冑を着シ候而堅め、会津

も此節交代人数相重り凡壹万五千計、藤堂様人数も

壹万計、其外御堅メ嚴重之由、此節之事ニ付而者逆

鱗も甚敷、長藩頭取之者へ御達之趣有之、承服無之

候得者征代(伏カ)有之由、合戦も今日か／＼と相待居、生

残居候得ハ又御左右可申と之書状ニ而候、夫より戸

柱町田家江参、暮帰宅、九ツ前臥候事、

廿一日 晴、

朝六ツ過起、朝小田十郎右衛門殿被来候、四ツ前島

津権五郎殿江一刻立寄講堂出勤、八ツ時退出、今日(久磐)

者八ツ鐘つき間違候哉、九ツ半ニ八ツ打候、何れも

供ハ我宿ニ而八ツを聞候而駈付来、拙者共帰之時分

も屋形之下四方八面供人走散らし候、珍敷事ニ候、

帰宅、直ニ終日写本、夜も写本、又書見、四ツ時臥

候事、鐘つき間違之事者御殿江手形作ニ出居、御殿

内ニ鳴ル九ツ半之時計耳ニ入直ニ駈帰り、鐘樓ニ有

之候時計も不見合、八ツと思込候而打候由、跡以承

候、

廿二日 晴、

朝六ツ過起、居間掃除、宮里喜次郎殿入来、吉次郎

江手習指南、四ツ八ツ出 殿、直ニ帰宅、七ツ時分

町田八之進殿入来、暮前より戸柱おこと、の被来、

四ツ時被帰、九ツ前臥候事、

廿三日 晴、

朝六ツ起、二階より居間・内玄喚迄惣而掃除、夫より写本、四ツ八ツ出勤、退出より直ニ帰宅、八ツ後市来半之丞殿入来、夫より写本、夜入書見、四ツ過臥候事、

廿四日 晴、

朝六ツ起、二階より居間・内玄喚迄掃除、六ツ半時分川上八郎左衛門門人上原藤十郎・池上仲右衛門入来、流儀之事ニ付内意承候、四ツ時出 殿、四ツ時より講堂へ出勤、兎玉源之丞講釈、又大目付前ニ而講釈五人、其内吉国兵七も居候、八ツ後退出、直ニ帰宅、夫より写本、夜八ツ時臥候事、

廿五日 朝雨後晴、

朝六ツ過起、居間より内玄喚迄惣而掃除、四ツ前上演武館江相勤、御家老衆（川上久齡）龍衛殿御下りニ而川上・坂本流儀御見分、肝付兵部殿も御勤、八ツ後御退出、同役者多門、御目付八川上弥八郎殿ニ而候、八ツ帰宅、写本、夜入四ツ時臥候事、

一当八朔御式被遊 御請筈候付、明後廿七日并廿九日兩日習礼有之筈候間、四ツ時可被罷出候、此旨致通達候、以上、

但、廿九日二者若年寄衆御見分有之筈候、

七月廿五日

大野多宮

一鳥津頼母より明日御用談申来候事、

廿六日

朝六ツ前より書物取調、四ツ前出 殿、昨日申来候御用談者、昨八ツ後 御前より御小姓与番頭御用有之候付、非番者御暇後相成、月番鳥津頼母・市田隼人罷出候処（頭述）、御意先日落書有之、不届之仕方ニ候、就而者申渡置候趣も有之候処、又々落書いたし候由ニ付、与頭共より取締いたし候様被仰付候、右ニ付而何れ取締之道も可有之候得共、則之処方限く触支配招呼、御沙汰之趣一々為承知仕候儀第一と談合いたし、今日宅江触支配御用申渡相達候、罷出候

人数有川休八・鎌田五右衛門・重久善兵衛・伊勢才七・名代東郷若松平右衛門二而候、大庭七郎右衛門二も御用申渡候処、触番未触付す候而不罷出候、丁度 御沙汰之趣相達、当分五人組も被仰付置候付、組合中も銘々致談合、又組合後前髪取候而未組合二不入者共者父兄又ハ親類共より可申聞候、右者一株 忝人ツ、招呼相達候而、宜惣而達方相濟候ハ、其届三日中ニ申出候様申渡置候、今日 御殿者九ツ時退出二而開成所之様罷出、八ツ後退出、直二帰宅、七ツ時分追々御用之人数罷出、右之通相達候、夫より暮迄二小刀五本磨方いたし候、暮過より書見、四ツ過臥候事、

一先日田尻(種賢)務頭当番也当御役二而御軍役奉行勤被仰付候、

今日右代り務同様二御小姓与番頭寄島津織之助江被

仰付候、

廿七日 朝小雨、後晴、

朝六ツ起、書見、吉次郎伊藤氏より帰り書物為読、

宮里氏被来、手習被致被呉候、五ツ半島津(久鏗)権五郎殿

へ一刻参候而、夫より講堂江相勤候而八ツ後帰宅、

若年寄衆演武館御掛将監殿御出勤、与頭ハ別二島津(川田佐武)

仲二而候、演武館処々見分共いたし候、暮迄写本、(久房)

暮より書見、六ツ半過より又写本、四ツ半臥候事、

廿八日 間々細雨降、

曉六ツ前起、書留等いたし、六ツより居間より内玄

喚迄掃除、夫より写本、五ツ過より田尻務殿江先日

御軍役奉行之祝儀ニ参候、四ツ前出勤、八ツ後退出、

直二帰宅、大工江下知、間々写本、大工者川崎宗次

郎、今日二而三十日計続き来候、北口戸作又德利箱

五ツ、書物箱五ツ、折枕・文台拵作候、今日迄二而

相濟、夜入写本、四ツ過臥候事、

廿九日

次ノ冊子八月ニ 京師 御所辺魚絵図并 御所合戦 嘶等書留置、又要書類聚第三ニも書留段々有之也

曉六ツ前起、写本、六ツ時より居間より内玄喚迄掃

除、夫より髪結、又写本、丸田殿被来、四ツ時出

殿、八ツ後退出、終日写本、夜入九ツ時臥候事、

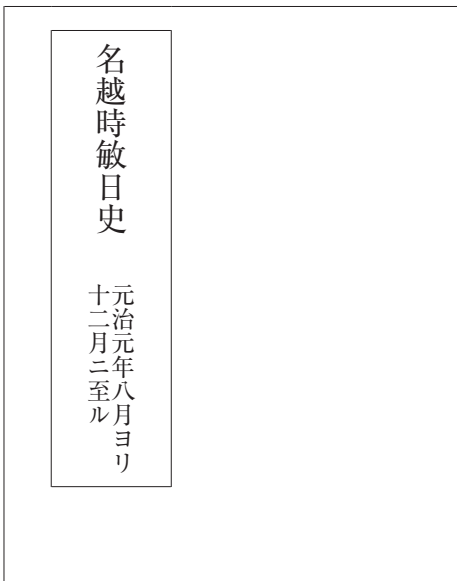
一今朝大坂より之蒸気船着、出 殿候得ハ蒸気船より

京都之一左右相知れ候由承ル、然処此節下着之足輕前田喜左衛門竹之間江呼出承候、六月十八日長藩之者共大坂江着、御所江切入との事相知れ候付而、伏見・八幡・天竜寺江先達而より出軍之長州勢早く打候様薩摩・会津・井伊等江被仰付、此御方様二者打手被仰付、六月十八日承知二付、十九日出勢之賦候処、長藩之者共早十八日之夕刻より押寄、十九日未明より御所戦争相初り候由、初筑前之固メ之場江押寄、筑前より大砲打出シ、夫より合戦、右を押通会津之固場ニ而も合戦有之、此御方様兼而乾御門御固ニ候処、中立買御門（売カ）より長藩押入候付公家御門前江出候時、直ニ此御方より大砲打掛、尤、公家御門者会津之固場歟ニ而旗色不宜様相見得候付、此御方様水引物主野村勘兵衛・諸郷何方物主歟土師吉兵衛談合ニ而人数を左右より繰出し取巻押寄候処、則一統平伏ニ而、我々者全朝敵之思ひニ而無之候処、筑前固之場ニ行掛候得者、大砲被打掛無抛及戦争候、就而者一天竜寺江引取申度旨申出、夫ニ彼是猶予之処、会津之方江逃出、夫より追打或

者生捕候由、戦死野村勘兵衛・宮内彦二、諸郷ヨリ兩人之由、手疵川上助八郎・土師吉兵衛ニ而候由、右逃出候長藩之者共鷹司江逃込、彼の御屋敷屏之上より小銃打掛世話敷候二付、薩摩・井伊・会津之手ニ而大砲を以て屏打掛候処、終二屏も崩れ鷹司江火掛り候得者、無詮方長藩共出候付追詰く討取候由、此御方江長藩之大砲を取る事拾壹丁、小銃も数十丁之由、長藩之者共より桑名之大砲三丁取候而押行候を、此御方之人数ニ而討取、大砲者三挺共取返し候由、十九日之合戦相済御屋敷へ帰居候処、天竜寺江残党居候段相聞得打手被仰付、廿日暁天押寄相成候処皆逃去、年長之者壹人居候を生捕来候由、鎧櫃拾壹棹・米五百俵・醬油樽四拾挺有之候由、火を掛焼捨候由、嘶之趣大略也、

晦日 曇、夕より雨、

朝六ツ起、書留等いたし、六ツ半時分より丸田殿被来、町田藤八殿同刻、四ツ前より講堂江相勤、八ツ後退出、夫より終日写本、夜も九ツ時迄同断ニ而臥候事、



糺合濟

日史第三十八

名越時敏

元治元年甲子八月中

朔日

朝六ツ起、五ツ時出 殿、地頭職ニ付御礼申上候、
 罷出候節引合末川主水ニテ候、四ツ過御暇、重富御
 三居へ当日之御祝儀罷出、夫ヨリ御家督御方当分御
 上京御留守ニ候へトモ罷出、此節京都戦争之御嘶共
 申候テ、当日之御祝儀申罷帰候、七ツ時分ヨリ地頭
 所年寄兼丸弥右衛門・与頭白坂莊次・庄屋岩永覚太
 夫・浦役岩永玄測来、尤、取次美代藤兵衛被来、亭
 主振ニテ酒共為吞、拙者ニモ一通リ盃ハイタシ候、
 暮過帰ル、今日伊藤彦介殿・川上解勘由殿・吉国壯
 吉被来候、夜入四ツ時分臥候事、

七月十九日

一此節京師戦争之節川上助八郎へ川路正之進助太刀之
 時宜ハ、初メ助八郎長藩之者ヲ小銃ニテ討候処、射

元治元年八月ヨリ十二月ニ至ル

日史甲子八月中第三十八

目錄

一六月十九日御所戦争之節川上助八郎へ川路正之進助

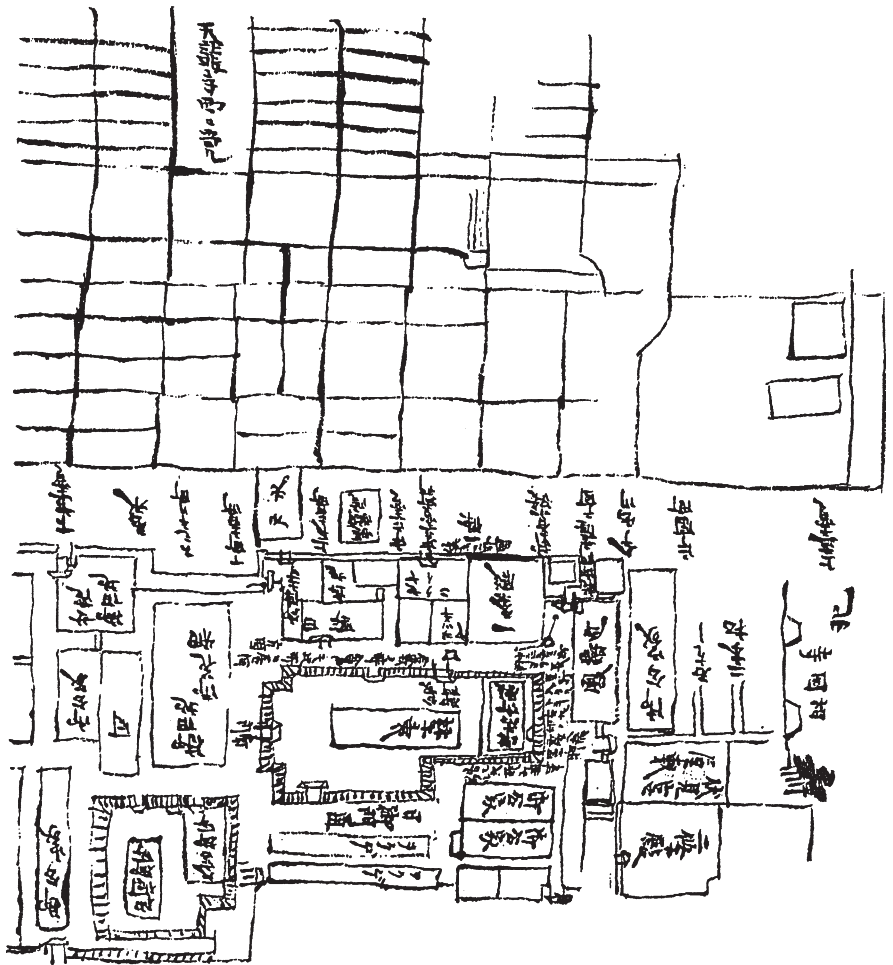
(七カ)

太刀之事

一同日薩州勢之長賊之野戦砲打合之事

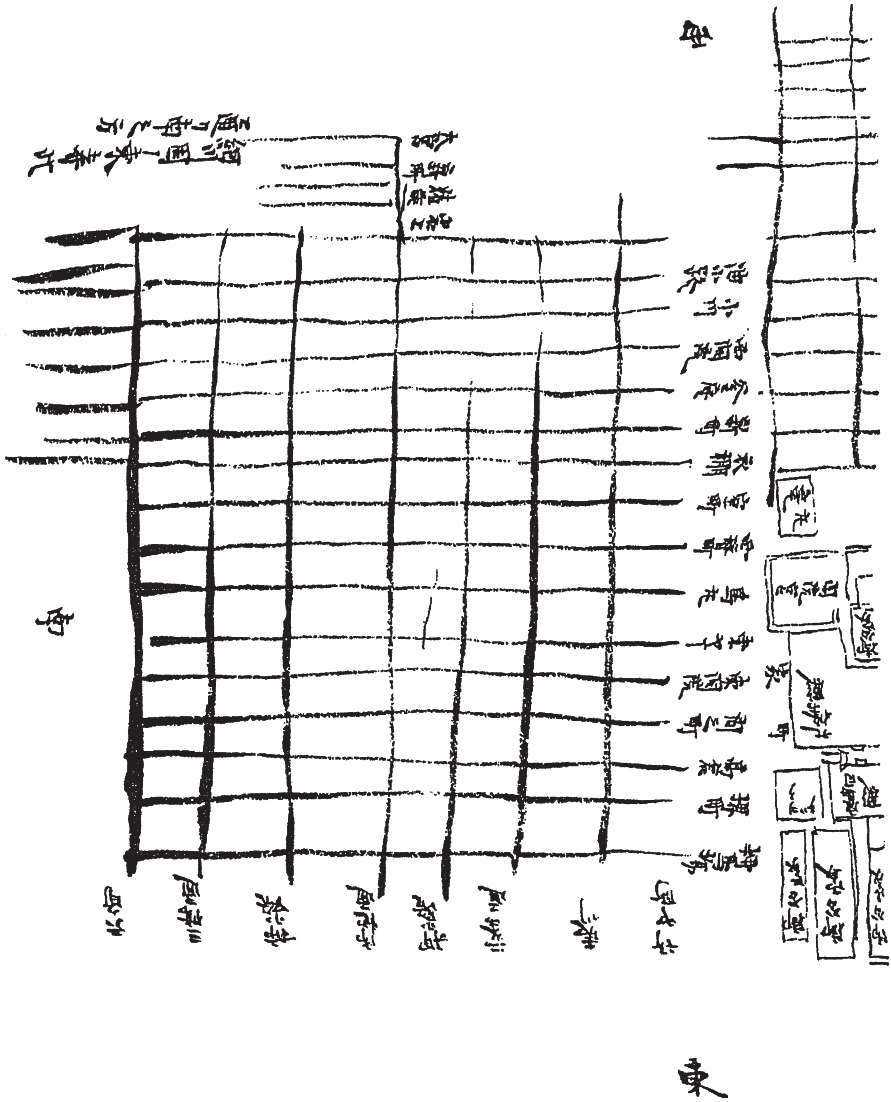
一備後殿図書殿天竜寺先陣御争之事

損候へハ直ニ來、暫太刀合、終ニ助八郎ト組伏既ニ
危候処、正之進駈付上ヨリ切候へハ、致怪我候モ難
計存候処ヨリ敵之首ニ下ヨリ刀ヲ差入上へ勿候由、
至テ能切正之進働故ヲ以助八郎モ遁危難候由ニテ、
首モ助八郎へ渡シ候由、外ニモ正之進ハ助太刀ヲ討、
是モ首ハ頭之者之功ニイタシ候由、心得宜敷者ニテ
候、正之進儀御兵具方与力ニテ候、
一長州勢ト暫野戰砲之戰有之候処、彼方ヨリ打出候大
砲ハ皆遙頭之上ヲ通り、此方ヨリ打出候大砲ハ何レ
モ敵勢へ為打込ト見得候由、大抵廿発計ツ、之打合
ニテ為有之ト也、



○次葉ニ記ス、
 本書此所ニ朱書
 アリ、

名越時敏日史（元治元年八月～十二月）



山



天龍寺

竹林
山

北山
山

山
山

山

○印此葉ニ記ス、此半枚八行ハ図ノ下ニ記シ有之、余紙ナキ故コ、ニ写ス、

公家御門下□印ノ処へ長軍押入タル時、野村勘兵衛一組・同土師吉兵衛一組双方ヨリ引包攻掛リ候処、是ニハ長軍甚恐懼シテ惣軍平伏之処、暫猶予イタシタレハ直ニ堺町前御門ノ方へ逃出、鷹司殿(輔愍)占扉ヨリ小銃ヲ打掛世話敷候付、大砲・ケイキウ砲等打掛屏ヲ射崩シ、鷹司殿御殿へモ火懸リタレハ、長兵隊堪兼出タル時多ク打取ル、逃出タル時モ生捕打取モ数夕是アル、委細要書類聚第三雜事可見合、

六月十九日

一御所内戦争相済天竜寺攻ト相成候時、(宮之城) 図書殿(高津久)・(重富) 備後殿惣大将御争之由、図書殿ハ自分先ヨリ相詰居候ニ付、自分可差向ト被仰、備後殿ニハ図書殿之御代リニ上京、無事候得ハ図書殿ニハ最早御下リ相成、殊ニ備後殿ニハ初ヨリ長州征伐之事ニ付テハ御手当被仰、御互ニ中々御引不相成候ニ付、小

松帯刀殿(請兼)被罷出居候ニ付、御兩人様共ニ近衛家御固メ被成下度、彼御方モ第一之御事御座候段被申上候得共、初メハ御聞入無之、乍漸御聞濟相成、帯刀殿惣大将ニテ出張為有之由候、

二日 雷鳴、間々曇、

朝六ツ起、居間ヨリ内玄喚迄掃除、諸書留等イタシ、朝町田藤八殿・有川休八殿入来、四ツ前一刻立寄、四ツ時ヨリ開成所へ出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、今日ハ石河講釈与頭壬生・仲・多門・数馬・拙者ニテ候、御軍賦役種子島氏ニテ候、河野家おみねとの被来候、七ツ過ヨリ宿元二階堂家之様被参候、辻元新兵衛ニモ来候テ無程帰候、夫ヨリ夜入四ツ半時分迄写本イタシ臥候事、

三日 晴、暮小雨、

朝六ツ起、居間ヨリ内玄喚迄掃除、夫ヨリ月代等イタシ高橋縫殿(種親)今日出立上京ニ付一刻参り、内記様并ニ吉国壮吉へ祝儀ニ参候、帰掛加藤権兵衛殿へ中途

ニテ行逢候得ハ、為限用向ニテ拙宅へ被来候由承候、

拙者他出ニテ能所ニテ行逢候趣用向承候、町田藤八

殿・甲斐右八郎殿被来、四ツ時上演武館へ出勤、又々

帰掛丸田竹翠殿へ一刻立寄、九ツ時上演武館へ出勤、

八ツ後退出候へハ前おむら様御出ニテ七ツ時分被帰、

大鐘比ヨリ丸田竹翠殿入来、夜入四ツ時被帰候、九

ツ前臥、

四日 晴、

朝六ツ起、居間ヨリ内玄喚迄掃除、夫ヨリ写本、四

ツ時出勤イタシ居候へハ、明日六ツ時御旗本一陣於

調練場調練被仰出候、

^(忠義)太守様ニモ六ツ時御出ニテ 御視被為在候段致承知

候、則宅へ御用触差出、八ツ時退出、八ツ時分ヨリ

仕長・諸役者追々罷出調練之儀相達候、大鐘時分又々

御殿へ只今御用有之罷出候処、御軍役奉行田尻務^(種賢)ヨ

り

太守様御旗本物主御用之由ニテ島津権五郎^(久整)罷出候処、

天朝御危難之砌ハ兼テ

^(久光)中将様

御内命御承知候得者

御出馬之、御内慮候処、無御扱被

御願進趣有之、

太守様

御出馬被遊筈候間、物主中何レモ其心得ニテ罷在候

様致承知、則又々仕長・諸役者へ只今御用拙者宅へ

差出、今日四ツ時迄ニ罷出候、九ツ前臥候事、明日

調練ニ付テハ調練場へ暁七ツ時着到ニ候得共、八ツ

時半時拙者宅へ相集繰出之賦相達候事、

五日

前夜九ツ前ヨリ追々拙宅へ相集、七ツ前ニハ人相揃

ヒ候ニ付、七ツ時人数繰出シ、六ツ時

太守様調練場へ被為

入、直ニ調練有之、相済ミ候処、田尻務ヨリ致承知

候、今日調練被遊

御覧候処、備之儀ハ随分宜敷候得ハ未練兵ト申程ニ

ハ無之、当分ハ大砲第一之事候処中リ不宜、繁々調

練等有之候様致承知候、亦撰津殿ヨリ丁度同様之御

達ニテ、明後六日六ツ時又々御旗本組六組共致調練

候様致承知候、五ツ時帰宅、四ツ時出 殿、八ツ前

帰宅、夫ヨリ終日諸手当事ニテ候、今朝ヨリ塩田吉

次郎招呼鉄炮袋式ツ為縫候、此内ヨリ手当相備置候

得共、長ク使候故別ニ致手当候、塩田四ツ時帰、同

刻臥候事、

一書役西郷彦二へ此節御内沙汰致承知候ニ付、召列可

申致内達候事、

六日 晴、

朝六ツ起、居間ヨリ内玄喚迄掃除、朝町田藤八殿・

美代藤兵衛殿入来、塩田モ来縫物、四ツ八ツ出勤、

帰宅、夫ヨリ終日諸仕廻方、夜四ツ過臥候得共安眠

不出来、一眠モ不眠、

七日 晴、

夜八ツ時起、髪結、書院へ出候、七ツ過組人数同列

調練場へ出、六ツ時調練有之、今日ハ随分能出来候、

五ツ過帰掛島津権五郎殿へ立寄、四ツ時帰宅、終日

仕廻方、夜入四ツ時分臥候事、

一昨日御側廻へ段々御出馬之御供被仰付候由、

八日 晴、

一朝六ツ起、屋中掃除毎之通、四ツ八ツ出

殿、直ニ帰宅、終日何篇仕廻方、塩田縫物、大工モ

来、今朝ヨリ夕ニ掛二才衆数多被来、拙者組戦兵代

リ被願候事稠敷候、夜入四ツ過臥候事、

九日 晴、

朝六ツ起、庭中掃除毎之通、四ツ八ツ出

殿、八ツ後竹翠殿・藤兵衛殿被来候、吉次郎并大工

仕立物同断、二才衆昨日同断、名前不暇記、四ツ半

臥候事、

九日（ママ）晴、

朝六ツ起、庭中掃除毎之通、四ツ八ツ出

殿、朝竹翠殿・藤兵衛殿被来、吉次郎并二仕立物大

工来、今日ハお筆来泊、

之訓練有之、暮帰宅、

十日 曇、

十三日 晴、風吹、

朝六ツ野屋シキ江參、藏ヲ明ケ端物等持帰、五ツ過
ヨリ甲冑所之様通り人ヲ寄セ、夫ヨリ永岩へ参鑑・
金物催促、又坂口へ参鑑拵方催促イタシ、町田監物
殿参候テ出殿、八ツ退出、帰宅、七ツ過ヨリ町田家
へ參、岩下へモ塗物等催促モイタシ候、伊東六郎右
衛門殿へモ一刻参候テ夕帰宅、昨日ヨリお筆来泊居、
今夜四ツ時分帰候、辻元新兵衛七ツ時分ヨリ来り候
テ、四ツお筆供イタシ帰り候事、

朝栗川氏被来、加藤権兵衛同断、四ツ八ツ出勤、町
田藤八殿朝昼入来、八ツ後竹翠殿入来、暮被帰候事、
十四日 曇、風強、夜入少々雨、
朝六ツ起、掃除毎之通、朝新納休藏殿入来、四ツ前
開成所、四ツ時出 殿、八ツ時退出、直ニ帰宅、暮
ヨリ田原直助殿入来、四ツ過被帰、短筒磨方相頼候
事、

十一日 晴、

十五日 晴、風強、

四ツ時ヨリ開成所出務、四ツ過ヨリ出
殿、八ツ後退出、直チニ帰宅之事、竹翠殿入来、
十二日 晴、風吹、
六ツ時起、掃除毎之通、四ツ出 殿、四ツ半御暇、
九ツ半出 殿、直ニ訓練之場之様出候テ御旗本一陣

朝六ツ起、居間掃除、五ツ半出 殿、四ツ時御出座
御目見申上候、八ツ後退出、七ツ過ヨリ升方へ権五
郎殿継目御礼祝ヒニ参候、五ツ時人々ヨリ先ニ帰候、
権五郎殿事、今日登殿卜名前替、四ツ時分臥候事、
十六日 晴、夜入雨、

朝六ツ起、居間ヨリ内玄喚迄掃除、四ツ時出勤、八ツ帰宅、今朝丸田竹翠殿入来、夜入四ツ時分臥候事、

十七日 雨、雷鳴甚シ、

朝六ツ起、居間ヨリ二階ヨリ内玄喚迄惣テ掃除、今朝触支配三原真八郎・重久善兵衛・若松平右衛門、教育掛平田九十郎・若松才次郎・佐竹市郎右衛門御用申渡置候処、五ツ前ヨリ追々罷出次第相達候訳、昨日主殿殿ヨリ日比諸所花火揚候事ニ付御沙汰之趣キ相達候、四ツ前出 殿、八ツ過退出、直ニ帰宅、今日ハ四ツ時御一門方・島津又六郎（久助）一列・大番頭以下御役人并詰衆月次御礼罷出候面々、諸士一統御用之儀有之罷出候処、勅書拝見左之通、

（頭注）勅書
鳳闕之下不慮之紛擾之處、一同出勢抽丹誠候段

叡感不斜大義

思召候事、

（京都ニテハ七月十九日戦争中央拝見、其後御書院ニテ又々拝見ト也、其節右 勅書モ拝見候也、）此書込ハ原書ハ下

ノ長州脱藩云々ノ肩書ナレバ下ノ勅書ノミニ係ルモノトシユ

長州脱藩士等拳勦頗差迫開兵端之由相聞、速総督以下在京諸藩兵士等尽力征討、可輝

朝權事、

七月十八日

八ツ後加藤權兵衛殿モ入来、明日ヨリ演武館毎日四ツ後ヨリ稽古可致旨、主殿殿ヨリ御目付取次ニテ承知之段承候、七ツ後ハ矢張是迄之通り稽古イタサル由候、

八ツ後ハ屋中取集共イタシ候、夕ヨリおむら様御出ニテ四ツ時分御帰、無程臥候事、

原ノ通り
十八日 甚雨、雷鳴、

朝六ツ前起、居間ヨリ書院・内玄喚迄掃除、四ツ前講堂へ出勤、八ツ帰宅、宮里喜二郎殿八ツ時入来、

七ツ時分被帰候、七ツ過ヨリ田原直助殿・伊東六郎右衛門殿へ参リ夕帰候、暮過丸田竹翠殿入来、四ツ過被帰候、塩田清次郎今日ハ具足箱覆緒付トシテ来、

夜入九ツ時分帰候、直二臥候事、

十九日 晴、

朝六ツ起、居間掃除、朝町田藤八殿入来、四ツ時出勤、御目見習礼奏者イタシ候、八ツ前帰宅、七ツ過丸田竹翠殿入来、暮前栗川権十郎殿入来、用事承無程被帰候、夜入四ツ過臥候事、

二十日 晴、

朝六ツ起、居間ヨリ内玄喚迄掃除、四ツ前出 殿、
四ツ後明日 御目見習礼若年寄衆御見分有之、拙者
ニモ奏者イタシ候、御家老衆モ御出、(川上久運)(川上久
齡)但馬殿・龍衛
殿、若年寄衆將監殿・出雲殿ニテ候、八ツ時退出、
直二帰宅候へ者吉野学校所掛兩人入来候テ五代詰重
之事・鉄炮射場之事・稽古所作材木申請候事承り候、
夫ヨリ写本、夜モ同断、九ツ過キ臥シ候事、

長州屋敷ハ肥後勢ヨリ焼候ト申、鷹司殿ハ会津勢ヨ
リ焼、

二十一日 快晴、朝夕廻持宜候へトモ、未昼残暑厳シ、

朝六ツ起、五ツ前上野仲兵衛殿入来、兵士願之儀承候、昼町田八之進殿、八ツ後大島清太夫殿・平田玄裕殿入来候、夕方ヨリ写本ニテ、夜入八ツ前隊候事、今日拙者大久保一藏利濟地頭職之御礼、二階堂右八郎継目養子成之御礼、伊集院善兵衛初テ之 御目見、

二十二日

朝六ツ起、五ツ前川上八郎左衛門殿門人池之上仲右衛門殿入来、先達テ内意承居致世話候「シネ」竹切之儀、昨日御証文ニ相成願通御免有之候由、一統別テ悦之由ニテ門人中ヨリノ為礼被来候、近頃入念之事候間、門人中へモ宜被申呉候様申置候、四ツ時出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、夫ヨリ夜入五ツ時分迄写本、四ツ過隊候事、大鐘時分伊東彦助殿入来、今朝出勤前内記様へ一刻立寄り候事、

二十三日 快晴、

朝六ツ起、居間ヨリ内玄喚迄掃除、四ツ八ツ直ニ帰(出勤脱カ)

宅、終日写本、夜モ同断、九ツ時臥シ候事、

二十四日 曇、昼過暫小雨、

朝六ツ起、居間ヨリ内玄喚掃除、六ツ半時分郷十郎来、五ツ過二才成イタシ主税前髪ヲ挟ミ、拙者夫ヨリ相受取髪結迄イタシ候、九ツ半砂揚場へ御旗本一陳為調練差越、七ツ過調練有之、暮帰宅、直ニ戸柱町田家へ、四ツ過帰宅、九ツ時臥候事、

二十五日 曇、

朝六ツ過起、屋中掃除、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、夕ヨリ町田藤八殿・大山新兵衛殿・隈元直次郎殿・貞寿院様・おこととの被来候、岩下万兵衛モ来候、夜九ツ前被帰宅候事、

式拾六日

朝六ツ起、四ツ時出勤、八ツ後御用之儀有之、居残候様御家老座書役市来正之丞ヨリ与方書役迄達有之残居候処、無程御目付川上弥八郎来、(小松清庵)帯刀殿ヨリ只

今御用御取次ハ北条織衛ニテ只今之事候間、平服之儘ニテ宜敷段致承知候、織衛殿へ御届申出候処、無程左之通、

一 四番組御小姓与番頭
一 奏者番兼務是迄之通

名越左源太

右之通御役替被

仰付、御役料高是迄之通被下置候、

八月

小松清廉
带刀

四番組

物主

名越左源太

右ハ此節長州御征伐付出軍被

仰付候、

右御格之通可申渡候、

八月

川上久運
但馬

右征伐之御書付ハ敷舞台之格ヲ以月番御用人座々ニ

テ北条織衛ヨリ承知候事、

〔頭註〕長州征伐事件ニ付御達一

〔久明〕

一 此度長州御征伐ニ付島津又六郎へ先陣総督被 仰付、

諸隊へ指揮行届、機先ヲ察シ勝利ヲ全シ、威武ヲ不失様可相心得候旨今日

御直二被

仰出候ニ付、物主初諸軍一統奉承知、

御軍律相守一和一致イタシ、イツレモ総督之指揮命

令ニ随ヒ、一涯尽

忠勤

御国威相輝武名ヲ不墜様可被相励候、此旨物主へ申

渡シ、其組々へモ可被申渡旨可申渡候、

〔喜入久高〕
撰津

右御書付ハ物主初戦兵迄一統拝見イタシ候様致承知

候、

小銃隊人数賦

昇預

根占与助

談合役

江田平太郎

貝役

中野岩七

太鼓役
白石弥左衛門

什長
三木原等

伍長
宇都宮清兵衛

根占矢七郎

久保源藤

吉原弥次郎

肝付孝吉

伍長
二木清之丞

富田吉左衛門

岩切嘉右衛門

岩切金右衛門

山田清太郎

什長
鎌田市兵衛

伍長
植木甚兵衛

家村彦五郎

中村源助

税所笑右衛門

今村喜八郎

伍長
三木原甚五郎

園田喜助

東郷次郎作

山口仁右衛門

鮫島喜兵衛

飯牟礼藤太

阿多六郎兵衛

児玉嘉兵衛

溝口吉左衛門

榊正之進

川西仁兵衛

中村幸左衛門

榊五郎兵衛

木原尚右衛門

隈崎雄右衛門

仁礼喜右衛門

得能佐平次

竹内清八

伊東新八

谷山彦兵衛

什長

西太郎兵衛

平田孫六

木脇善之丞

有川半介

竹下清安

鎌田六郎次

佐土原郷十郎

野崎善之進

種子田休五郎

木場増太

今井仲之丞

喜入嘉次郎

野崎吉之丞

谷山次郎兵衛

二木新兵衛

指宿後納右衛門

尾上嘉兵衛

平瀬清悦

河野彦助

伍長

伍長

上井甚藏

児玉市左衛門

葛西助太郎

国分才次

矢野自庵

久保源之丞

古川平吉

伊地知嘉右衛門

本田休次郎

肝付吉之助

溝口十兵衛

牧野次左衛門

田中尚之丞

三木原甚左衛門

加世田十兵衛

山元尚綱

右人数拙宅へ御用触出置候処、夕方追々被来、右

征伐之儀相達候、

一今日難有御役替被

仰付候へトモ、右達シ仕廻方等取込之儀段々有之候
二付、祝之儀ハ追テイタスヘク旨類中致吹聴候、八
ツヨリ美代藤兵衛殿、夕ヨリ町田藤八殿・宮里喜次
郎殿被来候、暮ヨリ島津新八郎殿、郷十郎モ昼ヨリ
来候、荒田ヨリおミつとの被来、各四ツ半被帰、お
ミつとの泊り、八ツ過キ臥候事、

二十七日 晴、

朝六ツ起、今朝ヨリ東郷藤十郎殿・町田藤八との・
若松才次郎殿・美代藤兵衛殿・丸田竹翠殿・宮里喜
次郎殿入来加勢、其外段々見廻り人数等有之候へト
モ、委細記ニ不暇、村田平蔵・大山新兵衛殿モ入来、
其外女子方、

二十八日 雨、

朝六ツ起、昨日之人何レモ入来候テ加勢、記スルニ
不暇、

二十九日 朝雨、

朝六ツ起、加勢人数等昨日同断、記スルニ不暇、お
筆来泊、

晦日

朝六ツ起、段々客来有之候へトモ記ニ不暇、八ツヨ
リ藤八殿・藤十郎殿・園田喜次郎殿被来候へトモ、
最早仕廻モ大方尾成り候ニ付無程被帰候、暮ヨリ宮
里喜次郎殿被来、四ツ半被帰候、九ツ時分臥候事、

日史第三十九九月ヨリ
十月マテ

名越時敏（花押）

元治元年甲子九月

朔日 晴、

朝六ツ起、客来等記ニ不暇、六ツ半ヨリ川上家・喜
入家・樺山家・丹波殿・川田家・主殿殿・町田家へ
参候、先日御役替之節為御礼廻参答候処、長州征伐
之儀ニ付出軍之儀致承知候ニ付、彼是ト取込ミニ取

紛、御家老方へモ前以御礼廻之儀ハ乍不埒延引仕候儀モ可有之御断申上置、今朝御礼申上候、四ツ時出勤、八ツ後退出、暮ヨリ田原直助殿・丸田竹翠殿入来、おつやさま御出御泊候事、

追々被出八ツ半過人数相揃、七ツ時ヨリ二篇足蹈有之、夫ヨリ調練、左ニ記図之通、

(図なし)

暮帰宅、塩田今日モ来籠手作イタシ、夜四ツ過帰候、

二日 快晴、

朝六ツ起、居間ヨリ内玄喚迄掃除、夫ヨリ長州絵図写方、丸田竹翠殿ニモ入来写方加勢、昨日ヨリ写掛置候ニ付今朝出勤迄ニ相濟候、森岡弥七郎殿一刻入来、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、七ツ時ヨリ浄光明寺・川北氏・加藤家・島津仲殿・伊藤六郎右衛門殿・戸桂町田家へ一刻ツ、参候テ暮前帰宅、塩田吉次郎今日モ来、徒具足・籠手作次イタシ、夜四ツ時分帰候、

右九月朔日出軍、

島津刑部

仁礼舍人(仲信)

島津権五郎(久慈)

島津織之介(久慈)

名越左源太

右九月三日出軍、

右ハ此節長州御征伐ニ付出軍日限右之通被仰付候条

可申渡候、

八月

(川上久運)
但馬

右之通被仰付置候処、一昨日立日限被召延候、

三日

朝六ツ起、掃除昨日同断、四ツ時出勤、四ツ過御暇、直ニ帰宅、今日ハ於砂揚場調練場七ツ時揃調練有之候ニ付、九ツ半時ヨリ出張、組之衆四五人被出居候、

四日 晴、

朝六ツ起、掃除毎之通、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、

夜四ツ半時(臥カ)分濟候事、おつやさまイマダ御泊、沖瑞

殿八ツ後被来、おたね先日ヨリ病氣ニ付テ毎日被来候、

五日 快晴、

朝六ツ(起脱カ)掃除毎之通、四ツ時八ツ時出勤之事、

六日 晴、

講堂ヨリ御殿、今朝ハ下方処ニ礼廻、八ツ後調練場へ出、暮帰之事、

七日 曇、

四ツ八ツ出 殿之事、

八日 晴、

四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ調練場へ出候、今日開成所・精練所等之衆携臼砲・ホウドホウイツスル打方有之候故見ニ参り候、暮帰宅、夜ハ拙宅安田喜藤太殿・東郷藤十郎殿被来候テ九ツ時分被帰候、

九日 晴、

出殿、御目見、九ツ時御暇、(島津忠寛 重富)静洞殿へ一刻罷り出御面会有之、七ツ前馬ヨリ一刻野屋敷要用之品持帰、

十日 大雨後晴、

御先手諸郷同断、野村車砲備打并十匁備打御覧有之、朝五ツ前ヨリ参り候テ八ツ半帰宅、

十一日 晴、

(願送)長州征伐ニテ出府ノ諸郷一先御暇一
開成所ヨリ御殿、八ツ前帰宅、今日ハ長防絵図写、長州征伐ニテ出府之諸郷一先御暇、出軍之節罷出候筈之由也、

十二日 晴、

(久光)
中将様御旗本調練、八ツ前ヨリ調練場へ出候、二之丸御子様方ニモ御出、今日ハ此節長州征伐御手当人数旅行之面々出軍ニ付帰居候処、一先差越居、出軍相決候節帰候様被仰出候、

十三日 晴、

御殿退出ヨリ安田氏へ右松家古絵図類見ニ参り候、

九州絵図借用ニテ帰、夕ヨリ森喜右衛門殿・東郷藤

十郎殿・高岡之本田某ニモ来、是明後日守衛方ニテ

上京之由候、

一大番頭格

一御役料高百八拾石

一小林居地頭

兼

野尻 須木 高原 加久藤 飯野

一惣物主

名越左源太

十四日 快晴、

開成所ヨリ御殿、退出ヨリ登殿へ、夜入り四ツ時

分歸候事、

一今日ハ御軍艦へ 上様御乗付、処々御乗廻大炮打方

有之、

右之通御役替并地頭職被仰付、御役料高被下置候、

小林之儀要枢之地不容易場所柄ニテ、兼テ人心一和

武備不行届候テ不相叶事候ニ付、一郷中ハ勿論、近

郷迄致支配、文武ヲ引立兵備ヲ練磨シ、

御趣意十分致拡充、每事行届候様心掛致精勤、馬関

田居地頭へ万端引合可相勤候、当世体出格之以

思召被

仰付候、

九月十六日

（川上久運
但馬

右之通被仰付候、

十六日

拙者事、今日大番頭格へ御役替、小林居地頭被仰付

候、御書付左之通、

一 御通達之写

(願注)「居地頭被召居候御達」
御先代様御軍制之御美意ニ被為基、

九月

(喜入久高)
撰津

(衍力)

御領内境目要枢之場所居地頭被召居候ニ付テハ、
内外之不虞ニ応シ攻守進退無滞其任ニ堪へ候儀ハ勿
論、第一古來淳朴易簡之風ニ被復度厚キ思召之事候
処、太平之余習ニテ是迄之儀兎角紛冗相流、諸郷々

(小松清廉)
帶刀
(川上久齡)
龍衛
(川上久運)
但馬
(川上久美)
式部

過半及疲弊候哉ニ相聞得候ニ付、所役中之正邪進退、

民間之疾苦ヲ除候儀專要ト可心掛候、文武引立・兵

備充実之事ハ自ラ居地頭之任ニ候得共、勸農之儀尤

其職中ト可心得、先度地頭并ニ郡奉行江被達置候趣

モ有之候間、右御趣意ニ基キ万端可及談合、且又

御軍役奉行・御軍賦役・締方横目江同様被達置候間、

練兵之儀ハ御軍役方、所監察ニ関リ候事ハ締方横目

江引合可致候、左候テ、帰旅・出府ハ勿論廻勤等之

節ハ、其格ニ抱ラス供廻可成費用ヲ省キ候儀勝手次

第被仰付候、發起之儀至重之任候間、急迫之世休ヲ

弁シ不容易

朔日 快晴、

御趣意奉汲受、各肝胆ヲ碎キ勉勵、屹度其任相立奉

安尊慮候様被仰付候条、此旨居地頭へ申渡、向々へ

モ可致廻達候、

当月ハ任取込日史留後候、

廿四日

主税へ詰衆被仰付候、

日史第四十上四拾下者
御用日史

名越時敏(花押)

元治元年甲子十月

朝大鐘過起、六ツ過ヨリ安田助左衛門殿・中山甚五

兵衛殿へ参り候テ、六ツ半出 殿、今日ハ二之丸へ

大久保一藏御取次ニテ 御前御用承知候間御届ニ罷

出候、且今日ハ先々月廿六日御小姓与番頭へ御役替
被仰付候御礼、先月十六日大番頭・小林居地頭・惣
物主被仰付候御役之御礼申上候二付、遅參可相成モ
難計段御届申上置候、御本丸出殿、九ツ前
御出座御礼、外二モ居地頭之面々御礼多人數被仰付
候、夫ヨリ二之丸へ罷出追付

御前へ被為 召、菱刈奎之介頭ニテ、次ニ拙者、島
津右近・堀四郎左衛門・田中仲二郎・樺山四郎左衛
門其外五六人罷出候、

御意

(頭注)中將様御口達

先日居地頭被申付、其後書付ヲ以申達通不容易職掌
精勤可致、事之成ルト不成トハ心ヲ用ト不用トニア
ル事故折角可相励、士氣ヲ励シ、武備文学之事ハ自
之事、勸農其外人心之邪正見聞等何篇意ヲ用^{本ノマ、}之見
ユル処、立直候様政事イタスヘク候、何レモ遠方大
儀ノ事ト

御意恐入難有奉存候、八ツ前御暇、

(忠義)
太守様・

(久光)
中將様共明日ヨリ小林へ差越候御届申上置候、夫ヨ

リ上方所々礼廻、大鐘比掃宅、加勢人數今早天ヨリ
宮里氏・美代・町田氏・八木氏・東郷氏、夕ヨリ菓
丸家、其外御女子方多人數之客來賑々敷候、泊り候
方モ段々有之ナリ、

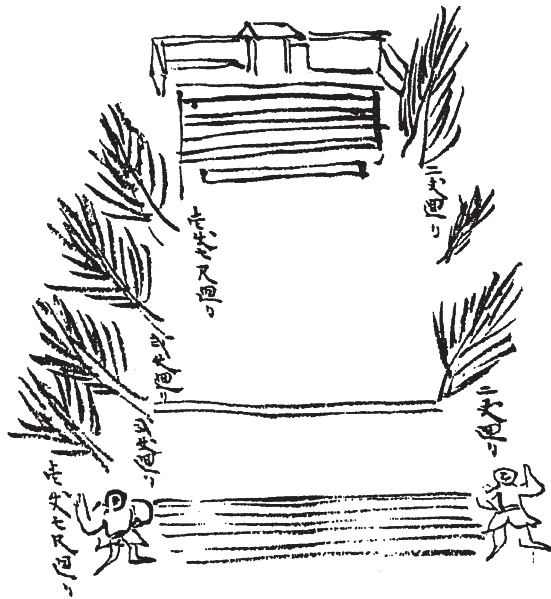
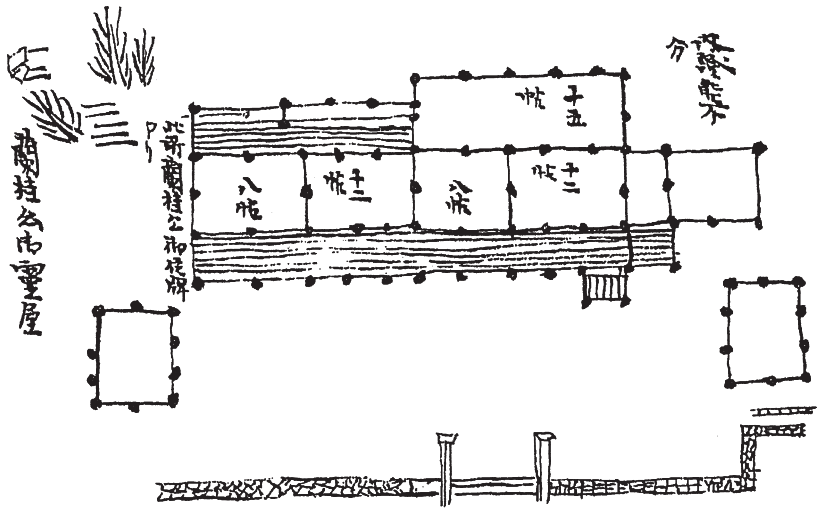
二日 快晴、

朝六ツ起、今早天ヨリ段々客來、四ツ過ヨリ出立、
出帆ハ九ツニ相成候半、大鐘比加治木着、道案内四
人居候、小林ヨリモ年寄時任宇兵衛・組頭高野瀬
庄助・地頭横目横山織兵衛昨日ヨリ來相待居候、為
案内無役郷士四人來居候、是迄ハ來ルニ不及筋申渡
置候得共押テ來候、如何不都合共ニテハ有御座間敷
哉旨申出候二付、少モ夫ニテハ無之、居地頭被仰付
候上ハ、何ゾ道案内イタサセスト申訳モ無之候二付、
其方共存込候通タルヘク旨申聞候、止宿之所へ加治
木役人江田藤右衛門・組頭田中堅左衛門來候、且又
御領主岩松殿ヨリ兩種頂戴被 仰付候二付、床之前
(島津久重)
へ備付拜礼、役人迄御礼申述置候、且又白尾伝右衛
門ト申シ加治木与頭知人ニテ招呼來候、暫相話四ツ

時分濟シ候事、(臥カ)

三日 曇、

朝六ツ起、昨日打立ニハ浜迄送人数吉次郎・徳熊・
美代藤兵衛殿・東郷藤十郎殿・伊勢平右衛門殿・宮
里喜次郎殿・東郷藤助殿・伊藤雄熊殿ニテ候、加治
木迄ハ主税・郷十郎ハ勿論、名越戸十郎・宮里仁兵
衛殿・八木喜兵衛殿・町田八之進殿ニテ候、六ツ半
過彼人々へ相分レ加治木ヲ出立、石坂(竜門司カ)滝門寺坂通り田之
神溝辺ニ小休、尤、人馬次、(久留味川カ)黒ミ川へ通り、境川中
ニテ是ヨリ横川ニ入深江坂ヲ下ル、是モ石坂也、坂
之下相応之田地アリ、横川町ニ立宿中飯召仕、家来
共ハ溝辺ニテ中飯召仕、是ヨリ栗野ハ僅二里半之由、
徒ニテ參七ツ前着、直ニ徳源寺、(徳元寺カ)蘭桂公へ參詣、加
治木ヨリ道案内兩人、小林ヨリ無役郷士四人来道案
内、栗野境ヨリ道案内兩人、





御門額

蘭桂公御紋



蘭桂公御石塔之図

蘭桂純香大禪定門

一加久藤

大河平清太夫

右同与頭

壱岐市郎右衛門

地頭横目

井尻彦七郎

郷土年寄

前田市兵衛

組頭

萩原神介

横目

斎藤太次右衛門

一德源寺開酒井伊豆守何レノ人トモ不知、応永年間也、

一古墳アリ、土持彈正日州諸県之城主トアリ、

一今日横川ニテ見廻リ候、

郷土年寄

折田五左衛門

与頭

下村庫左衛門

一飯野ヨリ栗野迄来候、

郷土年寄

○万善寛左衛門所持之古筆也、

尚々敵方草臥候トテ油断シテハ可為越度々、油断

無之様ニ氣遣尤候、折々又八郎殿へモ此由可被申

候、

○新納空右衛門入道差下候刻以書状申遣候処、其返札

加披見候、然ハ庄内表へ着陣之由如何無心元候、此
時之儀ニテ別テ奉公肝要候、將又鎌田出雲守・比志
島紀伊守・樺山權左衛門以別紙可申候得共、右之通
相意得可被申以、(候力)謹言、

慶長四年カ

十月廿四日

(義弘)
惟新

伊勢兵部少輔殿
(貞昌)

右ハ奉書紙ニツ折ニ御直書アリ、写ニテ又左之通、

此御宛書拾八九年前拜見之節迄ハ慥ニ相知レ居候、

今文字全不知ヲ以、後年尚文字之読ヘカラサルモ計

カタキヲ恐レ、カク矢立之禿筆ヲ以拝写シ置ヌ、

安政丙辰七月五日

平氏
季通

奉書横折也、

覚

義弘公諸外城ヨリ被召寄候軍談合之人數

日州 柏原周防之介殿

同 前田豊前守殿

同 敷根越中守殿

清武 大井七右衛門殿

高山 弟子丸右京殿

同 蒲地兵部少輔殿

同 松浦筑前守殿

同 不笠刑部少輔殿
(香笠力)

同 小野出雲守殿

同 大久保源太左衛門殿
(大津治部左衛門力)

飯野 村尾右衛門兵衛殿

都於郡 有馬右衛門兵衛殿

三城 伊地知丹後守殿

志布志 野村大炊兵衛殿
(小林力)

おひ 久留木掃部之介殿
(掃部助力)

同 上原勘兵衛殿
(豚肥力)

▽(日記雜録一より補)
高城主馬允殿
△

同 曲田伯耆守殿

日州 中村藏介殿
(内蔵助力)

栗野 外山勘解由左衛門殿

同 万善仲兵衛殿
(膳力)

同	築瀬兵部少輔殿
同	福崎新兵衛殿
飯野 <small>(栗野力)</small>	遠矢下総守殿
同 <small>(飯野力)</small>	赤塚源太左衛門殿
同	黒木播摩守殿
同	山口大藏殿
日州	井尻常陸守殿 <small>(伊力)</small>
三城	佐世川豊前守殿 <small>(逆瀬川力)</small>
大口	園田勘解由左衛門殿 <small>(關牟田力)</small>
同	坂上南右衛門殿 <small>(坂之上力)</small>
川内	市来下総守殿
おひ	浅野権之介殿 <small>(助力)</small>
曾於郡	徳持舍人佐殿
同	木野田三河守殿
吉田	野村狩野介殿
同	二階堂内匠殿
同	村岡城之介殿
蒲生	脇元権之介殿 <small>(本力)</small>
同	湯田掃部兵衛殿

○ 兵道三略守書拔書

合人数五拾四人
 但、天正八年ヨリ同十五年迄度々被召寄軍談合之
 人数也、

同	久木田新左衛門殿
同	大村治部左衛門殿
同	久木崎主水殿
同	大山 <small>(六郎左衛門力)</small>
同	重田六兵衛殿
帖佐	梶原右衛門兵衛殿
山田	酒勾式部少輔殿
小林	村田式部少輔殿
三城	赤崎平 <small>(本ノマ、平馬充力)</small>
日州	四位 <small>(殿脱力)</small>
同	東郷淡路守殿
飯野	池田六左衛門殿
同	恒吉金藤殿
志布志	土持大膳正殿

三略秘符之事

覺禪章

急々如律令臨兵闘者皆陣列在前

此者上略之符故髮二入ヌレハ敵不被討也、

畢法器軍

此者中略之符故帶二入ヌレハ敵不被討也、

五仁何五々後轉番

此者下略之符故吞ヌレハ敵不被害也、

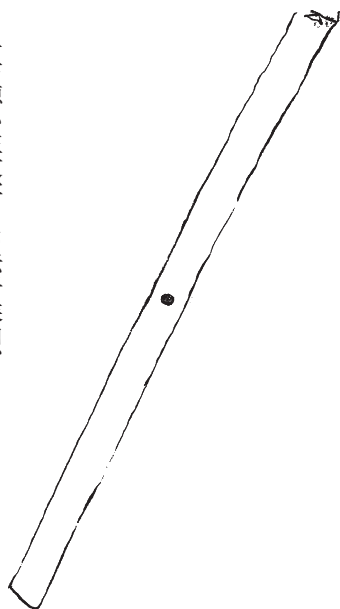
押付写

(志戸本家本より補)
▽厚三八厘△



(義弘)
惟新公伊東新十郎ヲ御突被成候御鍵トテ栗野

郷土木野瀬右京所持、



一 右穂ハ左文字ト申伝居候由、

(頭註)惟新御子鎌木野瀬江御養子名事一
惟新公御妾腹ニ御誕生之宮次様、木野瀬所へ御養子

ニ御出ニテ、右穂ハ其節御持越也、後木野瀬右京之

亮様ト被為成候テ、関ヶ原御合戦ニモ御供ニテ御祈

禱被成候由也、

一 栗野郷士年寄川俣治左衛門・同組頭竹井左衛門栗

野旅宿迄見廻、今晚栗野一宿、

四日 暁天ヨリ終日小雨、

朝六ツ起、四ツ時栗野打立、栗野ヨリ道案内無役郷

士兩人、加久藤ニテ無役郷士兩人、小林同断兩人、

都合拾人道案内、吉松人馬継所在宿小休、吉松郷士

年寄・与頭来、吉田通行、同郷人馬継、吉田郷士年寄・与頭見廻、柿并二唐芋・里芋煮染出候、唐芋一ツ・柿巻ツ給候、直二出立、加久藤境二入候得ハ加久藤役々左之通、

郷士年寄

西田助四郎

組頭

宮内左右衛門

普請方見廻

川口納右衛門

横目

谷口誠之助

地頭横目

西田八郎右衛門

行司

松元休太夫

竹木見廻

東郷佐左衛門

郡見廻

上野恰

牛馬役

江平新右衛門

庄屋

永山覺太夫

加久藤へ着、道橋立砂等有之、通筋町人・百姓出拝礼、飯屋へ行掛候へハ郷士中何レモ改服、高股立ニテ屹ト拝礼痛入候、飯屋へ入候へハ役々面会、種々挨拶共イタシ、無役郷士一統面会、是モ同断挨拶、夫ヨリ寺院之面々茶袋持参ニテ四ヶ寺面会、夫ヨリ加久藤役々ヨリ進上物等差上候儀屹ト不相成段、前広承知仕居候得共、時刻モ宜御通行之御事御座候間、御膳差上度手当イタシ置申候、如何可仕哉ト承候ニ付、手当相成居候儀ニ候ハ、飯迄ハ随分差出可然ト致返答馳走ニ逢候、加久藤役々今日面会之人数、

郷士年寄

前田彦左衛門

萩原藤兵衛

前田平兵衛

白坂佐五太夫

西田助四郎

組頭

前田十蔵

萩原神介

黒木相模

宮内左右衛門

西田弥左衛門

普請方見廻

川口納右衛門

西田市左衛門

横目

斎藤太次右衛門

関田清右衛門

萩原十兵衛

谷口誠之助

地頭横目

前田嘉藤記

西田八郎右衛門

夫ヨリ加久藤打立飯野へ入候得ハ、境迄飯野郷士年

寄青山織兵衛・同組頭真形甚五兵衛・同地頭横目青

山連昌院来、是迄加久藤ヨリ道案内ハ拾人計出候、

初之人々都合式拾人計、飯野境ヨリ加久藤ハ返候、

加久藤・飯野ノ境ヨリ飯野之案内重々賑々敷恐入タ

ル事、通筋人々不残程出拜礼、郷士改服ニテ惣テ出

加久藤同様役々其外面会候、寺院同断茶紙袋共持来

致受納候、飯野ハ郷士年寄秋丸仲左衛門宅へ一宿、

地頭仮屋当分破損所多ク一宿出来兼候由、門双方飾

桶・立砂修甫敷替等イタシ居候、風呂等新出来、尤

手水鉢・桶同断、痛入仕合ニ候、仲左衛門儀富家之

者ニテ、自分失脚ト相見得候間不及沙汰候、初テ拙

者宿イタス事候間恐多候得共、軽ク酒壺ツハ差上度

段承、拙者初テ此村ニ入左モ可申事カト存候ニ付、

為差出候テ盃取替シ迄イタシ候、丁度申通軽キ事候、

嫡子仲右衛門ニモ盃イタシ候、嫡子ハ組頭ニテ候、

今日面会之郷士役々、

郷士年寄

秋丸仲左衛門

朝稻佐多右衛門

柏木源右衛門

朝稻般多左衛門

右同助

青山織兵衛

木之下助左衛門

右同助

地頭横目

大河平清太夫

黒木衛守

組頭

青山連昌院

馬場字左衛門

井尻彦七郎

(志戸本家本より補)
▽谷口常福院

今晚小林ヨリ飯野迄来候役々、

秋丸仲右衛門△

郷士年寄

壱岐源五左衛門

大脇七左衛門

壱岐市郎右衛門

同与頭

荒武準造

赤木仲藏

真形甚五左衛門

横目

井尻神力坊

堀喜右衛門

横目

地頭横目

馬場治左衛門

井上嘉兵衛

大河平清左衛門

郡見廻

金田喜右衛門

温水恕兵衛

(志戸本家本より補)
▽白尾伝之助△

今晚野尻ヨリ飯野迄来候役々、

郷士年寄

寺田半左衛門

同与頭

海老原藤五郎

地頭横目

園田清之丞

今晚須木ヨリ飯野迄来候役々、

郷士年寄

上野太郎左衛門

同与頭

鬼塚仲左衛門

横目

岩下荘立院

地頭横目

築瀬次右衛門

郡見廻

金松平右衛門

今晚高原ヨリ飯野迄来候役々、

郷士年寄

竹之下庄助

同与頭

村田仲兵衛

横目

竹之下庄五

地頭横目

丸山儀一郎

右之書留等相濟、九ツ時分臥候事、

五日 朝雨、四ツ時分ヨリ曇天、

朝六ツ起、四ツ時分飯野秋丸所ヨリ出立、飯野無役

郷士先立拾人計、小林四人、跡ヨリ昨日祝儀之役々

付来賑敷候、麻上下着用之郷士共兩人ツ、処々辻堅

ト相見得出居候、飯野・小林之境ヨリ飯野先立之

面々ハ帰り、是ヨリ又小林先立相重ミ都合拾人計、

境迄役々ハ勿論、無役郷士共麻上下着用ニテ忒百人

余モ出居候テ、跡ヨリ付来候、町ニ入候得ハ、小林

飯屋迄之間立砂・布砂・飾桶等イタシ有之、七ツ時

分小林地頭飯屋へ着、役々面会、三役ハ惣テ盃イタ

シ、老人体之者ハ中途迄出候、古帳相見得候由ニテ
十四五丁位之所迄書、祝儀ニ出候、四ツ時分隊候事、

一 郷士年寄五日代リ

一 組頭十五日代リ

一 地頭横目十日代リ

右之通可相勤旨申談候段承リ届候事、依テ代リ合之
儀ハ時々名書イタシ、拙者居間銘々自身ニテ張付候
様申付置候事、

一 薪・藁等取入度段福留平左衛門ヨリ申入候処、薪之
儀ハ是迄飯屋へ入付候、夫ヲ焚候テ宜、藁之儀多キ
場所ニ候間、代払等ニ不及段申出候テ其通イタシ置
候事、

六日 晴、

朝六ツ起、今朝当所寺院四人見廻、郡奉行面高雄藏
殿見廻リ、締方横目渋谷甚十郎殿・貴島勇之助殿見
廻ニテ候、終日諸道具取扱ニテ候事、

七日 晴、

朝六ツ起、四ツ過(宗廟カ)崇廟八王寺権現へ参詣、馬ニテ供

廻家来四人、手鑓・草履取・中間壺人、無役郷士四
人先立ニテ、中途盛り砂・布砂昨日通、鳥居入候得
ハ神楽上候、白銀一両神納イタシ拝礼、直ニ帰候、
郷士年寄式人・地頭横目壺人付来候、九ツ時分帰宅、
八ツ後相談役壺人、郷士年寄・与頭・横目以下役々
惣テ盃イタシ候、尤、拙者ニモ改服、与頭以上へハ
扇子一對ツ、遣シ候、夜入藤八トノト酒トモ給へ候
テ臥候事、

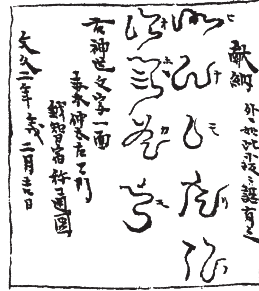
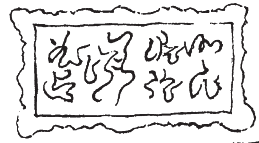
今日家来野元喜三次差返候事、

八日 晴、

今曉家来宮之原平次郎・村田仲次郎差返シ候事、

朝六ツ起、四ツ後本ノマ、(宗廟雜守権現カ)廟雜權現へ馬ニテ参詣、供廻昨日

通、所ヨリモ同断、郷士年寄壺人・与頭壺人・地頭
横目壺人付来候、参詣ニ付途中神前神楽等之次第昨
日同断、今日ハ御造酒モ頂戴、



籙守社額如此、

御宝物

(頭注)「惟新公御容体像参考」

一惟新公御帷子一枚、地越後染花色、未色合至テ宜候、

(義弘) 御紋所十文字御召物ニテ奉窺候、同者御小男様ト相見

見得候、拙者ト御肩行ハ同断、御丈ケモ同様ニ相見

得候、

一普門品 一折

右、

齊興公文政四巳三月廿六日御寄進、

(齊宣雜室)

一蓮亭院様御詠歌御短冊三枚

一社家先祖代々申伝書付巻卷

右御詠歌三首

いけ水に影をうかへて

ミちとせのよはひくみしる

ひ、のさかつき

河水のなみのよるく

あらハれてほたる飛かふ

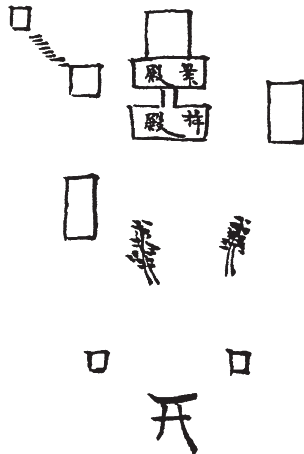
かせのすゝしさ

ふけ行ハ猶さへわたる

秋の月の空ニくまなく

すめる月影

籙守社



右拝礼・拝見等終テ八ツ過比帰宅候へハ、須木組頭

上野彦助御用ニ付罷出居候間、御筆并ニ御添書相渡

シ於所一統拝見之様申渡置、

御筆ハ上書一見也、居地頭之儀被仰渡候式通モ相渡

候、

一 明日ハ高原(宗廟カ)崇廟為參詣初入二付、今日ヨリ為迎高原

郷士年寄瀬戸口右八郎・与頭丸山十郎左衛門・地頭

横目黒木荘一郎来、止宿候事、

一 小林地頭飯屋入付品書出左之通、

一 掛物 一幅こふねんき山水無銘

一 花生 一ツ焼物

一 六枚屏風 一双

一 二枚屏風 一ツ

一本膳拾七人前

一 吸物椀 式拾人前

内、十五人前損物

一 焼物火鉢 式ツ

但、かわらやき

一 煙草盆 四ツ

一 盃 式ツ

一 木盃 十九

一 丸行灯 壹ツ

右、御地頭飯屋在物ニテ御座候、以上、
子十月八日 伊福十郎左衛門

右、郷士年寄十郎左衛門ヨリ書出候事、

九日 晴、

暁ヨリ起、髮結等イタシ、五ツ時分小林出立、行列

玉葉簞筒一荷・鉄炮四丁・両掛(一荷脱カ)合羽籠一荷・手鐮馬

上ニテ中間・小者召列候、郷士年寄伊福十郎左衛

門・組頭押川愛次郎・地頭横目山下荘一郎、先案内

無役郷士六人差越候、昨夜ヨリ止宿之高原役々モ跡

ヨリ来候、町田藤八同断、高原境ニ入先案内ハ帰候、

高原ヨリ拾式人先案内、此処迄役々ハ勿論、無役郷

士迄多人数来居惣テ付来候、高原飯屋へ着、直ニ佐

野権現へ參詣、白銀壺両進納、神楽・御造酒・立

砂・布砂等之次第痛入候、尤、鳥居迄往来トモ布衣

一人出家出迎送等有之、神徳院ニテ住持称全酒杯出

馳走有之、飯出候、拙者ヨリモ包物等遣置候、夫ヨ

リ錫杖院へ參り、御宮へ參り諸事神徳院同様、馳走

ニモ逢候、御宮ヨリ下ニ大池相見得候、天狗之杖其

外種々宝物有之由候ヘトモ、日モ下り候ニ付又々高
原飯屋之様參り、無役郷士百式拾人余面会、引続キ

郷士年寄・組頭召呼、上書一件御筆并御添書并二拙者書取相渡、郷士年寄以下役々都テ盃イタシ、年寄・与頭へハ扇子一對ツ、遣シ候、金蓮寺住持モ一刻来候、夜入四ツ時分隊候事、
一拙者出宅ヨリ小林着迄行列、

鉄砲士
具足箱一荷 玉葉(簞笥カ)覃笥一荷

鉄砲士
旗籠草干 干筒刀干 干筒刀鉄

鐵
旗籠留垂 鬚籠鬚手 留垂

鐵
鬚手干 干筒刀干 干筒刀鉄

鐵

合羽籠 合羽籠

十日 快晴、

朝六ツ起、五ツ時分立、案内郷士拾人、小林役々・高原役々・町田氏跡ヨリ被来候、高原案内ハ猿瀬船渡場迄ニテ返候、此川中高原ト野尻之境ニテ、此所

迄野尻役々ハ勿論、案内十人来居候、無役郷士モ多人数同断跡ヨリ付来候、九ツ過飯屋へ当所締方横目井上清藏殿被来候、夫ヨリ崇廟參詣、盛砂・布砂・神楽等之次第外々同断、御造酒頂戴、白銀壺両神納イタシ候、帰候テ無役郷士百五拾人余面会、夫ヨリ役々面会、惣而盃イタシ、組頭以上へ扇子一對ツ、遣シ候、七ツ時分籠中小路惣テ無残致見物候、念之入タル事小路々迄盛砂・布砂イタシ有之、処々飯番所調有之、都合五六ヶ所痛入事候、先達テヨリ通りニハ外郷々モ仮り番所ハ相見得居候、ケ程之事トハ不存候、四ツ時分隊候事、

十一日 快晴、

朝六ツ起、井上清藏殿被来候、野尻隠居本年寄七十四才満留莊大夫・本組組頭ノコトカ五十一伊達善右衛門右兩人来候、父上様御地頭之節相勤居候者共之由、盃トモイタシ扇子一對ツ、遣シ候、外ニ父上様御地頭之節年寄・与頭之間相勤候者共ハ無之哉之旨承り候へハ、紙屋之方ニ西田治左衛門ト申候本年寄ニテ、当分七

十五才罷成候者有之段承、扇子贈呉候様相渡置候、

又拙者幼少之時書候字ヲ掛物ニイタシ、于今毎年正月ハ在之者トモ集候テ酒給候由申候、夫ハ如何ノ訊カト尋候ヘハ、父上様ヨリ当分地頭所一番二年輩之者誰ソト御糺ニテ、百姓二十九六才之者罷居候テ、

夫ニ拙者拾三才計之比福祿寿ト申候字ヲ為御書被成候テ、盃其外何カ御添遊シ候テ被下、毎年正月在之者共ヘ酒ヲ為吞当分ニ至リ候テハ孫之代ニ相成候ヘトモ、矢張同様イタシ候由嘶ニテ珍敷事承リ候、五ツ時分野尻立、同所役々小林迄来候、案内郷士六人小林境川端迄来候、此所迄小林役々来居、道案内四人同断、八ツ前小林飯屋へ着、今昼時分御用封到来左之通、

加久藤之儀、馬関田居地頭へ兼致支配候様別段被

仰付候ニ付、被成御免候条可申渡候、

十月

(川上久齡)
龍衛

右之通被仰渡候付、拙者支配中へハ惣テ申渡置候事、

一 鳥津主殿殿ヨリ書状来、右之内へ領地堤村之儀兼テ

半手御手当御請被致置候ニ付、序ヲ以勢揃又ハ調練迄モ見分イタシ呉候得ハ仕合之段承候事、

十二日 晴、

今曉家来福留七兵衛・白浜幸兵衛帰候、朝六ツ起、

今日ハ終日在宿ニテ候得共、諸書留又ハ衣裳た、ミ、明日遣候扇子包合旁ニテ隙無之候、

一 高原百姓山芋持来候事、

一 横山丹碩医道為稽古鹿府へ差越、朝稻宗益致入門候

ニ付暇申出、願之通差免候、

一 年寄赤木仲太左衛門明日ヨリ鹿兒島罷越候ニ付出候

テ暫嘶候事、

一 高原郷士年寄田口伊兵衛・組頭黒木清左衛門・地頭

横目丸山儀一郎先日差入之為礼来候事、右ニ付木の

子一台持来候ヘト共致返却候、

一 今日小林年寄御用申渡拙者書取相渡候左之通、

先日細々相達置候通り、此節居地頭被召居候ニ付

テハ不容易

御旨趣ニテ、拙者

本府出立前日

（忠義）
太守様・

（久光）
中将様

御前へ被 召出、

御手厚難有

御思召之御旨奉承知、重キ職掌中々難堪、其任汗顔之至リ奉恐縮候へトモ、御請仕候上ハ只管尽精力不堪ヲ堪へ候様相勤度存慮ニ候、然レトモ不肖之身何篇不行届之儀モ可有之、各モ一統拙者一身之如ク相成、不行届之儀ハ不差置申出、古来淳朴易簡之風ニ相復シ、民間之疾苦ヲ除キ、文武引立兵備充実、勸農等之事ニ至ル迄、先日被 仰出候御趣意ニ基キ万端意ヲ用ヒ、役々之詮相立候様拙者ト各ト互ニ助被助候テ

御政事公平、今コソ万民挙テ奉唱勸業候様相成度存詰候事致成就度、各モ右之段厚汲受御趣意致貫徹、奉安

尊慮候様有之度幾重ニモ相頼ニ候事、

十月

十三日 晴、

晚大鐘比起、六ツ過ヨリ打立、須木之様參候、行列鉄炮二丁、家来四人、脊負胴乱沓ツ、手籠、草履取馬ニテ差越、中間老召列候、藤八殿ニモ被參、小林郷士年寄大脇七左衛門・組頭満留武右衛門・地頭横目横山宗右衛門、昨晚須木ヨリ郷士年寄一人為迎来候、小林案内六人須木境迄、夫ヨリ須木ヨリ案内六人、名崎村野原へ役々出張、茶差出候、尤、境ヨリハ無役郷士迄惣テ出候テ跡ヨリ付来候、着掛崇廟_{（宗廟カ）}大年大明神へ參詣、外々同様布衣聚リ神楽取行御造酒頂戴、白銀壺両神納イタシ候、夫ヨリ飯屋へ參、無役郷士惣テ面会、引続役々面会、役々之分ハ惣テ盃イタシ、年寄・与頭へハ扇子一對ツ、遣候、着直ニ上書一件之

御筆写・御添書并ニ拙者書取相渡候、夫ヨリ示現流・鞍馬流劍術、月山流長刀致見分、未早日ニテ觀

音滝見物ニ參候、帰掛菩提所一麟寺へ參、元龜三年
飯野軍ニテ米良筑後守討死之節之首桶致一見候、尤
代々墓并二位牌等モ有之、城地有之、筑後守居城之
由候、夫ヨリ飯屋へ歸り一宿、至テ大鮎之馳走有之、
当年ヨリ初テ須木川ニ鮎之魚取レ候由、蜂蜜モ糸目
二次候テ出、見掛酒之様ニテ手モ難掛候得トモ、少
シ給へ候へハ至テ結構之山蜜ニテ候、珍味令感心候、
夜入四ツ時分臥シ候事、

愚詠一首

言の葉にのべ尽されす

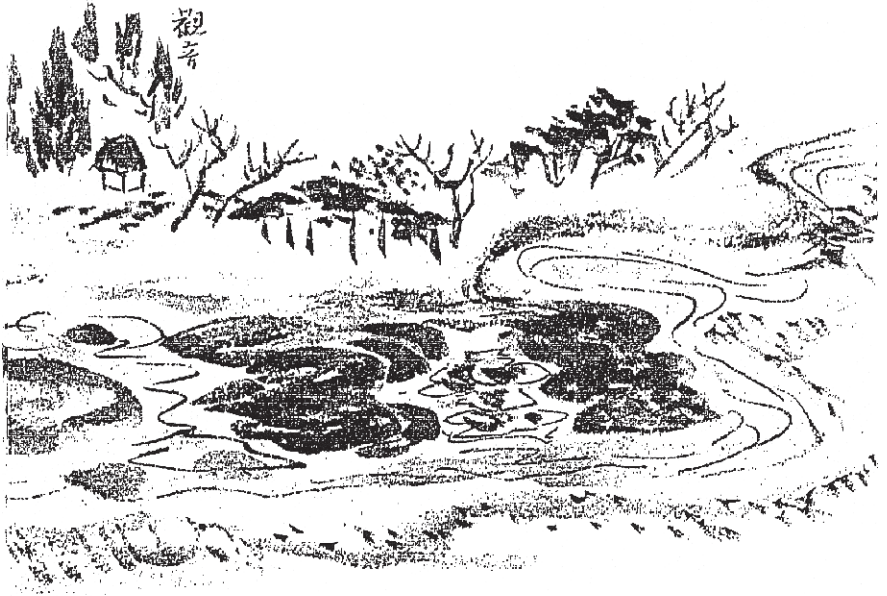
うつし絵もうつしへならぬ

やとの滝津瀬



須木觀音滝之凶麓ヨリ
八町位後之山ニアリ

滝之高サ
三十三尋壺同深三十
三尋下云



観音

是ヨリ川下ノ方麓

此所風景宜之図

須木崇廟ヨリ三四町手前
崇廟前ノ川下



此橋を涉り川脇
を登り崇廟
社ノ所ニ出ル



須木崇廟
ノ図



景気珍敷図又



此辺名崎村



此所より見れば高きヨ
 リ見下入國
 此所より見れば高きヨ
 リ見下入國
 此所より見れば高きヨ
 リ見下入國

須木之方



小林之方

景氣至テ宜敷候

十四日 曇、昼ヨリ雨、

朝六ツ時起、直ニ風呂ニ入、五ツ過比須木打立、案内六人、境迄小林并須木役々モ付添来候、小林境目ヨリ道案内ハ小林無役郷士四人、此所迄役々モ来居候、八ツ時分帰宅、今晚浜之市家来前田銀右衛門来候、蛤壺台持来、藤八殿杯寄合焼酎給候、

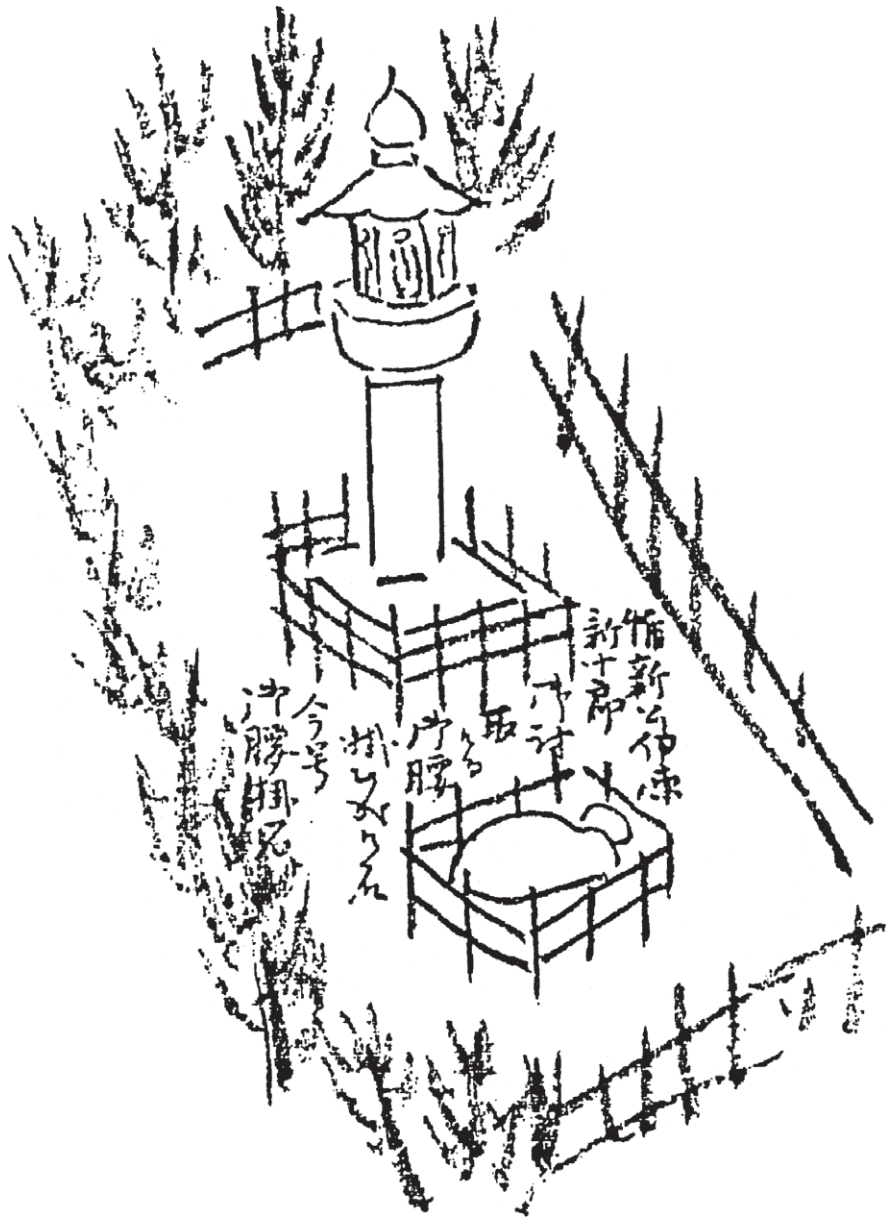
十五日 朝雨、昼ヨリ晴、

朝六ツ起、飯野郷士大河平清太夫御用ニ付来候、上書一件

御筆之写・御添書并拙者書取相渡候、夜入藤八殿寄合焼酎給臥候事、

十六日

暁七ツ半起、六ツ過キヨリ飯野之様参、秋丸仲左衛門所へ着、直ニ崇廟(宗廟カ)一之宮香取大明神へ参詣、神楽等之次第ハ先日同断、夫ヨリ三角田古戰場十町計之所ニテ参り候、左之如ク図取、



加久後往還初
 加久後新城
 新千部攻勢
 以下今本に記
 三角田
 沙村

立休庄在焉
 公名、博多

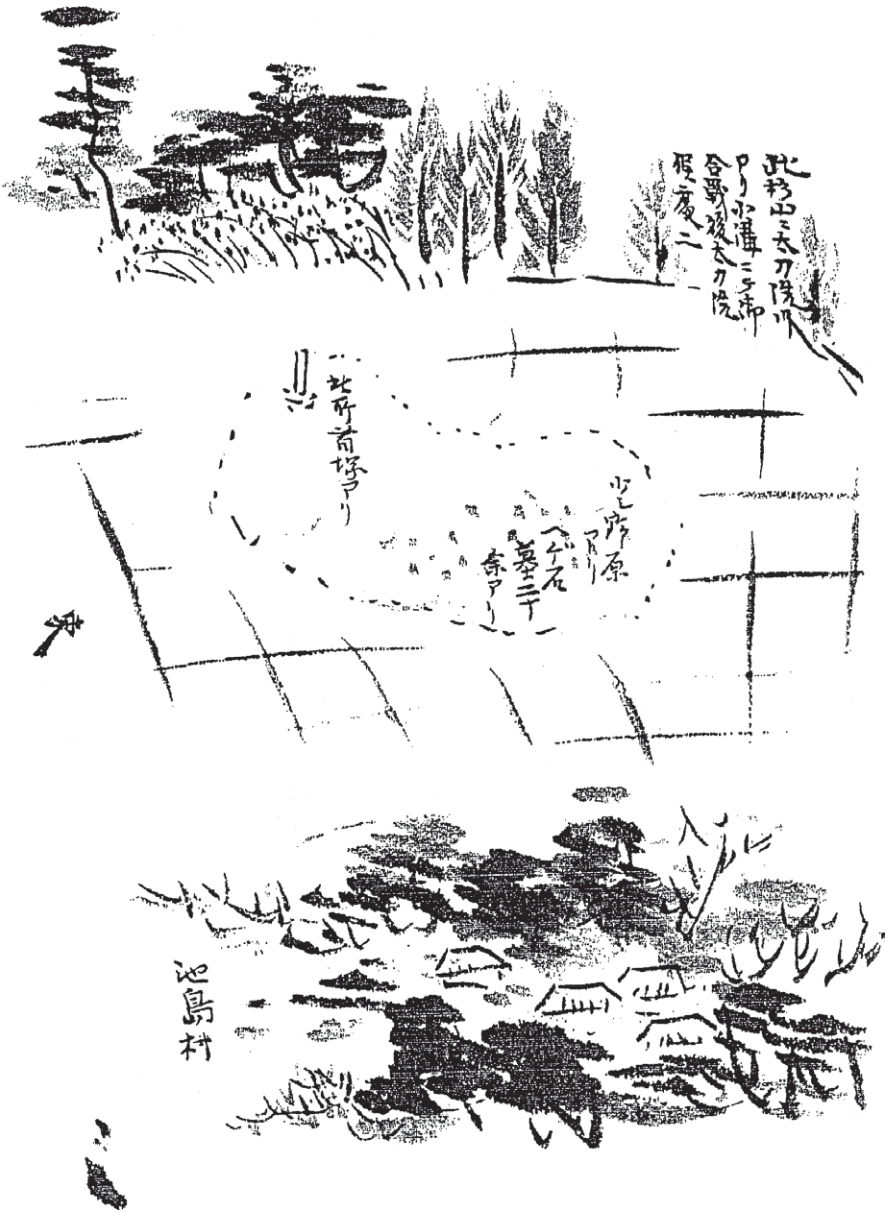


三角田
 伊予新千部
 沙村
 此所也田也其
 村ノ位



北

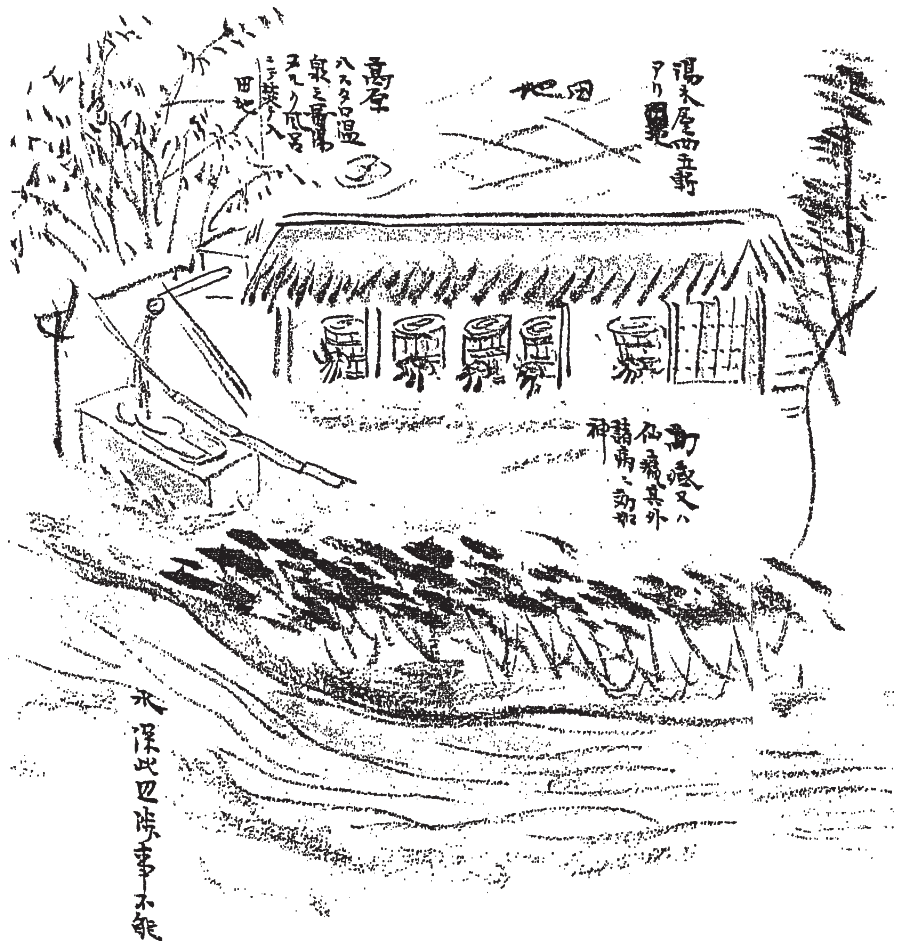
田



夫ヨリ帰、秋丸所郷士年寄以下役々惣テ盃イタシ、
年寄・与頭へハ扇子一對ツ、遣候、夫ヨリ武術見分
ニテ直、心影流人数六拾人余有之、今夜秋丸所へ一宿
イタシ候、

十七日 晴、

朝六ツ起、五ツ時分飯野立、小林へ九ツ時分着、昼
飯後高原之ハスタ口温泉へ為見物参候、式里計有之
(運太郎)
候得共、馬ニテ候故暮前帰宅、年寄伊福十郎左衛門
ニモ参り候、町田藤八殿同断、地頭横目井上嘉兵衛
ニモ参り候、夜入四ツ時分迄書見イタシ臥候事、藤
八殿ニハ湯場ニ泊リニテ候事、



十八日 晴天、

朝六ツ起、今日ハ四ツ後ヨリ小林武芸見分ニテ、示
(本野流カ)
現流・水流・直心影流劍術イタシ候、七ツ時相濟、
暮ヨリ藤八殿ニハ被出、拙者儀五ツ半時分隊候事、

十九日 快晴、

今日町田藤八殿歸リニテ淋敷相成候、書見・書留等
ニテ日ヲ暮シ候、

○

郷原転

右ハ一陣惣物主ニテ、

御出馬之節ハ被召列小林一組可被召付旨被仰付置候
得共、被成御免候条可申渡候、

(喜入久高)
撰津

右之通昨十四日新納主税御取次ヲ以テ被仰渡候間可

得其意候、此旨可申遣旨被申聞候、左候テ、居地頭
方ヘモ右之趣申出置可給候、以上、

十月十五日

郷原転用頼代
竹迫弥兵衛

右之通郷士年寄方ヘ申来候段申出候、

一新納太郎左衛門ヨリ書状到来左之通、

一翰呈啓仕候、弥以御勇健被為成御座恐悅奉存候、
私事は迄小林一組物主被仰付置候得共被成御免、左
候テ、小林・野尻合一組物主被仰付候旨、別紙之通
去ル十三日承知仕候、右ニ付調練等之儀猶又被仰渡、
其段ハ御承知為有御座筈ト奉存候、春秋兩度調練外
二物主之儀都合次第郷々ヘ差入調練致見分候様被仰
渡候ニ付、野尻一手招呼於小林合一組之調練等見分
仕度明後十八日出立、来ル廿日差入可申候、其段ハ
両郷々士年寄ヘ達越申候、何レ差入候上可奉得御差
図候、先此段申上度如斯御座候、恐惶謹言、

十月十六日

新納太郎左衛門

名越左源太様

二十日 晴、

今日終日書見、今夕新納太郎左衛門殿為調練小林差
入有之、拙者方ヘモ見廻有之候、酒共サシ出五ツ過
被帰候、

二十一日 曉曇、晴、風立、

曉八ツ時起、尤、調練ニ付一番相図大砲打、二番相
(志戸本家本より補)
図、▽七ツ半時分打、曉△七ツ時分伊福十郎左衛門

来、其時ハ髪モ結ヒ支度替イタシ居候、朝五ツ時分

新納太郎左衛門殿入来、直ニ人数繰出小林二組・野
尻一組之調練有之、高原・野尻別レ路広野ニテ小林

壹組ハ拙者物主、野尻・小林合テ一組(ハ脱力)ハ新納氏物主、

御手当外人数小林・野尻合テ一組小林郷士年寄物主

ニテ候、九ツ時帰宿、太郎左衛門殿一刻入来被帰、

七ツ時分被来、調練変化小林仕長伍(長脱力)へ指南、夕相濟

夫ヨリ拙宿ニテ新納氏相嘶、夜入四ツ時分被帰候、

昼支配五ヶ郷郷士年寄共へ夫仕寄物等之分(本ノマ)テ相立シ

銘々右之仕向書出候様相達置、委細御用日史ニ留置

候故爰ニ略ス、

廿二日 朝雨後曇、烈風、

曉大鐘ヨリ起、五ツ時分ヨリ新納同道堤村人參崑見
物、夫ヨリ野尻へ參武術見分、示現流・月山流・水

野流・直心影流有之、読書モ見分、調練変化稽古モ

有之、暮ニ及ヒ飯屋へ(空白)入一宿ニテ候、委細ハ御用

日記ニ留置候故略ス、

二十三日 晴、

郡奉行大山長左衛門殿・地方檢者脇田勘吉殿被来候、

二十四日 夕ヨリ雨、

何野何某

豎六寸五部

横壹寸五部

右之通五ヶ郷々士中板ニ銘々家督之名前分明ニ書調、

居宅門柱へ打付置可申候、家督ニテ同居之面々ハ右

名前之次又ハ一方之柱へ打付置候様可申渡候、

但、家督ニテ内々致隠居候者者嫡子名前可書記候、

十月 左源太

小林 飯野 高原 野尻 須木

郷士年寄中

二十五日 嶽々雪、風アリ、

曉大鐘起、朝五ツ時打立、高原へ差入、示現流・水

野流・天真流・月山流見分イタシ、山口新十郎へ年寄々、丸山林二へ右新十郎跡与頭寄申付候、夫ヨリ調練変化之手数致指南、未日モ竿丈残り居候ニ付直ニ帰、夜入前帰着候事、委細ハ御用日記へ留置、読書モ有之、

二十六日 曇、

今日ハ終日書見共イタシ、夕村内歩行イタシ候、十郎左衛門・庄助付来、

二十七日 曇、

美代氏・町田氏ヨリ書状到来、御用日史へ細々留置、

二十八日 晴、

安田氏へ廿五日之返書差遣、野尻火鉢ハ頼置、ニク皮ハ須木へ頼越可申段申遣、

一今日町田藤八殿・宮里喜次郎殿・美代藤兵衛殿へ書状遣ス、宿次、

二十九日 晴、

曉起、書状認、伊福十郎左衛門使ヨリ町田内膳殿(入憲)・美代氏へ書状遣ス、昨夕モ書状相認同人へ相頼ミ平馬当ニテ遣候、宍一苞・釣リ柿入小箱皆々へ遣置候、

一支配郷桑・茶植殖方之書取支配郷々相廻ス左之通、

諸郷々江桑・茶植殖方之儀、先日分テ被仰渡候通當時格別之御用途相成、就テハ居地頭江茂右掛被仰付、其郷ハ勿論、兼郷迄モ引受取扱イタシ、無納等之場所へハ尚又受持郡奉行并ニ談合役等へ申談、植殖方引勸、往々莫大之御国益相備候様可取計旨致承知、當時御軍役ニ付テハ莫大之御入費被為及候ニ付、何レ御国産相嵩、右御用途相備候様無之候テハ不相濟御時節柄ニ候間、掛役々ハ勿論、其外一同被仰渡候御趣意深奉汲受、則ヨリ茶之実等精々拾集植付地面等致見分、追々植殖候様一涯不致精勤候テハ近年中其詮難相見候ニ付、右之心得ヲ以可相励候、自近日中拙者直達モ可致候へトモ、茶之実拾方等之儀手後ニモ可相成卜存候付、其内早々申渡置候、

十月廿九日 左源太

小林 飯野 高原 野尻 須木

郷士年寄中

日史 名越時敏 (花押)

元治元年甲子十一月

朔日 快晴、

朝六ツ前起、平馬千眼寺火消承知二付、此方江持越居候火頭巾・火羽織等供廻同断書状相添遣候、半首同断遣候、此方江者番用意残置候、相談役横山龍見、年寄大脇七左衛門、与頭高野瀬庄助・押川愛次郎・赤木仲藏・横山織兵衛其外役々出候、未名前不存候、高原与頭二而年寄寄山口新十郎御用出置来候、御用之趣相達、鹿兒島江之書状仕出九ツ半時二而候、

二日 快晴、

朝六ツ時起、赤木仲藏度々出、書経素読もいたし候、横山織兵衛も出候、九ツ時分新納太郎左衛門殿より

先日之礼状来、長州出軍之事共相見得候、八ツ時風呂二入候而飯、今朝より只今迄之間三国軍記一見、七ツ時分ヨリ真方村仮藏取納見二參候、与頭赤木仲藏・地頭横目横山織兵衛付来候、大鐘比婦宅、又書見、夜入五ツ半時分隊候事、

三日 快晴、

朝六ツ起、六ツ半鈴木龍之助稽古所江直心影流不時見分二參候、折角龍之助自身引立候所二而候、門人も七八人出席有之、兼而是より人数多きよし承る、五ツ過婦宅、四ツ赤木仲藏・横山織兵衛出候、横山莊右衛門同断、四ツ過時任宇兵衛出候、養蚕方二而産物方より廻勤之溝口庄兵衛殿被来候段承候間致面会候、無程又締方渋谷甚十郎殿・貴島勇之助殿被来候間同断致面会候、同刻町田藤八殿より書状到来、長州者既二合戦相初、吉川より募論^(募論カ)之組を責候由、

右二付当月朔日より立被仰付候御手当之面々江先日者於敷舞台御盃御流頂戴被仰付候一件細々申来候、内膳殿よりも書状来、宮里氏より長州出軍一件・長

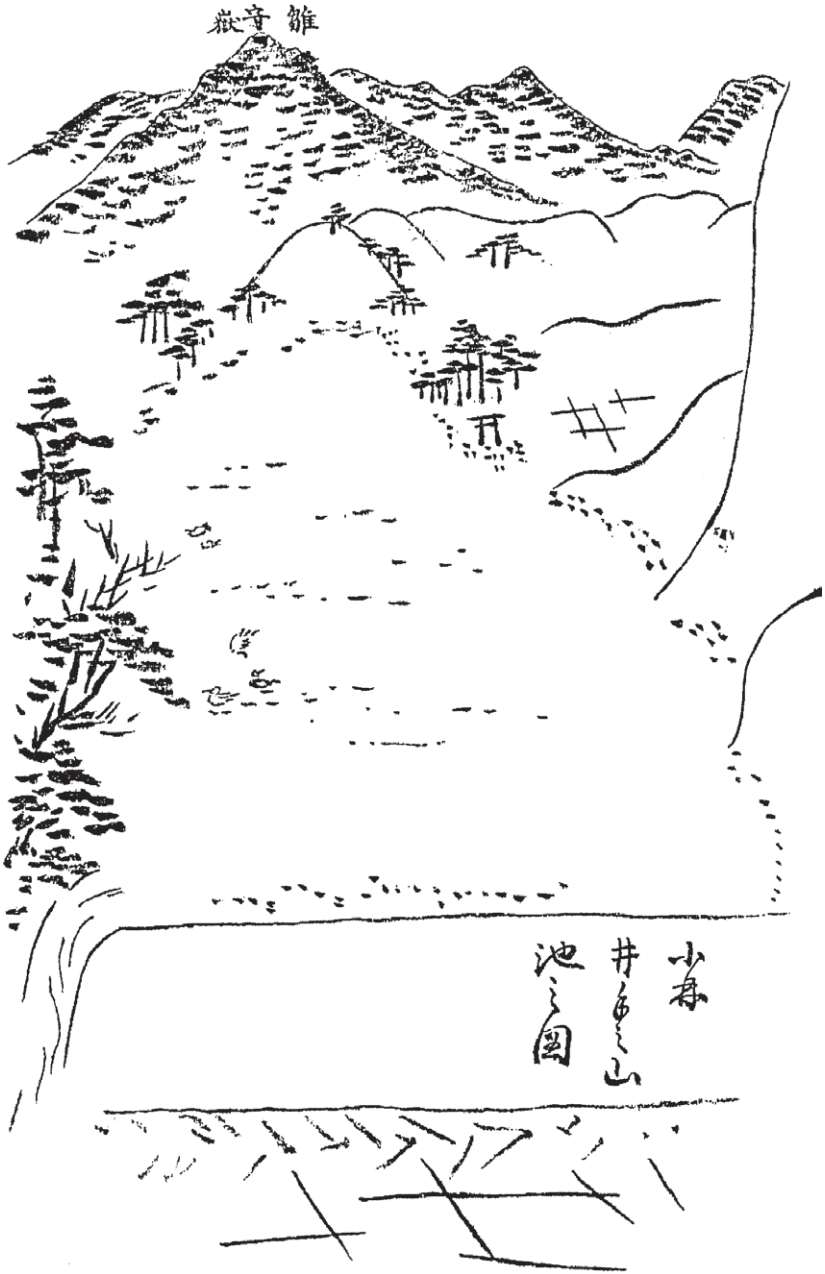
州戦争新文等来、平馬より神瀬台場絵図写来ル、其外相良治部殿從琉球之書状・島人書状、段々児玉佐平次殿從京都之書状等来候、此節木綿縞綿入沓ツ・百田紙・餅一重・寒瓢(干瓢カ)、よしば、より長崎洗粉一箱(行李カ)来、各小柳こり入付ニ而候、明日平左衛門帰リニ付、召呼酒共為給候、四ツ時臥候事、

一今日奥元平長二尺五寸余有之丈夫之刀求候事、

四日 快晴、

暁平左衛門鹿兒島江帰候、拙者此方江来候節より今日迄罷居候、六ツ起、屋内埃打廻り屋敷内廻り、六ツ半岩次郎江書物教、当番与頭赤木仲藏・地頭横目横山織兵衛出勤、郷士年寄々者大脇七左衛門腫物ニ而出勤無之、年寄時任宇兵衛出候、八ツ半より井手之山池見物ニ参候、赤木仲藏・横山織兵衛付来候、暫絵図共取、此池し、め貝多く織兵衛其外供之者共貝堀いたし、暫之間ニ相応ニ取候、竹筏二ツ三ツ有之、是に乗少し沖之方堀候得者、大キの多く有之由、仲藏二者参掛南西方村辺ニ才共示現流見分ニ不時差

越候ニ付、先ニ参申置候様相達、池之所迄ハ不参候而差越候、池一覽相済、直ニ南西方村之様参、高岩福次郎所ニ而致見分候、人数溝口源之丞・掛橋正右衛門・園田常右衛門・山口金一郎・中山四郎左衛門・坂元平助・長野平右衛門・長野壮之進・大田弥八郎ニ而候、暮帰宅、



右之池鰻七八寸廻有之の多く居候由、西風強ク吹候
時水ニ醒候而下ニ流れ落、夫を取候由、

五日 小雨、

朝六ツ起、五ツ時分渋谷甚十郎殿入来、赤木仲藏・
横山織兵衛出勤、大脇七左衛門ニも腫物少々快今日
より出勤、今朝高野瀬庄助ニも来候、夕方各帰る、

八ツ後地方検者神宮司半左衛門殿被来候、先日廿一

苞老ツ・雨氣包老ツ

日仕出者主税并七左衛門より平左衛門へ之書状相届、

又十一月三日仕出シ先日火羽織等遣候使帰、書状并

柳ごり壺ツ相届、こり之内菓子・素麵・百田紙・蜜

柑等入居候、今日者右旁之間々二者半切二折次方い

たし、風呂ニ入候迄ニ而日暮候、夜入書見、五ツ半

時分臥候事、朝夕岩次郎江書物教候、

一拙者此節居地頭にて鹿府出足之割森喜右衛門殿より

こたひ

有恕拜

名越のぬし新に小林等六城の宰と成、すてに明日出

た、せ給ふと聞て

君行かはいよ／＼かた／＼かためなむ

わかもろかたの六の城々

一同し時加藤権兵衛清通ぬしより

名越の君小林の居地頭てふあふせを蒙り給ひし時よ

ミテ奉る

露ふかき君か恵のしたかせに

よもの草木も猶やなひかむ

六日 雨後晴、

朝六ツ起、居間掃除、鹿兒島書状調、七左衛門・仲

藏・織兵衛出勤、先日鹿兒島へ出候年寄伊福十郎左

衛門・与頭富満武右衛門昨晚帰候由ニ而來候、拙者

宿元江も参、平馬江面会、無異之由承候、壺式ツ宿

元より預り来候由、八ツ過風呂ニ入、直ニ観音寺江

不動明王堂胸札見ニ参候、和尚面会、年寄大脇七左

衛門・与頭赤木仲藏・地頭横目横山織兵衛付参候、

七ツ過帰宅、胸札左ニ写、

○封 聖主天中天 大壇那大梵天王 護持太守源朝臣繼豊公
迦陵頻伽声

奉再興不動明王持仏堂一字 享保十六年辛亥四月廿一日

封 **オ** 哀愍衆生者 大願至帝釈天王 當寺現住 盛証
我等今敬礼

御地頭	普請見廻	主取大工	木挽
名越左源太殿	満留千右衛門	井之上庄右衛門	野辺長左衛門
嘸	伊福助八郎	小林惣大工	富永左右衛門
森惣右衛門	惣主取	高岩弥右衛門	
赤木七郎右衛門	赤木善右衛門	寄大工	
森岡盛太夫	押川新右衛門	西弥市左衛門	
時任宇兵衛	時任治左衛門	早田茂右衛門	
	時任佐左衛門		

カン
ア
日字
オ
バン
月字

七日 朝曇、風アリ、

朝六ツ起、居間掃除、四ツ後(観音寺边)観音院寺俊明坊覚洲被

来、暫被相嘶候、伊福十郎左衛門今日より当番二而

出候、赤木仲藏・井上嘉兵衛・横山六郎右衛門ニも

出候、大脇七左衛門ニも出、美代藤兵衛殿へ之書状

并東郷氏より町田氏江之書状差返候様相渡候、明日

者須木江調練并学文武芸為見分差越候段申越置候様

十郎左衛門へ相達置候、高野瀬庄助ニも出勤、八ツ

半時分より打立南西方村御蔵取納見ニ参候、高野瀬

庄助・井上嘉兵衛付来候、帰掛円岳寺へ一刻立寄、

暮帰、今日者相応寒くも有之候ニ付召列之者共酒為

呑、伊福十郎左衛門ニも未役所江居候付同断二而、

各六ツ過帰候、五ツ半時分臥候事、

○一東方村山城次郎蜂蜜巢三十位所持之由、

一錫杖院門前二所持之者居候由、

一高原湯之元ニも年々百斤位取候者居候由、神徳院よ

り十丁位之所也、

一須木江蜜ハ多く、尤位も宜、彼方より取寄候方宜、

一取候時分ハそまの花咲比之由、長く貯候の者少し煮

候が宜由、煮候得者淡立由、夫を取捨貯置と也、

八日 霜、快晴、夜入雨、終夜降通し、

暁六ツ前起、五ツ前より武術調練為見分須木江差越、

観音寺和尚ニも馬より被差越致同列候、此和尚馬好

ニ而寺ニも飼置、須木江弟子遣置彼方江も馬子被飼

置候由、見ニ参ると之咄二而候、参掛中途須木之内

下之奈佐木・上奈佐木迄見物ニ参候、堤内四郎左衛

門と申者所江一刻立寄、茶給候而直に打立、七曲坂

上り候得者、呉座一枚敷茶を相待居候、下より坂之
曲り数へ候得ハ三十七有之、

誰人の七曲とは名付けん

坂のまかりハ三十あまりを

しはし此所に休候而此坂を下り候得者、軍谷といへ
る所と聞、

古の人やた、かふ軍谷

はけしきことの坂に残れり

八ツ前の比しもなりぬ、須木飯屋江着候而風呂二入
飯共給候而、七ツ時分より武術致見分候、示現流三
拾六人・鞍馬流六人・月山流六人二而候、相濟、観
音寺和尚入来、暫被相噺候、夜入五ツ半時分二者臥
候処、美代氏より之御用封来候事、

九日 晴、

朝六ツ起、今朝永井源太郎・上野矢助字を出候、源
太郎字者直シ呉候、今朝六ツ時より書状相認、美代
江御用封差出候、五ツ過比飯屋下於田面調練、能相
揃首尾能相濟候、物主与頭上野彦助いたし候、おも

ひ之外天気も宜相成候而、調練も早ク相濟候事故、
犬山いたし度参り不申候哉と承候二付、当時夫仕等
之儀訳而被仰渡候折柄事故、右等之失費さへ不相掛
事二候得者参り可申之段申候処、何ぞ左様之懸念者
全ク無之、郷士之者共毎々参候事二而郷士計二而差
越、夫仕等二者全不相及段申出候間、左様二候ハ、
可差越、返々も拙者差越候と申而支有之者抔引進参
候様二而者決而不可然候間、一切右様之儀無之様上
野太郎左衛門・宗方太次右衛門其外江堅ク申聞候而、
股引者家来之着用を取上ケ、家来二者下人之股引を
いたさせ候而、鉄炮茂借用二而九ツ時分飯屋より壱
里位西之方坂元谷と申候所江犬山二差越候、中途半
道位之所迄者馬より差越、此所江年寄黒木本右衛門
と申年寄罷居、右江刀と馬者相頼、是より歩二而山
江登り大松ケ鼻と申所江拙者まぶし立いたし候、当
分ハ松者無之野原二候得共、如何様已前二者此所大
松有之候歟、然る処拙者所へ者穴不出候得共、坂元
谷之内金山之谷木屋場と申所江鉄炮式ツ鳴、奈佐木
之春口勘太郎と申者大猪穴壱ツ打留、七ツ過比拙者

まぶし立候所之下迄持出、一統出揃之上宍解方有之、夕帰掛黒木本右衛門所茶吞候而帰候様申候付立寄候処、吸物等出候二付暫居候而、六ツ半時分飯屋之様帰候、役々付添来候二付暫相咄、五ツ過各引取、五ツ半時分臥候処、四ツ時分美代氏より之書状并平左衛門より之書状・川上正十郎殿より之御用封・竹封箱沓ツ来候、惣物主旗沓流相渡候間、旗預為受取方差遣候様二と之事二候、

十日 雨、

朝六ツ起、帳留等いたし、四ツ時分須木より打立、案内兩人・役々兩人付来候故、雨降世話敷存候付帰候様申聞候得者、奈佐木迄ハ可付来、案内者小林境迄可參申候得共、是非々々必々と帰候様申聞差戻し候、帰り路、

○ 坂道ぬめりころひして

降雨にかち行人ものる駒も

ぬめりてころひ笑ふ坂道

道のへに鶉飛立て

行人ハさわりもやらむ道のへの

かたへの鶉とひ出てけり

かよふともさわる人なき道のへの

鶉ハなに、驚ぬらん

飛立て後にこそしれ道のへの

くさのわつかに鶉すむとは

雨小やミになりしに空を見て

大空ハ木々のわつかにあらはれつ

雨降はる、四方のやまく

などおかしく口すさミして小林に入れハ、道のあなひとてまだ勤てふものなき郷士ひとり来りぬ、しはし行ハ傘あるハ供人の合羽てふものなともてきたりぬ、わか列こし人々その用意も疾して来りしを、留守の人々ハしらておくりし、しかはあれとあなりの郷士すげの小笠ひとつなれハ、もてこし合羽てふものをあたへぬ、いとよろこひかきりなし、やうく未の刻過る比をひ帰りつきぬ、役々出向ひさまくこよなふもてなしぬ、今日持帰候宍を直ニ為着候而、今日詰居候役々役所へ留置、夕より招呼相開候、五

ツ時分各帰候、伊福十郎左衛門・横山織兵衛・横山伴之進ニ而候、夫より家来共召出、四ツ時分隊候事、

十一日 雨後晴、

朝六ツ起、伊福十郎左衛門・井上嘉兵衛・赤木仲藏・高野瀬庄助・横山織兵衛出勤ニ而出候、横山伴之進ニも同断、四ツ過より武術式日ニ而真心影流(直カ)・示現流致見分候、八ツ時帰宅、直ニ飯共給風呂ニ入、時任宇兵衛申遣置候処来、暫嘶七ツ過相成、夫より大工細工所江参、今日より鎧箱為作候ニ付致見物候内、馬関田居地頭安田助左衛門殿ニ男喜次郎殿入来、助左衛門殿より之書状も持参ニ而候、年寄付来、高橋新兵衛と申者ニ而居間江召呼是ニも酒為吞候、新兵衛二者夜入五ツ時分旅宿有之由ニ而帰、喜次郎殿ニ者一宿ニ而候事、

十二日 曇、昼寒、風吹敷、

晝六ツ前起、安田氏より書状等一覽いたし、六ツより写方、安田氏へ書状認等いたし、四ツ過喜次郎殿

被帰候、夫より岩次郎江素問教、又写本・帳留等九ツ半時分迄いたし候、今日宇兵衛・嘉兵衛・仲藏出候、赤木七郎左衛門・伊福十郎太ニも来候、今日者終日書見、風呂ニ入、夕方大工所江参具足箱作致見物、直ニ夜入暮過岩次郎江素問教、帳留・書見共いたし、五ツ半時分隊候事、

○一飯野之内小林境近く巖穴に盜賊住て、夜々小林之内里へ出小盜・差火等之聞得あり、穴に行見るに人住たる跡あり、盜品之丹荷、火ニケ所焚たる跡、呉座一枚を式ツに裂式ケ所ニ敷有之、其外盜品と相見得候品あり、青菜等も少々あり、見に参たる者下に騒さし故其間に忍ひ出たる歟、ケ様の穴飯野・小林山中二者処々有之故、今日者惣立ニ而関狩いたし度申出、其通申付候、飯野之内茂飯野より同断ニ候得共、逃去不相見得段申出候、小林年寄伊福十郎左衛門ニも差越、依而昨日も小林之内、

十三日 晴、

朝六ツ起、木崎原御合戦之古書類見合書抜等いたす、

八ツ前觀音寺覺洲入來、夕被帰候、七ツ時分当所締方横目貴島勇之助殿入來、無程被帰候、今日具足箱成就相成候付、為祝大江居間ニ而焼酎為呑候、野田源右衛門と申者茂來居何歟致加勢候由承候間同断焼酎為呑候、

十四日 快晴、

朝六ツ起、御用封相認須木江出候、十郎左衛門召呼相渡、嘉兵衛・仲藏・織兵衛出勤、四ツ過左之通御用封來、

○ 今度長州御征伐ニ付先軍御繰出相成候付、依時機者引続被遊

御出馬管候、右ニ付而者御方一陳之組合可被差出候間、其心得ニ而可被罷居候様可致内達旨、（川上久美）式部殿依御沙汰此段申越候、以上、

子十一月十一日

御軍役奉行

名越左源太殿

右ニ付支配郷々銘々早々申渡、

御出馬之節急速ニ無滯出軍相成候様可相心得旨申越置候、馬関田居地頭安田氏へも同断、

一字兵衛ニも出勤、明日九ツ時分難守社御祭りニ付、是迄者年寄より地頭代參為相勤由候得共、当年之儀者何様可仕哉承候付、拙者參詣いたすべく相達置候、七左衛門・半五左衛門ニも出勤、高原より地頭横目黒木壮一郎來候、当所役々度々替るく出候、夜る五ツ時分引取候、此節拙者一陳之一組右之通可被差出旨被仰出候ニ付、諸事取調方等ニ而長詰也、

一夜入四ツ時分十郎左衛門出候、赤木仲太左衛門・押川五之丞今晚帰候由ニ而旗之儀など承、

十五日 快晴、

朝六ツ起、今朝横山丹碩出候、昨夕鹿兒島より帰候由ニ而出候、須木より郷士年寄上野太郎左衛門昨日御用差出置候ニ付而來候、此節

御出馬之御手当有之段脇方より些為知候人有之候故、須木之儀些無覺束存候儀有之、内々申聞置度御用出

置候得共、昨日表通昨日御内達致承知候付、早々昨日須木江も申遣置候得共尚又細々相達候処、御手当

○一日雛守社ニ而者神楽舞も兩人ニ而いたし候、大抵左之通、

之儀随分可相調懸念之儀無之致安心候、從高原地頭横目黒木壮一郎来候、今日高原武術式日来呉候哉之旨承度段申出候、差越候含之処雛守社祭礼ニ付、当年ハ差入初而之事ニも候間、直参いたし度候間不得參段相達候、尤、月ニ三度式日相立置、其内月ニ一兩度不時見分差越相達置候、稽古ハ何時ニいたし候哉承候処、朝より九ツ時分迄之由候、十郎左衛門・宇兵衛・七左衛門・嘉兵衛出勤、九ツ過より雛守参詣、与頭富満武右衛門・地頭横目横山織兵衛付来候、無役郷士兩人道案内ニ而候、白銀壺兩進納、社守黒木數馬所ニ而焼酎共出候而跡ニ而飯出候、此所江吉岡兵吉来候、飯屋江参候得者、今日者雛守参詣之由ニ而来候段申出候、昨夜爰元江着之由候、七ツ過帰宅、兵吉も被来候、今夜一宿、直ニ風呂ニ入、役々見舞、横山龍見ニも来、暫咄、今日態々飛脚相立旗預之儀美代氏へ申遣、平馬へも書状遣候、四ツ時分

此外布衣共数多ニ而神楽有之、



十六日

朝六ツ起、兵吉四ツ前帰候、雛守辺ニ宿いたし今日廿日比迄ハ滞在之由候、九ツ時分迄者書状認・御用書付等いたし候、今日者八王寺権現御祭りニ付九ツ過より参詣、白銀壺兩進納、横山六郎左衛門・横山織兵衛付来、道案内兩人ニ而候、七ツ過帰、昨日同断神楽神舞、終日社守所ニ而焼酎迄も出候、帰り候

得八名替邦徳・国登志来候、帰後も帳留・書状認等
二而候、暮より飯野辺請込之郡奉行黒葛原源助殿被
来、此節当所被差越候訳者、郡奉行大山長左衛門・
山口一次・右源助外彦人、都合四人御領國中四手二
分ケ、此節居地頭
差入二付諸会积向
等郷役共江訳而相
達、且者見聞之形
行申出候様承知之
由細々承候、四手
達振等替り候而者
不宜候間、同様可
申達堅く被申談候
由、



○一高原人馬次之儀二付願出、黒葛原氏より内見二而留
置、
口上覚

当所宿繼之儀、野尻・小林・高崎・曾於郡四方江相

掛居、就中曾於郡筋之儀六里半之遠路、殊二三部式
者都城內道、先年者荒川内江宿次場被召建置、人馬
次替被仰付候処、何様之御吟味二而御座候哉、御引
取相成、曾於郡大久保迄付通二被仰付、諸御奉公人
衆送人馬者勿論、葉種・御用鮎其外之宿次物手形面
之人馬二而者六里半之山坂嶮難之場所柄逆も難送届
無抛助夫馬差立、往来式日宛之御奉公、且又近来宿
次物并御用封等殊之外相重、荒草茶屋外二者道端江
人家モ無之程之山道夜中時付御用封者為念兩人宛差
立、且又紙屋口より大宿次罷通候節者浜之市迄兩人
二而次越、兼而究置候状持夫六人二而者引足不申、
差掛宿場近辺之者雇人次越、跡以出銭等割付候儀毎々
有之、今通二而者勞百姓共看々耕作之時節を取失候
儀而已、殊更水流村之儀者籠より四里余相隔居候二
付、大久保迄罷立候得者往来四日相掛、全体人少郷
内連年難渋罷成、難黙止仕合別而心配仕、役々一統
得と吟味仕候処、御繁多之

御時節柄恐至極奉存候得共、勞郷遠路之山坂過半都
城内旁之御取訳を以、彼地牛の締くの木坂辺段々人

家茂有之、格別遠方之筋相見得不申候二付、先年通人馬次替被仰付、御吟味者有御座間敷哉、左様御座候者人馬立之者共一日二而往来相調、劳作人共難有手隙を持、農業一向相励、漸々潤立候様罷成可申哉と念願奉存候、右二付而者当分都城より諸県郡高城江自々二日宛寄人馬被仰付置候由二付、其場二高崎より当所江寄人馬被仰付来候を振向、高崎より寄人馬被仰付、当所宿場之儀爰許迄二而引受、前文都城より諸県郡高城江之寄人馬者御免被仰付候者何様可有御座哉、此段諸県郡高城并高崎役々江茂熟談仕奉願上候、幾重二茂奉恐入候得共、劳百姓共極難御救助被成下願通御免被仰付被下候様被仰上可被下儀奉願上候、以上、

子十一月

郡見廻

押領司箭八郎

右同

田口箭一郎

郷土年寄々

山口新十郎

郷土年寄

瀬戸口右八郎

受持掛

御郡奉行勤

黒葛原源助殿

右同
御郡奉行
大山長左衛門殿

一今日黒葛原源助殿夜五ツ時分被帰、夫より邦徳召呼焼酎共為吞候、四ツ時分隊候事、

十七日 快晴、

朝六ツ起、書留等いたし邦徳・国登志出候而暫相咄、七左衛門・宇兵衛・十郎左衛門・六郎左衛門・嘉兵衛・織兵衛出勤、九ツ時分より伊福十郎太・同十郎(七郎左衛門カ)左衛門・赤木七左衛門江馬二為乗見候、七ツ過相濟夫より大工玉葉箆笥作候見候、太郎太・七左衛門二も来候、

○一字兵衛より飯野之内小林境辺穴込之者関狩披露差出受取、小林・飯野南郷(兩カ)より披露二付飯野年寄朝稻般太左衛門・横目馬場治右衛門来居召呼致面会候、則今日致次書美代藤兵衛当二而遣候、午之刻付二而宿

次、

○一野尾(野尻カ)より与頭海老原藤九郎此節出軍御内達一件二付

来、致面会候、

一 須木より与頭上野彦助同断ニ付来候、同致面会候、

一 当所請持郡奉行面高与藏殿先日拙者談合役申出置候

処、去ル十四日被仰付候段被申越候、

一 当所締方渋谷甚十郎殿家内病人ニ而先日内々被帰、

須木御手当人数之事抔相頼置置候^(筋力)処、よき向キ之由

被申越候事、

覚

島津伯耆殿家来

小林南西村居住

長崎甚蔵

一 刀壹本

一 山差式本

一 脇差壹本

外ニ拾四品略ス、

右者去ル四日晚逢盜ニ、其上差火之不審有之候付、

近隣中申合致聞繕方候得共不審之廉無之、然共甚蔵

居屋敷より道法壹里位飯野之内源五郎谷川原ト申所

江岩穴有之候間、曲者隠居候も難計候付、翌々六日

甚蔵近辺之者共拾人余申合右穴江差越見申候処、其

前夜迄者人罷居候形ニ相見得、炭焚散シ、右古木綿

袷壹枚・茶碗壹ツ有之候、就而者前文致盜候者者彼

者共之仕業ニ而者有御座間敷哉之段申出候付、私共

両郷申談、惣立を以山中隔々迄致披方候得共、見当

不申候間此段御披露申上候、

子十一月十六日

羽島栄之丞

堀喜右衛門

馬場治右衛門

大脇七左衛門

伊福十郎左衛門

時任守兵衛

朝稻般多左衛門

御地頭所

右之通申出、段々為致聞繕方候得共、不審之廉無之

処より岩穴江差越見申候処、人相住居候形相見得候

段申出、右両郷惣立を以為致披方候得共、見当不申

段申出候ニ付、尚又取締向等堅申付置候間、此段形
行御届申上候、以上、

十一月十七日

小林居地頭
名越左源太

一暮六ツ半時分より邦徳招呼焼酎共為吞候、五ツ過比
引取候、夫より又々帳留・書付見合等いたし、四ツ
過臥候事、

談合役

面高与蔵

右之通被仰付、出軍之節者惣物主名越左源太江被召
付候条可申渡候、

十一月

丹波

右之通、十一月十四日川上正十郎御取次ニ而被仰
渡、

十八日 晴、夕小雨、夜同断、

晝六ツ前起、六ツ時より渋谷甚十郎殿・面高与蔵殿
江之御用封相認、其外書付等いたし、四ツ半時分黒

葛原源助殿入来、九ツ過被帰、同刻鹿兎島より段々
書状来、一見いたし飯共急キ給候而、八ツ前より高
原・野尻分れ道調練場江乘切ニ而參、此節始り變化
之手数夕迄数篇稽古いたさせ候、少々小雨降出、尚
又乗切ニ而直ニ風呂ニ入居候得共、馬関田居地頭家
来書状持来候、暮より右家来并邦徳招呼焼酎共為吞
候処、五ツ前宇兵衛御用之儀有之来候ニ付、御用濟
留候而暫焼酎共給候而帰候、四ツ時分臥候事、
一今日出勤宇兵衛・七左衛門・嘉兵衛・六郎左衛門、
尤、調練者四ツ過よりいたし候ニ付、役々彼方江差
越居候者共有之候、

十九日 雨、雷鳴、

朝六ツ起、安田氏へ之書状并鹿兎島へ之書状相認候、
昨日来候安田氏家来安藤吉次郎・邦徳出候、横山六
郎左衛門・井上嘉兵衛出勤、押川愛次郎・七左衛門
出候、七ツ時分迄ハ帳留・書状認ニ而候、七ツ過ヨ
リ隠居体之者共伊福十郎太・堀之内十太右衛門・赤
木七郎左衛門・斎藤八郎左衛門・富満清七郎・宮原

八左衛門・押川莊右衛門・立元為右衛門・堀源太左

衛門・田畑次左衛門・脇元直右衛門ニ而吸物一ツ取

替しいたし、扇子一對ツ、遣候、夕相濟詰合之役々

時任宇兵衛・大脇七左衛門・堀之内半五右衛門・横

山伴之進・押川愛次郎・横山六郎右衛門・井上嘉兵

衛・井上軍兵衛・横山丹碩・山口浅右衛門召呼、右

吸物壹ツニ而酒共為吞候、暮迄皆々帰、安田氏家来

并邦徳ニも召出同断、五ツ半時分臥候事、

一 須木左之通書出

須木

○ 覚

人数百五拾三人

但、拾八才より五拾八才迄

内、三拾人

右者現出軍相調候者ニ而御座候、

内、拾人

右者他領境辺路御番所四ヶ所番人共ニ而御座候、

内、貳拾八人

右者他領境ニ而本番人ハ罷居申候得共、当番人

数之者共より右四ヶ所御番所江為用心相勤申候、

内、貳人

右者爰元之内岩前綾境江辺路番壹ヶ所之番人共

ニ而御座候、

内、八人

右同断用心人ニ而御座候、

内、六拾壹人

右者困窮之者共ニ而急ニ出陳相調不申候共ニ而

御座候、

内、拾四人

右病者ニ而御座候、

右者爰元現出陳仕候者取調申候処、右之通御座候、

尤、辺路御番所番人并四ヶ所辺路御番所為用心当番

人数之者共より為相勤、右之外困窮者・病者ニ而御

座候ニ付、右之通相認、渋谷甚十郎殿御方江御願申

上候間此段申上候、以上、

子十一月十八日

横目
岩下莊玄院
右同
肥田木弥七郎
与頭
金松善助

右同
鬼塚仲左衛門

右同
山元六郎左衛門

右同
上野笹右衛門

右同
緒方覺太

郷士年寄
黒木本右衛門

右同
宗方太次右衛門

右同
上野太郎左衛門

小林

居御地頭所

候様可被取計、此段申達置候、

但、順達いたし、留より返納可被致候、

蒸氣船
生産掛

御徒目付
中江九右衛門

和田彦二

福島半助

加治木より野尻迄式拾ケ郷

郷士年寄中

役人中

与頭中

横目中

郡見廻中

○

一茶植殖之事所方江御徒目付方より当り相成候面書写

茶植付之儀、御手を被付御当地者勿論、諸郷々江茶

植付被仰付置候処、追々繁茂いたし別而御用途相成

事候処、居地頭江右植殖方等掛り被仰付、其郷者勿

論、兼郷迄茂引請致取扱、無納等之場所江者尚又請

持郡奉行并談合役等江申談、植殖方被引勸御国益相

備候処可被取計旨此節被仰付候付、自ら掛り御役々

より申渡も為有之筈候得共、尚又拙者共より分而申

渡置候様致承知候間、精々植殖方被相行、現事行届

二十日

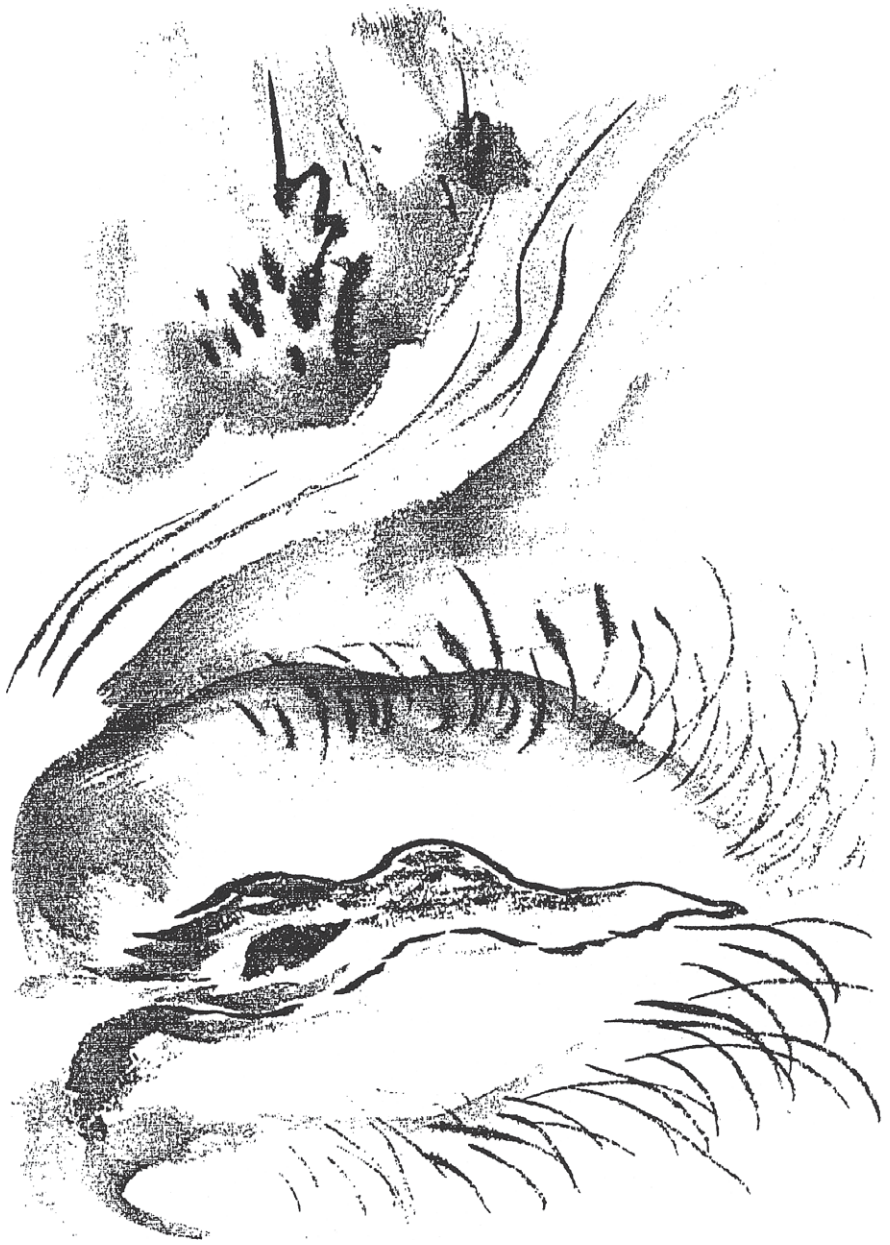
朝六ツ起、書状認、安田氏へ返答邦徳へ相頼、鹿兒

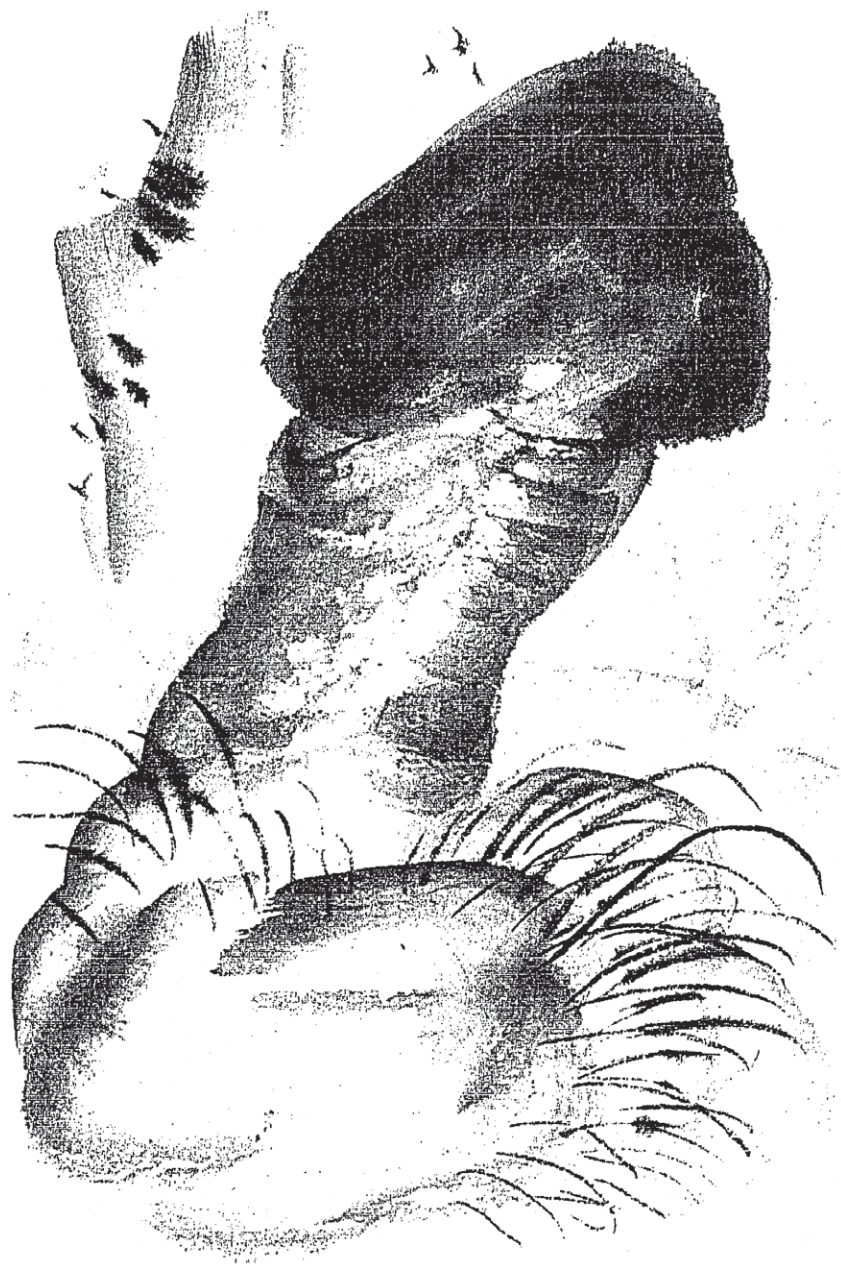
島状安田氏家来并邦徳・国登志四ツ前打立帰候、夫

より又美代氏・町田氏・宮里氏・宿元并平左衛門等

へ遣候書状相認、九ツ時宿次ニ而差出候、九ツ過野

○
尻より荒武政右衛門戰兵拾人引列野戰砲手都合ニ来候、同刻過より射場庭ニ而致手都合候ニ付拙者ニも出張候、八ツ時より東方村之内此内役宅作候由、夫ニ付些入組之儀有之、六ヶ敷事候、仮屋より一里位隔居候間、今日乗切ニ而致見分度差越候、与頭横山六郎右衛門・地頭横目井上嘉兵衛付来候、随分立派ニ出来居候、夫より同東方村之内陰陽石有之、為見物差越候、余リ奇体ニ存候間左ニ書写候、今日者飯野より乗馬來筈候間、留守ニ来候而者如何と往来共ニ乗切候処、七ツ過ニ者帰宅、右之馬者夜入乘来候、持主者兼田喜右衛門と申候、当人乘来候ニ付招呼酒共為吞候、大脇七左衛門ニも同断、喜右衛門者町江致宿候由ニ而帰、七左衛門ニも同断帰候、明日者早天より高原江不時調練見分として差越筈候間、六ツ時ニ伊福十郎太江為乗見候様相頼置候、夫より又帳留、明日出立ニ付少々仕廻之事共いたし、四ツ過風呂ニ入、臥候事、





廿一日 夕小雨、

曉七ツ半起、飯共為焚候而甘酒・茶共給候而髪も自身二結、夜もほのく、明渡り衣服改飯共給候処、飯野より來候馬も乘來、大脇七左衛門・井上嘉兵衛・横山伴之進二も高原江付參候筈二而馬より來候、伊福十郎太二も來候間右之馬二為乘候処、随分宜馬二而候、乘方相濟、直二高原之様差越候得者、郷士年寄黒木林右衛門飯屋へ來候付調練之儀相望候処、則兩貝吹立鉄炮三発打、人数相揃迄之間高原絵図持出、年寄々山口新十郎呼出段々嘶承候、与頭黒木清左衛門・同丸山十郎左衛門・黒木助左衛門・村田正次、年寄竹之下庄助・黒木林左衛門九ツ時分野尻道之方広野調練場江出候而調練有之、調練之事何篇不宜、細々相達置候、歸り二麓村取納計見二立寄、地方檢者脇田甚吉殿被來居候、夫より飯屋へ參、風呂二入候而直二歸る、中途霧雨降、日入比帰宅候得者、須木より与頭山元六郎左衛門・金松喜助戦兵二拾人召列大炮手都合として來、稽古いたし候間出張、外二も相達候御用も有之、暮より招呼相達候而酒在合為

吞、六ツ半時分町之様參候、四ツ時分臥候事、夜五ツ時鹿兒島書狀來、

二十二日 嶽々薄雪、終日曇、

曉八ツ前起、六ツ前迄二書狀認、六ツ時より飯野江不時調練為見分參候、二組之調練有之、余程宜申分無之程之事、少々申所有之候故至当分之処二而心得居候様余程為相揃段裏置候、調練場より町之馬場二而馬二為乘見候、夫より直二歸り日入比小林飯屋へ着いたし候、伊福十郎左衛門二茂參候、今日者歸り二飯野村廻レ二而馬前膝折候而致落馬候得共、怪我抔者少も不致直二乘候得共、馬些不塩梅二相見得込入候処、十郎左衛門馬へ乘候様申候付乘候、尤、今日も脊負朋乱(朋乱カ)之弁当持越給候、今日者終日寒天、其上比日余り元氣過候訳歟少々勞候二付、夜六ツ半時分より臥候事、

二十三日 晴、霜降、寒冷増嶽々薄雪、

朝六ツ起、十郎左衛門・織兵衛・莊右衛門・六郎左

衛門出勤、野尻より馬四疋引来、十郎太・十郎左衛門江為乗見候処、壹疋者能馬居候、高原より与頭村田正次其外拾人計大砲為手都合来、致稽古候付出見候、七ツ時分抜米取締横目伊地知休藏殿被来、暫被相咄候付、足輕者先年市来より拙宅番所致番所奉公居候中山善次郎二而来候、夫より帳留等いたし岩次郎へ素問教候、今朝も同断、夜五ツ過臥候事、

二十四日 大霜、水結、

朝六ツ起、五ツ過より観音寺不動參詣、白銀一両進納、観音寺俊明坊覺洲より九事之法を授り候、四ツ半時分歸り二熊野三社大権現御修甫中見二參候、伊福十郎太祖母当年八十才近ク之年輩二而、自金二而寄進御修甫之由、百両余入価之卜承候、九ツ過歸宅候得者飯野より組頭秋丸仲左衛門・真形甚五兵衛、戦兵朝稻英之丞・柏木源十郎・市来喜之助・堀佐次兵衛・池田甚左衛門・黒木民之丞大炮手都合として来、暮歸候、今日出勤十郎左衛門・伴之進・織兵衛・嘉兵衛二而候、井上軍兵衛九ツ時分出候、昨日野尻

より取寄候馬壹疋者能馬居候而貴受度相嘶候処、右軍兵衛弟馬之由二而、今日者能折柄軍兵衛參致相談候旨申二付、夫ハ能都合二候間、余り失礼之事二候得共、拙者此節御出馬被召列二付而馬不足二存候間、只物好二而も無之候間致相談只候様相頼候、

○ 此節長州御征伐二付、肥後之儀者豊前小倉江相揃、

豊前勢と一所二陳屋江出張居候処、去ル八日八ツ時分長州より此節之軍ハ止只候様使者參候得共、両国二而者返答不出来、其形右使者引取候処、其夜右陳屋江大砲拾五発打掛直二引取候付、何方之者共不知候由、

一 肥後怪我人式百人程、

一 豊前右同三百人程、

一 肥後御三男丈之助様去ル八日立二而御出陳之由、御供人数不相知、

一 当月廿一日立二而肥後様御出陳之筈候由、是又御供人数不相知、

右大口町人貴島良右衛門と申者肥後迄聞合として
差越承候形行、

子十一月廿三日

右之通、当所郷士年寄大脇七左衛門当所江来候大
口之者より承候段申出候、

二十五日 霜如雪氷、

暁起、書付取調又臥、六ツ起、岩次郎へ素問教、十
郎左衛門・莊右衛門・伴之進出勤、高原与頭黒木助
左衛門来、御用書付式通差出、式通者不宜処有之候
間認替差出候様相下置、五ツ過より鹿兒島書状段々
認、美代藤兵衛殿宿次より遣候、爰元申刻出ス、夫
より書見、夜入五ツ過臥候事、

二十六日 朝霧雨、後曇、

朝六ツ起、伴之進・莊右衛門出勤、終日書見、夕方
観音寺覚洲申遣被来候、未九事之法不覚二而習候、
今日惣而能吞込候、夜五ツ過被帰、四ツ時臥候事、

二十七日 氷、晴、

朝六ツ起、明方夢覚て、

故郷の所々のミへつるうれしさも

ゆめははかなき旅のあかつき

過し比あらぬ夢を見し事を、

さまざまにもものをおもへハ身におはぬ

夢に驚くあかつきのそら

一今日出勤与頭横山伴之進・郷士年寄堀之内半五左衛
門・地頭横目横山莊右衛門、高原与頭丸山十郎左衛
門御用書付式通持来、式通共願書也、

口上覚

○ 御当時柄二付文武出精沙汰之儀、追々被仰渡趣委細
奉承知候、爰許之儀武術指南人罷居不申場所御座候
処、小林表締方御横目渋谷甚十郎殿示現流御指南可
被成段及承、爰許郷士共罷出御指南御願申上候処、
願通被成下至而仕合之儀二御座候、然処最早御代合
二而御引取相成候、依之御願申上候、来丑二月朔日
御代合之節、野尻表締方御横目として右甚十郎殿御

差入相成候様被仰上被下候儀者相叶申間敷哉、左様御座候ハ、又々御指南奉願度段門人共より申出趣承届、何卒御願申上候通被仰付被下候様被仰上被下度此段御願申上候、以上、

子十一月廿七日

与頭

丸田十郎左衛門

郷士年寄

竹之下庄助

御地頭所

御取次衆中

口上覚

○

此節御軍役一件毎々被仰渡趣奉承知、依之御願申上候、爰元郷士出陳二付他国出張被仰付候節者、拾壹人中間二壹人ツ、小仕夫として召列申度奉存候間、就而者郷士下人之儀相少場所二而引足不申、右二付而者爰許神徳院・錫杖院両門前者并百姓之内より差足二被仰付被下度奉願上候、尤、在夫之儀者勸農方江一涯相励候様被仰渡置候得共、何れ之筋郷士下人不足丈者両門前者・百姓之内より差足被仰付被下度且調練稽古之節も両門前者押廻シ召仕候様被仰渡被下度此段旁御願申上候間、御免被仰付被下候様被仰

上被下度奉存候、以上、

子十一月廿七日

与頭

丸山十郎左衛門

郷士年寄

竹之下庄助

御地頭所

御取次衆中

七ツ後昌寿寺江一刻參候、伊東方戦亡板有之、一覽候而無程帰候、夜五ツ時分臥候事、

一夜岩次郎江素問教候、

一今日三度狩之内初而有之所惣立之由候、暁より出立候、夜入帰る、宍二丸歟三丸歟取れ候由、

二十八日 大霜、氷五部計結、

朝六ツ起、岩次郎江素問教候、十郎左衛門・伴之進・荘右衛門・織兵衛・仲藏出勤、横山六郎右衛門同断、昼時分中山善次郎来候、八ツ過荒神并水天御祭り二付是迄八年寄之内より地頭代參いたし来候得共、今日者何様いたすべく哉承候付、初而之事二も候間直參可致、白銀壹両進納致參詣、郡奉行面高与藏殿今日当所差入二而夕方入来、五ツ過迄被相咄候、

無程臥候事、

二十九日 曇、

○ 朝六ツ起、岩次郎へ素問教候、四ツ時十郎左衛門・

美代氏より之書状并安田氏より之書状持来、美代氏

より之御用書付左之通、

○ 飯野大河平村梅木崎

右者他領へ之辺路有之、別而不締之由候二付、此節

辺路番所被召建、造立方之儀者都而所調申付、無役

郷士兩人ツ、相勤、被下方之儀外辺路番人同様申付

候条、所役々立会致見分届可被申出候、尤、番人人

柄之儀者致吟味申出候様可被申渡候旨地頭江可被申

渡候、

六月

(川上久運)
但馬

右亥六月歟ト奉存候、

右書付写御裁許掛谷村孫八より被相下候、

○ 覚

(本ノマ、以外ハ朱書)
飯野大河平村

「子十二月三日飯野武衛為見分差
越候節、辺路番人ハ柏木孫兵衛・本村左衛門相勤居、御扶
持米等之儀願書差出候付、直ニ
梅木崎辺路番所

飯野藤兵衛当ニ而遣候、願書此
方ハモ一通差出候ニ付相請取歸
候、」

番人
当分相勤候名前

并御扶持米被下方

右相札可申出旨御裁許掛谷村孫八より致承知、先取

次方承合申候得共委敷相分り不申候間、飯野へ申遣

置候得共何分不申出候間、御聞札被下度奉願候、

別紙之通申来候間、美代藤兵衛方へ早々致返答、

拙者方へも同様名前并御扶持米被下方等可申出候、

以上、

十一月廿九日

左源太

飯野

郷士年寄中

句読師

小林郷士

赤木仲太左衛門

右者今般諸郷之儀、居地頭被召居万端御手厚

御沙汰被遊折柄候間、役儀是迄之通二而、帰郷之上居地頭江引合、所中学間引進方精々相励候様被仰付候条可申渡候、

十一月

丹波

別紙今日島津織部殿より取次御用二而被仰渡候間、早々差上候間仲太左衛門儀当分帰郷仕居申候間、於其許被仰渡可被下候、以上、

十一月廿六日

四ツ過当所締方横目隈元啓一郎殿一刻被来候、今日出勤十郎左衛門・伴之進・織兵衛、赤木仲太左衛門江右被仰渡候御書付申渡候、夕風呂入、夫より庭中緩歩、夜入五ツ過迄書見いたし、臥候事、

覚

小林

○

客殿

八敷
五間三尺

昌寿寺

右者寺社方御合力御修甫所二而御座候処、上茅葺相損候付、此節所取替を以葺替御免被仰付被下候様被仰上可被下儀奉頼候、以上、

子十一月廿七日

普請方見廻

山口浅右衛門

寺社方掛与頭

押川愛次郎

右同郷士年寄

伊福十郎左衛門

御地頭所
御取次衆中

右十郎左衛門より今日差出、相受取候、

○

覚

小林

島津伯耆殿家来
爰許南西方村居住
長崎甚蔵

右者去ル四日夜逢盜、其上差火之不審有之、品立を以御披露申上置、猶又詰締方横目衆并私共立会、当人者勿論近隣之者共細々相糺候処、差火之不審全無之候間形行追御届申上候、以上、

子十一月廿九日

横目

弓削次右衛門

同

羽島栄之丞

郷士年寄

堀之内半五左衛門

同

大脇七左衛門

御地頭所

右式通美代藤兵衛方江今日差遣候、織兵衛江渡入、

晦日 九ツ時分より雨、

朝六ツ起、岩次郎素問教、四ツ時迄書見、夫より安田氏へ遣候御用書付等いたし候、四ツ過より面高与藏殿入来、八ツ過被帰候、夫より飯、風呂二入、又書付等いたし書見、夜五ツ半時分隊候事、夜岩次郎江素問教候事、

日史第四十二

名越時敏(花押)

元治元年甲子十二月

朔日 雨後晴、

朝六ツ起、葉種取調いたし、四ツ前より右不足之品岩次郎江申付求ニ遣し、伊福十郎太出候、伊福十郎左衛門・大脇七左衛門・横山伴之進・横山六郎右衛門・横山織兵衛・押川愛次郎・押川五之丞・高野瀬庄助・井上軍兵衛・赤木仲藏・井上嘉兵衛・富満武右衛門・時任弥兵衛・山口浅右衛門出勤ニ而候、九ツ時分より面高与藏殿入来、八ツ過より同伴、今日ハ武術式日ニ而不時為見分差越候、尤、稽古所出席

人数堀伴之助・野本源吾・富満市次・斎藤伊太郎・野辺嘉之助・前田徳次郎・斎藤仁太郎・前田徳左衛門・野辺清右衛門・時任宇次郎・水間藤助・青山直次郎・大川平藤之助・野本藤太・弓削宇助・向井早市・川添嘉八郎・川添栄之助・大脇祐藏・井上市助・大牟田伊助・野辺市助・川原源次郎・柗崎庄次郎・大坪善五郎・押川彦助・田口嘉十郎・西田林次郎・温水多次郎・堀善太左衛門・斎藤十太郎・伊福十郎・上井休藏・高野瀬彦七・脇元嘉八郎・柚木彦十郎・温水祐之丞・横山伴之進・富満八郎太・山波六郎・大坪市之丞・山口清一郎・植村藤之助・中山嘉兵衛・横山織兵衛・野辺嘉之助、

右稽古之甲乙之星之大小を以分つ、

右相濟円岳寺江參、示現流見分、名前左之通、柳川伝四郎・森岡善兵衛・植村岩右衛門・柳川宗次郎・富満矢九郎・川野嘉次郎・片之坂新助・有馬小左衛門・高岩福次郎・小田矢八郎・園田常右衛門・山口金次郎・永野平右衛門・永野宗之丞・坂元平助・斎藤八郎右衛門・宮之原林助・脇元利八郎ニ而候、大

鐘比帰り風呂ニ入、珍敷今晚ハ独りニ而焼酎少々給候、夫より四ツ前歌集とも見候而慰ミ臥候事、

二日 快晴、

朝六ツ前起、六ツ過より鈴木籠之進所江不時見分ニ差越候、劍術稽古人数四拾人余茂有之候半、五ツ半時分帰候、締方横目貴島（勇之助力）殿・面高与蔵殿入来、四ツ半時分より同伴ニ而稽古所ニ参、町之者共稽古見候、出席人数拾人余有之候、九ツ過帰候、美代氏より書状来、御通達も来、抜米・拔菜種等取締一件ニ而万留ニ書写、支配郷々通達相成候様十郎左衛門江下置、大鐘比より吉国孝之助・中山善十郎来、夜入六ツ半時分迄相咄候、五ツ半時分臥候事、
一先日小林郷士年寄堀之内半五右衛門江申付置候、昨日中所中諸雜費寄物出銭・出米等取調帳式冊今日伊福十郎左衛門より差出候、当年ニ相成諸雜費減候訳但書ニ而も右書ニ而もいたし差出候様又々相下置候、

三日 快晴、

今曉時計見損シ、七ツ半之考ニ而八ツ半時起出、皆々起し飯共為焚、最早夜明候比なるへきに奇妙と存候而又々蠟燭之明りニ而時計候処、先刻者見違ひニ而候、未七ツ前ニ候間、最早今より臥もならず、書見共いたし夜を明し候、六ツ時より飯野江劍術見分ニ参候、（試力）拭合拾式組有之候、小林より之横山織兵衛・富満八郎太・山口清一郎・斎藤幾次郎・野辺嘉之助・兒伊福八郎太・兒（空目）参、何れも稽古いたし候、井上嘉兵衛も参、是ハ痛所有之稽古いたさず候、八ツ半時分相濟、稽古見分中ニ福留七左衛門より之書状来、片手見候、相濟直ニ返答認候而遣候、又秋丸仲左衛門より梅木崎辺路番人御扶持米願書差出候ニ付、直ニ飯野より美代氏方江遣候、帰候得者町田氏より書状到来、七左衛門持参ニ而候、五ツ半時分迄書見いたし臥候事、

四日

曉六ツ前起、詠歌三首、

へたてなく幾千世守神ならん

熊野の杜の枝もさかへて

けふより八宮ゝ新になりぬれば

猶行末を神や守らん

祈るそよ君か恵の露の玉

民の草葉にかゝるへしとは

右者此節当所熊野権現御社伊福十郎左衛門祖母寄進

二而新二出来替り、今日御遷座二付参詣者如何之旨

承、参詣之含二而右三首短冊三枚二認、盃猪口一ツ

箱入二而進納、盃之絵者東都吾妻橋之景、七ツ過只

今御遷座有之候段申来、右二白銀一両相添進納二而

参詣、神樂上り舞も段々有之祝二も社内二而逢候而

暮過帰宅、祭り者明日之筈候、拙者事、明日者高原

江差越筈候故、今日参詣之事為申と存候、帰候得者

平馬より書状来、福留平左衛門事兵左衛門よりも同断、鹿府并拙宅

無事、千石馬場町田家お筆平産、女子出生之段申来候、

五日 風雨雪交る、今朝嶽々雪積、

朝六ツ起、書見、九ツ半安田氏へ書状遣候、昨日来

候、返答二而候、熊野権現祭り今日者伊福十郎左衛門

代参相勤候、出勤六郎右衛門・織兵衛二而候、拙者
事、終日夜も五ツ半迄書見、四ツ時臥候事、

六日 嶽々雪又積る、霜氷、

朝六ツ起、十郎左衛門・六郎右衛門・織兵衛出勤、

四ツ過円岳寺江霧島山辺之雪見二参候、詠歌一首

霧島の雲ハあらしにさそはれて

今朝あらはる、雪のしろ妙

して無程帰り、今日者櫃作として大工来居候二付見

二参候、昼时分役々招呼茶共為吞候、今日者野辺伊

右衛門との所郷土来候而焼酎煮呉候付かんき、ども

有之候、昼過二而野尻より地頭横目寺田庄次郎来、

宗門崩れ候段届承、宗門改川上万之助・横目亀沢助

八郎被来被糺候由、夜入五ツ半時分臥候事、

七日 嶽雪不消、霜氷、

晝七ツ時起、今日者野尻江武術并読書為見分七ツ半

より打立参候、五ツ過着、川上万之進殿入来、暫被

語候、被帰直二風呂二入、四ツ過より素読、十人余

皆式三十枚も読候、引続示現流二流、一流ハ二拾人、一流者八人、直心影流二拾式人、東家水野流式拾四人、月山流薙刀茂有之、八ツ半時分相濟、直二飯共給、米・味噌為持參候而焚方いたさせ候、且今日者先日野尻郷士伊達善右衛門馬致相談貫請置候付直二乗帰、別而能馬ニ而乘ニ而候、帰打立二者日も竿丈より少し高く候処、此馬故ニ式里半計之道程ニ候得共暮前ニ帰り付候、供人者漸六ツ半比帰り付候、伊福十郎太馬好ニ而昼も來暫待居候由、帰り候ハ、申遣呉候様申置候由ニ而、又暮過來、直ニ馬を見候由、拙者前ニも出候、六郎右衛門・織兵衛來暫咄候、軍兵衛も今日者野尻江參呉候ニ付六ツ半時分帰り、直二拙者前ニも出候、四ツ時分臥候事、

八日 嶽々雪同断、里ニも降不積、朝氷厚シ、

朝六ツ起、岩次郎江素問教、書見共いたし候、出勤十郎左衛門・六郎右衛門・織兵衛ニ而候、四ツ後十郎太來、馬江為着置候筵縫ひいたし呉候付見ニ參候、夫より招呼酒共為吞候、九ツ過帰り、引続観音寺和

尚煮物一鍋持來、焼酎共出シ七ツ半時分被帰、大工櫃作り今日迄ニ而相濟候付招呼、焼酎共為吞暮過帰る、六ツ半時分福留平左衛門・伊太郎鹿見島より來、是又焼酎共為吞候而、四ツ時分臥候事、

九日 嶽々雪不消、霜氷、

朝六ツ起、出勤十郎左衛門・六郎左衛門・織兵衛ニ而候、伊福十郎太馬之毛焼ニ來呉候間出致見物候、十郎左衛門・織兵衛ニも致毛焼候、八ツ時分相濟風呂ニ入、飯共給書見、七ツ過十郎太馬ニ乗候ニ付拙者前ニも一鞍乗候、夫より引入書見、六ツ半時分より平左衛門・伊太郎招呼相咄候、四ツ時臥候事、一野尻之郷士年寄滿留民左衛門自詠一冊為見候ニ付左之通ニ而返しぬ、

とりくくの詠草面白繰返し今盛吟候、

書あつむこ、ろの老の糸桜

いまより世々にかけて匂はむ

十日 嶽々雪残る、霜降、晴、氷厚、

朝六ツ起、四ツ後観音寺へ護身法習ニ參候、九ツ前
帰候得者伊福十郎太・赤木七郎左衛門来、拙者馬之
毛焼いたし呉候、今日ニ而余程奇麗相成候得共、又
一七日計いたし今一度清焼いたし候得者尚又奇麗ニ
相成と申候、兩人共召呼暫相咄候、引続観音寺和尙
入来、八ツ過被帰候、夫より明日須木行仕廻いたし
候、今日十郎左衛門・六郎右衛門・織兵衛出勤、六
郎右衛門ニ者夜嘶いたし帰候、夜四ツ過臥候事、

十一日 嶽々雪残る、大霜氷、

暁七ツ前岩次郎起候、今早朝より平左衛門と鹿兒島
之様帰し筈候故飯杯焚候ニ付起候、大鐘比仕廻出来
兩人帰候、拙者ニも七ツ半時分より起、朝六ツより
須木江參候、拙者ニ者馬ニ而供人不追付、五ツ過比
四里八町之道程着、中途迄無役郷土兩人来居候、供
人者四ツ過比着、九ツ時分より示現流・月山流見分、
此節者犬山もいたし候筈ニ而、十郎太・織兵衛ニも
參度申候ニ付召列候、夜入五ツ半時分臥候事、

一二才・兎之者共清書多く出候、持帰取直し遣候賦、

十二日 快晴、霜降水、

朝六ツ起、五ツ時分大谷口と申所江犬山ニ參候、一
狩倉狩鹿之子式三疋候而鉄炮四筒鳴候得共、何れも
走候の其上出様不宜候故不中候、今夜たかふちと申
候谷川脇江山泊いたし候、小屋も何もなく候得共、
大火を拾壺ヶ所ニ焚立臥候故思ひ候様ニ者寒く無之
候、拙者ニ者夜九ツ時分ニも候半起出、一時計焚火
にあたり臥居候得者、八ツ過比又々皆々起出飯など
焚候付、拙者ニ茂起候而火ニあたり通し、

十三日 霜降、快晴、

暁八ツ過比起、須木深山泊ニ而候故大火焚あたり通
し、夜明飯給、六ツ過よりどゑんばる狩倉狩候、六
ハ壺ツ出鉄炮鳴候得共不中候、拙者ニ者八ツ時分よ
り帰り、跡ニ而狩人共者今日あくそふ^{びち}平狩倉・助左
衛門こばの鼻狩倉狩候筈候、中途緩々と帰り、夕方
須木飯屋江着、一宿いたし候、

十四日 霜氷、快晴、須木より帰りニ嶽々見候得者先日よ

りの雪残る、

朝六ツ起、五ツ半時分須木打立帰る、拙者二者馬故
供の伊太郎・太郎、小林地頭横目横山織兵衛不追付
独り帰候処、道迷ひ野尻之方江参候而半道計り候、
九ツ時分帰候得者未供之者共不帰、所役々段々来候、
貴島勇之助殿・観音寺和尚も八ツ過より入来候而、
夜入四ツ時分被帰候、無程臥候事、

十五日 大霜、水、快晴、

朝六ツ起、所役々并隠居伊福十郎太・押川莊右衛門
又赤木仲太左衛門来、引統貴島勇之助殿・面高与蔵
殿入来、各七ツ時分被帰候、暮より伊太郎招呼焼酎
為吞、拙者二者甘酒二而別立、四ツ時分臥候事、

十六日 快晴、

朝六ツ起、出勤十郎左衛門・時任弥兵衛・井上嘉兵
衛二而候、四ツ時分観音寺覚洲法印入来二而候故、
今日者白鳥山江同伴相頼候処、いと意安く受合二而
仕舞次第可参旨被申、暫被相咄候而被帰、直二仕廻

方いたし九ツ前観音寺江誘参候得未仕廻半二而、九

ツ過打立、地頭横目井上嘉兵衛二も召列、伊太郎・
太郎召列馬より参候、観音寺二も断馬上二而被差
越候、小林町江出候得者月野木藤蔵殿先日より此地
江差入今日帰之処へ行逢、暫致下馬相嘶候、夫より
飯野上江通より上江村江通り白鳥山江参候得者、山
中寒氣稠敷地上無残所水二而候、流小川池も水人登
り而も不割、詠歌一首いたし候、

岩間せく音にしられて見れはいま

こふりとちきる山川のミツ

無程満足寺江着いたし候得者寺内留守二而、法印者
小僧惣而召列湯之元江被参居候由、直二彼方江参可
申覚洲被申候間差越候得者、寺より僅壹町余之処二
而、暮迄二湯二四篇入候而又々満足寺之様参、法印
覚明段々之饗応有之、夜四ツ時分迄迄嘶候而臥候、当
所之寒氣中々厳敷、夜具も十分寝所江火も起し有之
候得共、一息臥九ツ時分目覚候処、夫より厳寒臥候
儀不相叶、八ツ半時分月影清候間、湯江入候得者寒
氣不存候、夜明迄三篇入候事、

○ 白鳥山御文書写

願書

一 今度上洛以御神慮先^(々々)二仕合可然様奉願候事、

一 当家連続之事、就中留主中諸人心持無相違、義久様・

義弘・久保偏相守、悪事無出来様二御神慮奉願候事、

一 又八郎其外妻子等召置候在所、殊家内以御神慮堅固^(家)

二守護奉願候事、

一 上洛路次続上下無障様御神慮奉願候事、

一 義久様・義弘・久保早々下向御神慮奉願候事、

右以意趣明日寅卯之間二御祈念可被相始候、仍刀

一腰拝進之者也、

^(天正十六年九)

卯月廿四日

義弘



白鳥山

座主坊

○ 上洛之後者依遠遠書音不輒之条乍存無音之処、俊覺

房下向御勇健之由承候、大慶候、然者彼方再住之際

用腐毫候、必遂住山、下国之刻委曲可申達候、佳事、

恐々謹言、

^(天正十二年九)
九月六日

満足寺

吟窓下

忠平



右三種^(空白)

^(尤)御回祿^(空白)□^(空白)為^(空白)□

義弘并久保為御祈念奉

寄進之^(者)□也、仍状

如斯、

文祿貳年癸巳

五月十九日

白鳥山

又八郎
忠恒



御^(宝)前

○ 日州諸県郡真幸院白鳥領目錄

加久藤

湯田村之内

高七拾六石六斗式升四合三勺九才

飯野

正原村之内
畠田村之内

高拾八石六斗九升五合五勺六才但本領

加久藤

川北村之内

高四拾八石式斗三合九勺八才但本領

都合百四拾三石五斗三合九勺三才但公役免許
(二升脱力)

慶長五年正月廿一日

忠恒

白鳥山金剛乘院光嚴

知行目錄

隅州桑原之郡栗野之内

北方村辻之門

高四拾石一斗一升六合

同所 坂本屋敷

高四拾六石三斗三升四合六勺

同所 紙漉之門

高四拾三石五斗八升二合六勺

惣合式百斛三升
(マ マ)

右知行之儀、白鳥權現御宮作成就之間可被付置之

由依被仰出候、代官被仰付候、夫仕入目等無異儀

代官へ被仰談、御宮作不可有御油断候也、

慶長六年

五月九日

鎌田出雲守

政道
(政近力)

比志島紀伊守

国貞

平田太郎左衛門尉

増宗

図書頭

忠長

○ 白鳥山御知行百四拾石之事、先年庄内御弓箭之刻為

御寄進被付置、御公役可為御免許之旨御判形慥有之

儀二候間、弥向後不可有相違候、然者以右知行社頭

之御再興等懈怠有間敷候、仍証文如件、

慶長十六

伊勢兵部少輔

十月十八日

比志島紀伊守

国貞

町田勝兵衛

久幸



白鳥山

座主

如此候、尤、出物米御免高二而御座候、以上、

貞享二年乙丑

正月拾三日

高所

谷山孫右衛門

村田五右衛門

加治木

書物藏衆

○ 真幸白鳥山著

奥州様以御判形出物被成御免許候間、彼領之高可被引除候、為其如斯候、恐々謹言、

伊勢兵部少輔

十一月三日



貞昌

(市米力)
市木八左衛門殿

本田伊賀守殿

御宿所

○

白鳥山御文書二卷之内

中納言様御幼少御筆

一段ミことなる切にて候、さらハ

尺八之袋をぬハせ候て

可給候、則尺八もたせとて

おこの人まいらせ候、

十六日

○

中納言様御筆御短冊

昨日ハ花いれ 月雪のあかなき色もきれくの
送給ひしま、

一首
雲玄老人

こ、ろのはなをかさしてやみん

家久

○

証文

殿役米之事

右者白鳥山寺領ニ相掛ル殿役米毎年其元藏江可被相納候付、出納米同前ニ可被受取置候、左候而、此証文被見届候而已後白鳥山へ可被相返候、為後年証文



涼しきりしつゝ

まろね松の

まろね

多世秋もふく

常あ止の末

水と菊世

浮世舞

名越の時

中ふ新り

中ふ新り

こころみ



秋あかり末

かゝりぬつち

こゝろて呉弁り

名越の時

画云

画云 一
齊宣御判

画云

画云 一
齊宣御判

齊宣云、この竹藪は、
昔年、余は、能く、
雪窓と云ふ、
所、
所、
所、

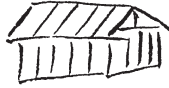
画云
齊宣

○一探元齋筆文珠之掛物至而見事之中立物法印覺明所持
致一見候、是ハ／＼目之覺たる名画也、探元龍之繪
も所持、是も見事、探龍寿老神同断、

白鳥山六兵衛

湯之鹿図

蒸湯小屋



蒸湯
小屋



白鳥山六重
仰右之蹟キ

